

業務運営評価制度: 平成 18 年度年間事業評価書

平成 19 年 10 月 国際協力銀行

~ 説明責任の徹底と成果重視の業務運営の推進に向けて~

2006年の世界経済は、原油高や経常収支の不均衡等のリスク要因を指摘されつつも、引き続き堅調な成長を維持しました。とりわけ開発途上国の経済成長率は7%に達し、世界経済の牽引役として大きな割合を占めつつあります。また、我が国経済は長期にわたる停滞を脱し、新興国における投資、貿易ニーズの高まりや、我が国政府による各国との経済連携協定推進の動きに呼応して、多くの日本企業が海外での事業展開の拡大を図っています。一方で、温暖化をはじめとする地球環境問題、アフリカをはじめとする開発途上国の貧困削減、逼迫が予想される資源・エネルギー需給等、世界レベルでの取り組みが必要な課題も山積しています。こうした課題の解決には、公的セクター・民間セクターの垣根を越えた連携、各国間の知見やノウハウの共有、そして総合的・戦略的なアプローチが必要とされます。

国際協力銀行は、我が国の対外経済政策を担う一元的な政策金融機関として、民間金融機関の活動を補完・奨励しつつ、「我が国の輸出入および海外経済活動の促進」、「開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援」、および「我が国を取り巻〈国際環境の安定化への貢献」を使命としています。2006 年度には上記のような経済社会情勢の下、我が国政府の政策や民間企業の動向も踏まえつつ、国内外のニーズに機動的に対応すべ〈業務を展開しました。具体例としては、海外投資金融とインフラ整備・裾野産業支援を組み合わせた我が国企業の海外事業展開支援、資源・エネルギー供給源の多角化や資源国との関係強化に繋がる案件の支援、経済インフラ整備と民間部門育成の両面からのアフリカ支援、環境改善や省エネルギー事業の支援、フィリピンやスリランカにおける平和構築支援等が挙げられます。また、金融面での支援にとどまらず、開発途上国の投資環境改善に向けた調査提言、CDM事業発掘に向けた開発途上国政府との覚書・業務協力協定締結、イスラム金融に関する関係者との情報共有、HIV/エイズ等の感染症予防対策に関するセミナー・トレーニングの実施等、本行の有するノウハウやネットワークを活かした取り組みも積極的に行いました。

本評価書は、本行が2006年度に実施した業務を6つの事業分野に基づき体系的に整理し、その取り組み状況を評価したものです。業務運営評価制度は、政策金融機関としての立場から、国民の皆様に対する説明責任(アカウンタビリティ)の徹底と成果重視の業務運営の推進等を目的とするものであり、多面的な評価や今後の改善策の検討も取り入れる等、自律的な評価体系の確立に努めてまいりました。また、本行は、類似の評価制度・手法に関する知見や、国民あるいは本行出融資等の利用者の視点を有する第三者から構成される外部有識者委員会を設置していますが(第1部5.参照)、本評価の評価手法・結果の妥当性や制度運用に関する同委員会の意見書を評価書と合わせて公表します。

本行業務は、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」「株式会社日本政策金融公庫法」等に基づき、2008年10月をもって、株式会社日本政策金融公庫と独立行政法人国際協力機構(JICA)へ承継されます。本行は、全行的体制で新組織への円滑な移行に向けた準備に取り組んでおりますが、これまで業務運営評価制度で蓄積された経験、ノウハウを活用し、新組織においても、業務運営の透明性向上と自律的な組織運営に努めてまいります。

目 次

| 第1部 | ſ | 業務 | 運営評価制度」の全体像と「平成 18 年度年間事業評価」 | • • • | 1 |
|------|----|------|------------------------------|-------|-----|
| | 1. | 「業剤 | 务運営評価制度」の目的と枠組み | | 2 |
| | 2. | 業務 | 運営サイクルと「平成 18 年度年間事業評価」 | | 6 |
| | 3. | 年間 | 事業評価の手法 | | 8 |
| | 4. | 評価 | の実施体制 | | 13 |
| | 5. | 外部 | 有識者委員会 | | 14 |
| | 6. | 2006 | 年度出融資保証承諾実績と評価結果一覧 | | 15 |
| 第2部 | 1 | 平成 | 18 年度年間事業評価」の結果 | | 18 |
| | 1. | 課題 | の評価フォーム記載要領 | | 19 |
| | 2. | 基本 | 業務分野の評価 | | 20 |
| | | (1) | 事業に関する課題 | | 21 |
| | | (2) | 財務に関する課題 | | 37 |
| | | (3) | 組織能力に関する課題 | | 40 |
| | 3. | 事業 | 分野の評価 | | 53 |
| | | (1) | 国際金融秩序安定への貢献 | | 54 |
| | | (2) | 開発途上国の経済社会開発支援 | | 62 |
| | | (3) | 我が国にとっての資源の確保 | | 88 |
| | | (4) | 我が国の資本・技術集約型輸出の支援 | | 101 |
| | | (5) | 我が国産業の国際的事業展開の支援 | | 112 |
| | | (6) | 開発途上国における地球規模問題・平和構築への対応支援 | • • • | 124 |
| (参考) | 证 | 最去の | 年間事業評価の結果一覧 | | 137 |
| 外部有 | 識 | 者委員 | 員会意見書 | | 140 |

第1部

「業務運営評価制度」の全体像と「平成 18 年度年間事業評価」

< 概要 >

まず、本評価書が拠って立つ「業務運営評価制度」の目的・枠組みと、「平成18年度年間事業評価」の位置付けを概説しています(1.2.)。

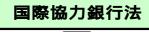
次に、平成 18 年度以降の年間事業評価の手法について、「評価のフィードバック機能」を一層高める観点から、段階評価の基準を見直したところ、そのポイントと留意点を説明しています。また、評価実施にあたっての内部体制や外部有識者委員会の役割を説明しています(3.~5.)。

最後に、出融資保証承諾実績の参考データとともに、「平成 18 年度年間事業評価」の評価結果(本文を除いた段階評価のみ)を一覧にまとめています(6.)。

国際協力銀行は、政策金融機関としての立場から、国民に対する説明責任(アカウンタビリティ)の徹底、国民的視点に立った成果重視の業務運営の推進、自律的な業務運営の確保、機動的・効率的な執行体制の確立、組織の潜在的価値の発揮を主な目的として、2002年度から「業務運営評価制度」を導入しています。

本評価制度では、「使命」、「活動指針」に基づき、業務運営上の方針を示す「業務方針」、中期的な「業務戦略」、各年度の「年間事業計画」を策定しています。「業務戦略」および「年間事業計画」については、各々評価を行い、その結果を次の業務運営サイクルに反映させていきます。

(図) 業務運営評価制度の枠組み



使 命

命・・・国際協力銀行法の目的規定を換言

我が国の輸出入および海外経済活動の促進 開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援 我が国を取り巻〈国際環境の安定化への貢献



活動指針(どのように活動するか)

業務方針

・・・業務運営上の方針

基本運営方針

(業務に取り組む基本姿勢)

民業補完の徹底および民間資金との 役割分担の明確化 公的資金の適切な利用

国民の理解の増進

分野別業務方針

(具体的な業務の実施に関する方針)

国際金融秩序安定への貢献 開発途上国の経済社会開発支援 我が国の資源の安定確保 我が国経済のグローバル化への対応支援 地球規模問題の改善



業務戦略

・・・中期的な「課題」等を設定

基本業務戦略

(全行的な事業、財務、組織能力に関するもの)

事業に関する課題 財務に関する課題 組織能力に関する課題

分野別業務戦略

(事業分野毎の活動に関するもの)

国際金融秩序安定への貢献 開発途上国の経済社会開発支援 我が国にとっての資源の確保 我が国の資本・技術集約型輸出の支援 我が国産業の国際的事業展開の支援 開発途上国における地球規模問題・平和構築 への対応支援



年間事業計画 【今回の評価対象】

· · · 年度計画

(1) 使命

「使命」は、国際協力銀行法上において規定された本行の設置目的を、本行として「何を行うのか」を明確に示すものとして換言したものであり、具体的内容は以下のとおりです。

本行は、我が国の健全な発展を確保するとともに、我が国が、相互依存の進む国際経済社会の健全な発展のため、主体的な役割を積極的に担っていくことを目的として、民間金融機関の活動を補完・奨励しつつ、金融という手段を通じて、以下の使命を果たします。

- ・ 我が国の輸出入および海外経済活動の促進
- 開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援
- ・ 我が国を取り巻〈国際環境の安定化への貢献

(2) 活動指針

「活動指針」は、国際協力銀行が公的な業務を行う法人としての価値を最大限に発揮する上で、「どのように活動するのか」を明確にした内部向けの活動の指針であり、具体的内容は以下のとおりです。

国民の要請に対する民業の補完・奨励を徹底した機動的な対応

我が国および国際経済社会情勢の変化に伴う国民の皆様の要請を踏まえ、利用者・受益者のニーズを的確に把握し、民間部門のみでは対応困難な分野・案件に限定し、機動的に対応します。

民間部門との対話を通じた効果的・効率的な業務運営の推進

自律的な成果重視型の業務運営の推進を図ると共に、民間金融機関との協調融資、保証機能の活用、非政府団体との連携、財投機関債の発行など、民間部門との対話を通じ、効果的・効率的な業務運営を目指します。

多方面とのネットワーク・パートナーシップの活用

対外経済分野に関する我が国唯一の公的金融機関として、国際機関・途上国政府等の公的部門や我が国内外の民間部門との緊密なネットワーク・パートナーシップを有効に活用します。

開発途上地域に関する専門性の発揮

国際金融・開発支援の活動を通じた開発途上地域に関する豊富な情報や、実践的な知識・ノウハウに基づき、我が国および国際経済社会に対し、積極的な提言・情報発信を行います。

適切なリスク管理による財務運営

適切なリスク管理により、本行に求められる財務状況を維持し、国民の皆様の求める役割をより小さな負担で実現するよう努めます。

説明責任の徹底による透明性の向上

情報公開の推進や第三者による評価の推進などを通じて、透明な組織運営に努めると共に、国民の皆様の声を尊重します。

(3) 業務方針

「業務方針」は、「使命」を適切に実施するため、我が国政府の対外経済政策の適切な実施を担う政策金融機関として、本行の業務運営上の方針として策定するものです。以下のとおり、業務に取り組む基本的姿勢を示した「基本運営方針」および具体的な業務の実施に関する「分野別業務方針」から構成されています。

基本運営方針

民業補完の徹底および民間資金との役割分担の明確化

民業の補完・奨励を徹底するため、民間金融機関との協調融資や保証機能の活用を推進します。また、開発事業においては、民間資金との役割分担を十分考慮した業務を推進します。

公的資金の適切な利用

我が国公的資金の適切な利用のため、国際機関・他国公的機関との連携・協調などを通じた効果的・効率的な業務の実施とともに、適切なリスク管理などを通じた国民負担の軽減を目指します。

国民の理解の増進

本行の業務に対する国民の理解を得るため、情報公開の推進等により透明性の向上に努めるとともに、国民・非政府団体(NGO)などの意見・参加を求める機会の拡大を目指します。

分野別業務方針

国際金融秩序安定への貢献

国際金融システムの安定のため、国際金融危機発生時の我が国への影響の防止・抑制とともに、国際金融危機につながる事態の発生防止の観点から、我が国との関係の深いアジア諸国などの開発途上国に対する国際金融市場からの資本流入の安定化に貢献します。

開発途上国の経済社会開発支援

国際経済社会の健全な発展のため、我が国の政府開発援助(ODA)の在り方を踏まえ、開発途上国の持続的な経済成長への支援により、経済的自立に向けての所得水準と生活の質の向上、ならびに貧困人口割合の削減に貢献します。

我が国資源の安定確保

国民生活の安定と我が国産業活動の維持のため、我が国として不可欠な資源の安定的な確保に貢献します。

我が国経済のグローバル化への対応支援

我が国経済の再生・発展のため、我が国産業への生産・雇用への波及効果が大きい機械設備などの開発途上国向け輸出競争力の確保とともに、我が国産業の開発途上国における民間だけでは対応できないリスクの高い事業への投資を支援します。

地球規模問題の改善

国際社会の共通課題に対し我が国として必要な役割を果たすため、我が国への影響が大きい地球温暖化とアジア地域の大気汚染の緩和に貢献します。

(4) 業務戦略

「業務戦略」は、「業務方針」に沿った業務運営を行うとともに、各年度を通じて、業務運営における透明性の確保と内部における業務改善を図ることを目的として策定するものです。以下のとおり、全行的な事業・財務・組織能力に関する「基本業務戦略」(3 つの基本業務分野)および事業分野毎の活動に関する「分野別業務戦略」(6 つの事業分野)からなります。

業務戦略においては、業務方針に沿った業務運営を行うにあたり、本行として各年度を通じて取り組むべき「課題」を抽出します。また、各課題に対する具体的「取り組み例」、およびその取り組み状況を評価・モニタリングするための「指標」を設定します。

業務戦略については、当該業務戦略が適用されている一定期間が終了するまでに、その評価を 実施し、業務戦略評価報告書として外部有識者委員会の意見書とともに公表します。

< 2005 年度以降を対象とする業務戦略: 全 33 の「課題」を設定 >

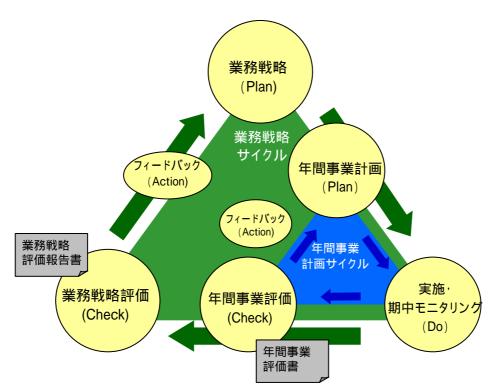
| 事業に関する 県題 | 財務に関する課題 | 組織能力に関する課題 | 国際金融秩 序安定への買 献 | 開発途上国 の経済社会開 発支援 | 我が国に とっての資源 の確保 | 我が国の資 本・技術集約 型輸出の支援 | 我が国産業 の国際的事業 展開の支援 | 開発途上国 おける地球規模 問題・平和構築 への対応支援 |
|--|----------|-----------------------------------|--|--|---|---|---|--|
| [課題] | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 |
| 民間金融所属 (関連 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で | | オペレーションの砂・放射的な 我 が 国 原見・利用請の適 切 い | アジア地域に おける金の構造 なっ 構造 なっ 構造 なっ 構造 なっ 構造 なっ 構造 なっ 無い かっぱ | 開発 開発 開発 開発 開発的な 開発的な に 開発的な に をを推進 知り協力 支援 知り協力 支援 カナ 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が | 我ではない。 我ではななな、 ではなななな、 ではなななな、 ではなななな、 ではなななが、 ではなななが、 ではなななが、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 日本企業の輸 出競争力確保 日本企業の輸 出機会創出 我が国輸出産業に配慮した公 的輸出信用制度 改善 | 開する (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) | 地球温暖化問 への支援の拡充 地球温暖は問 以外の地球規模 頭(注)への対応 強化 平和構築への! 献 災害への対応 |
| 中堅・中小企業 D海外事業運営 支援 | | | | 質の向上 | | | | (注)水資源·感染症 人口問題·酸性雨間 |

(5) 年間事業計画

「年間事業計画」は、「業務戦略」を各年度における活動として具体化するため作成するものです。 業務戦略において課題に対する取り組み状況を評価・モニタリングするために設定した「指標」について、年間事業計画において、可能な限り「計画値」を設定します。 本行は業務運営評価制度を業務運営のマネジメント・サイクルに組み込んでいます。具体的には、本評価制度の下で、自ら目標設定(企画立案[Plan])し、目標達成に向け業務を行い(実施[Do])、その結果を評価し(評価[Check])、業務の改善及び目標の見直し等(フィードバック[Action])を行う、「PDCAサイクル」を通じて、業務運営の自律的な改善を図っています。

PDCA サイクルは、 中期的な「業務戦略」レベルのサイクルと、 年度毎の「年間事業計画」レベルの2つのサイクルから成り、Planの段階では「業務戦略」、「年間事業計画」を策定・公表し、Checkの段階では「業務戦略評価報告書」、「年間事業評価書」を作成・公表します(図 1)。

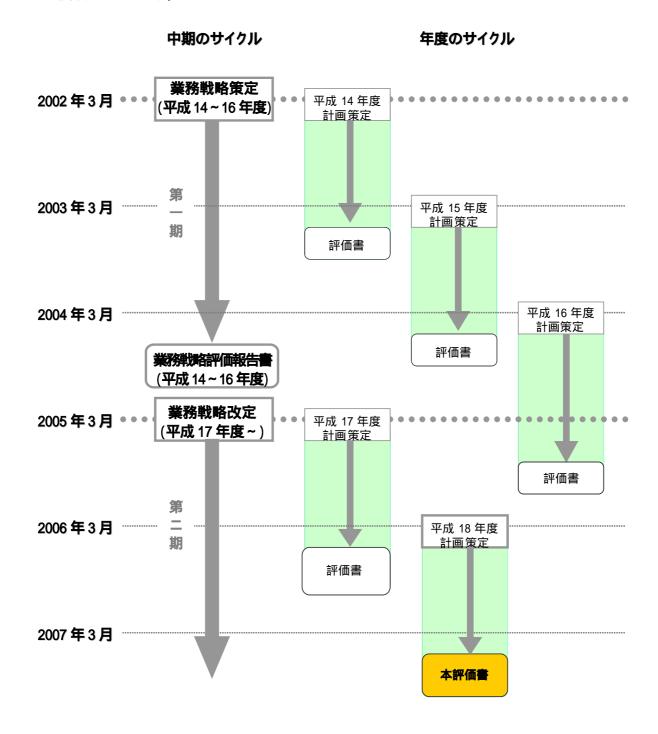
(図 1) PDCA サイクルのイメージ



これまでの PDCA サイクルに基づく制度の運用状況は、図 2 のとおりです。中期サイクルについては、2002~2004 年度における「業務戦略」について戦略期間中の事業環境や戦略への取り組み状況について分析・評価を行った上で、その評価結果や募集したパブリックコメント等を踏まえ、2005 年 3 月に業務戦略を改定し、2005年度以降を対象とする第二期中期サイクルに入っています。今回の「平成 18 年度年間事業評価」は、この第二期の「業務戦略」の下での初年度計画である、「平成 18 年度年間事業計画」への取り組み状況について、本行として評価(Check)したものであり、通算して 5 度目の年度サイクルの評価にあたります。

(図2) PDCA サイクルに基づく制度の運用状況

「業務戦略」および「年間事業計画」については、各々評価を行い、その結果を次の業務運営サイクルに反映させています。



(1) 評価手法の一部見直しについて

「年間事業評価」では、中期の業務戦略で設定した 33 の「課題」(5 頁参照)に対する「年間事業計画」の下での取り組み状況を評価し、その結果を三段階で示しています。こうした評価手法の大枠は従来どおり維持しつつも、これまでの外部有識者委員会での議論も踏まえ、改定後の新たな「業務戦略」が適用される 2005 年度以降は、従来以上に効果的な評価が行えるよう、段階評価の基準を見直しました。見直しのポイント・留意点は以下のとおりです。

・「評価のフィードバック機能」を高めるための評価基準の改定

「業務運営評価制度」には、業務運営の改善や、本行業務の特質(海外業務という特殊性や事業環境・顧客ニーズの変化が大きいこと等)を踏まえた課題の見直し・再設定を促す役割があります。このような評価のフィードバック機能を強化すべく、今回の評価から段階評価の基準自体を見直し、優れた取り組みや今後留意が必要な取り組み等が出来るだけ浮き彫りになり、各課題の評価の特徴がわかるよう、段階評価の基準設定を工夫しました。

本行は政策金融機関として、国際機関、他国の類似機関や国内の関係機関・団体との連携を通じながら、我が国の対外経済政策における本行の使命達成に向け、実績を積み重ねてきました。そうした中、より一層成果重視の業務運営を推進し、業務運営の自律的な改善等を促すために、評価を通じて今後の業務改善へ向けた有益な教訓をより深〈学び取り、業務にフィードバックすることで本行の使命の遂行をより確実なものとできるよう、評価基準を改定したものです。

・「平成 16 年度年間事業評価」までの段階評価との「非」連続性

国民に対する説明責任の観点から、評価結果を端的かつわかりやすく示すことは重要です。こうした観点から、段階評価もできるだけ簡明な三段階としました。但し、段階数は過去(平成 16 年度年間事業評価まで)と同じではありますが、段階評価の基準自体を見直した結果、過去の段階評価と今回の段階評価を単純に比較することは困難となっております。

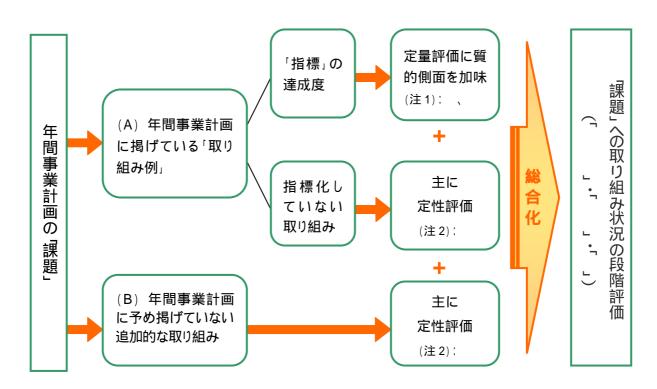
そのため、そうした誤解を避けるため、今回、各段階評価の記号や定義についても併せて変更しております(なお、過去の段階評価の結果一覧は、137頁に掲載しています)。

(2) 平成 17 年度以降の年間事業評価における評価手法

上記(1)の見直しを反映した、(イ)評価の対象(何を評価するか)及び視点(どのように評価するか)、(ロ)評価の総合化・段階評価の基準の考え方等は、次のとおりです。

(イ) 評価の対象及び視点

(図) 評価の対象と視点 ((A)、(B)、 ~ の記号は、次頁以降の解説等に対応しています)



- (注1) 指標の個々の実績に関するスキームの高度性や手法の先進性·革新性、利用者·受益者へのインパクトの度合いといった質的側面を加味。
- (注2) 定性評価に用いた「評価の観点」は下表のとおりです。「行政機関が行う政策の評価に関する法律(政策評価法)」(2002年4月施行)等を踏まえ、また政策金融機関としての本行業務の独自性を勘案し、その課題の特性に応じた点を含めています。

| | 定性評価の観点 |
|-----|--|
| 必要性 | ・取り組み例が「業務戦略」、「年間事業計画」の「課題」への取り組みとして必要か否か。 |
| 効率性 | ・取り組み例を実施する際、投入資源に見合う効果が効率的に得られるか否か。 ・必要な効果がより少ない資源で得られる取り組み例が他にないか。 |
| 有効性 | ・取り組み例の実施により、期待される効果が得られるか否か。 ・期待される効果に照らして、より大きな効果が得られる取り組み例が他にないか。 |
| 優先性 | ・必要性、効率性、有効性などの視点による評価を踏まえ、他の取り組み例より優先的に 実施すべきか否か。 |
| その他 | ・取り組み例を実施するに際し、本行として配慮すべき行動規範(業務運営評価制度における活動指針等)の遵守に努めているか否か。 ・取り組み例の実施により、課題の特性に応じた持続的な効果や間接的な波及効果等が得られるか否か。 |

(A) 年間事業計画に掲げている「取り組み例」に関する評価:

指標の達成度に関する評価 ・・・・・・ 、

【評価の視点】

指標の実績に関する定量評価(計画/実績の比較。計画値を設定していないモニタリング 指標については過去の実績水準と比較)に、スキームの高度性や手法の先進性・革新性、 利用者・受益者へのインパクトの度合いといった質的側面を加味します。

【解説】

業務戦略及びその下での年間事業計画では、本行が取り組むべき「課題」、それに対する 具体的な「取り組み例」、取り組み状況を評価・モニタリングするための「指標」を設定しており、まず指標の達成度が評価の対象となります。

質的側面については、客観性確保への配慮から、実績に関する外部からの評価、現地での反響等があればそれを記載して客観性を高めるよう努めています。なお、質的側面を評価する上では、例えば以下のような視点を織り交ぜています。

- · 「スキームの高度性」:
 - i) 関係当事者が多数(機関・団体等)にわたり、本行が主体となって調整機能を果たし案件承諾に至ったものや、ii) セキュリティパッケージ構築などで高度な金融手法を駆使し、案件承諾に至ったもの。
- · 「手法の先進性·革新性」:
 - i) 新たな手法の構築やモデル的な事業支援などパイロット性の高い取り組みを行ったものや、ii) 先進的ファイナンス手法や新型支援スキーム等を新たに適用したもの。
- 「利用者・受益者へのインパクト」:
 - i) 出融資保証を通じて、「課題」、「取り組み例」の目指す政策効果が特筆すべき形で利用者・受益者側で発現しているもの、ii) 知的支援が、提言内容の実施や政策への反映、現地政府によるコミットメント等、利用者・受益者側の具体的行動や成果につながっているもの、iii) 出融資保証や知的支援といった本行の取り組みが高く評価されたもの。

指標化していない取り組みに関する評価 ・・・・・・

【評価の視点】

主に定性評価を行います。

【解説】

「取り組み例」に含まれうる様々な具体的取り組みのうち、指標化しているのは代表的なもののみであり、指標の実績が必ずしも取り組み状況の全てを示すわけではありません(指標の対象とはならなくても、取り組み状況を適切に示す実績もあり得ます)。また、そもそも定量化になじまず指標を設定していないケースもあることから、これらを合わせて「指標化していない取り組み」と整理して、指標の達成度とは別途、評価対象とします。

(B) 追加的な取り組みに関する評価(年間事業計画に予め掲げていないもの)・・・・・・

【評価の視点】

主に定性評価を行います。

【解説】

年間事業計画に掲げている「取り組み例」ではカバーされなくても、「課題」に照らして評価しうる取り組みがあれば、「追加的な取り組み」として評価対象とします。これは、「課題」に対応する様々な取り組みの全てを年間事業計画に挙げているわけではなく、また、年度途中においても、事業環境、顧客ニーズ、政府の政策等の変化に応じ、機動的かつ柔軟に業務に取り組む必要があるためです。

なお、「追加的な取り組み」の中で継続的な対応を要するものについては、業務戦略改定 や年間事業計画策定の際にこれらを反映するなど、自律的な業務運営を行う仕組みを構築しています。

(ロ) 評価の総合化と段階評価

上記の評価対象毎の評価(9 頁、図の ~)を「課題」毎に総合化し、「課題」への取り組み状況に関し、「 」「 」の三段階(及び「外部環境の変化等により評価不能」)による、段階評価を行います。評価の総合化と段階評価の基準の考え方は、次頁の表のとおりです。

評価にあたっては、評価結果を単に記述するだけでなく、業務の改善策等を提示するよう心がけています。また、各分野の業務実施部門が業務運営上の課題を的確に把握し、改善につなげていくことを促すため、各分野内でのメリハリある評価も意識しています。

なお、業務戦略期間を通して連続して「 」となる「課題」については、より適切な目標設定を行うべく、指標の計画値の水準をより高めに設定することや、取り組み例、指標自体の見直しを検討します。

(表) 評価の総合化と段階評価

| | 段階評価 | 段階評価の基準と考え方 |
|---|-------------------------|--|
| | 優れた取り組みがなさ れたと評価します。 | 【基準】 指標の達成度に関する定量評価()が良好(注1)であり、かつ、指標の実績に関する質的側面()が大変優れているもの(注2)、または、 が良好であり(注1)、かつ、指標化していない取り組みに関する評価()、年間事業計画に予め掲げていない追加的な取り組みに関する評価()が大変優れているもの(注2)。 【考え方】 業務運営の目標とすべき優れたものを対象とします。 |
| | 良好な取り組みがなさ れたと評価します。 | 【基準】 が良好なもの(注1)、(注2)、または、 が良好ではないが、 、 、 が大変優れているもの。 【考え方】 標準的な業務運営を行ったものを対象とします。 |
| | 今後の取り組みに留 意が必要です。 | 【基準】 が良好と言えず、かつ、 、 、 が大変優れていると言えないもの、または、 取り組み状況としては優れている、あるいは良好な場合であっても、事業環境の変化等に照らし、今後の取り組みに留意が必要なもの。 【考え方】 「課題」等の再設定につながる兆候や、業務運営上の改善の必要性を示している可能性があり、今後の取り組みに留意を要するものを対象とします。 |
| - | 外部環境の変化等に より評価不能。 | |

- (注1) 指標の達成度に関する定量評価()が良好とは、指標の実績が全体として計画を達成、またはほぼ同水準(モニタリング指標については、全体として過去の実績水準を上回る、またはほぼ同水準)にあるものを指します。
- (注2)「課題」の中には、指標だけでは必ずしも適切に取り組み状況を測ることが困難な場合もあるため、が良好かつが大変優れている場合にも自動的にとせず、また、が良好な場合にも自動的にとせず、指標と課題の関係に留意します。

本評価は以下のような体制で実施しています。

(1) 担当各部

指標達成状況の測定とその結果等を踏まえ、2006年度の業務実績に関する自己分析を行います。

(2) 金融業務部、開発業務部

国際金融等業務、海外経済協力業務の各統括部門として、担当各部の自己分析を受けて、自己評価を行います。

(3) 総務部業務運営評価課

上記の自己評価を受けて、より客観的な観点から評価を行い、評価書を取りまとめます。

評価に際しては、評価の客観性を高めるため、外部有識者委員会(14 頁参照)において、内部評価に 用いる評価手法及びこれに基づ〈評価結果の妥当性の検討を行います。 評価に際しては、評価の客観性を高めるため、外部有識者委員会を設置しています。その概要は以下のとおりです。

(1) 設置目的

内部評価の評価手法およびこれに基づ〈評価結果の妥当性を検討すること、また、これら検討結果に加えて、評価制度の運用改善に向けた意見を本行総裁に対し提出すること。

(2) 委員 (敬称略、座長以外 50 音順)

(座長) 髙木 勇三 公認会計士

岩崎 慶市 株式会社産業経済新聞社論説副委員長

大住 莊四郎 関東学院大学経済学部教授

讃井 暢子 社団法人日本経済団体連合会国際第二本部長

城山 英明 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(3)「平成 18 年度年間事業評価」に関する委員会の開催実績

2007年6月15日 議題:「業務運営評価制度の運用実績と今後の制度運用について」

2007 年 9 月 28 日 議題: 「平成 18 年度年間事業評価書について」

(参考) 業務運営評価制度導入以降の上記以外の委員会開催実績

平成 14 年度年間事業評価関連

2003年6月13日 議題:「業務運営評価制度の運用と評価手法について」

2003年9月17日 議題:「平成14年度年間事業評価書について」

平成 15 年度年間事業評価関連

2004年6月2日 議題:「業務運営評価制度の運用と評価手法について」

2004年9月24日 議題:「平成15年度年間事業評価書について」

平成 14~16 年度業務戦略評価関連

2004年12月3日 議題: 「業務運営評価制度における業務戦略評価の位置付け、評価の手法等について」

2005年2月8日 議題:「業務戦略評価報告書について」

平成 16 年度年間事業評価関連

2005年 7月1日 議題:「業務運営評価制度の運用実績と評価手法について」

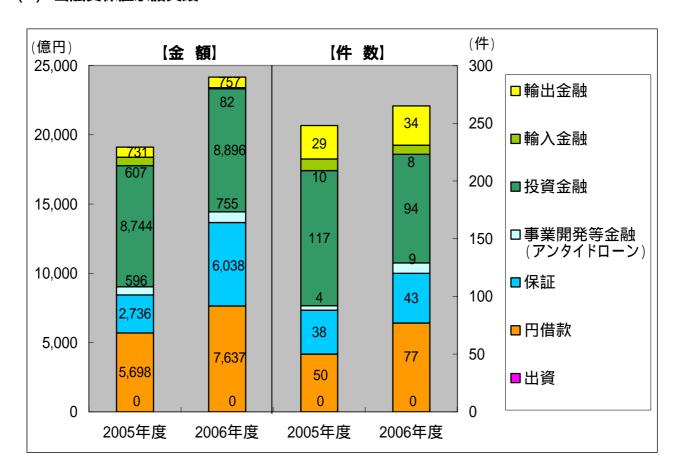
2005年10月4日 議題: 「平成16年度年間事業評価書について」

平成 17 年度年間事業評価関連

2006年6月16日 議題: 「平成18年度の予定および平成17年度以降の年間事業評価における評価手法について」

2006年9月26日 議題:「平成17年度年間事業評価書について」

(1) 出融資保証承諾実績



(参考) 各事業分野に関連する 2006 年度出融資保証承諾金額及び件数の比率

| 事業分野 | 金額(%) | 件数(%) |
|--------------------------------|-------|-------|
| 国際金融秩序安定への貢献 | 5 | 6 |
| 開発途上国の経済社会開発支援 | 44 | 44 |
| 我が国にとっての資源の確保 | 11 | 19 |
| 我が国の資本・技術集約型輸出の支援 | 8 | 3 |
| 我が国産業の国際的事業展開の支援 | 20 | 15 |
| 開発途上国における地球規模問題·平和構 築への対応支援 | 12 | 13 |
| 合 計 | 100 | 100 |

⁽注1) 複数の事業分野の課題に対応する案件は、該当する全事業分野に計上しています。

⁽注2) 単位未満四捨五入のため、各事業分野の割合を合計しても100%にならないことがあります。

(2) 評価結果一覧

| 分 | 理 | 課題 | 2005 年度 (17 年度) 段階評価 | 2006 年度 (18 年度) 段階評価 | 評価本文掲載ページ |
|-----------|------------|--------------------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------|
| | | 民間金融機関の補完·奨励の徹底、及び民間資金と の役割分担の明確化 | | | 21 |
| | TT 44 : 55 | 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の 有機的な活用 | | | 25 |
| | 事業に関する課題 | 国際機関・海外公的機関との積極的連携 | | | 28 |
| | | 環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への 積極的貢献 | | | 31 |
| | | 中堅・中小企業の海外事業運営支援 | | | 35 |
| 基本 | 財務に関 | 適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維 持 | | | 37 |
| | する課題 | 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管 理 | | | 38 |
| | | オペレーションの機動的·効率的な実施 | | | 40 |
| | 組織能 | 我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映 | | | 43 |
| | 力に関する課題 | 情報公開·広報活動の推進 | | | 47 |
| | | 対外経済分野における政策金融機関としての現地 機能の活用強化 | | | 50 |
| | | アジア地域における金融 · 資本市場の構造改善 · 市 場育成支援 | | | 56 |
| | 融秩序 の貢献 | 新興·体制移行国発の国際金融危機未然防止への 対応強化 | | | 59 |
| | | 国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾 | - | - | 61 |
| | | 開発途上国の貧困削減への直接対応 | | | 66 |
| | | 開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援 | | | 70 |
| 開発途 | | 知的協力・技術支援の推進 | | | 74 |
| 経済社 支援 | 会開発 | 開発パートナーシップの推進 | | | 78 |
| | | 国民の参加(開かれた円借款業務) | | | 83 |
| | | 円借款業務の質の向上 | | | 85 |

| 分 野 | 課題 | 2005 年度 (17 年度) 段階評価 | 2006 年度 (18 年度) 段階評価 | 評価本文掲載ページ |
|---------------------------|---------------------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------|
| | 我が国として不可欠なエネルギー·鉱物資源の確実 な供給確保 | | | 91 |
| 我が国にとっての 資源の確保 | エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量 確保と消費節減の推進 | | | 96 |
| | 我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大 に繋がる事業の推進 | | | 99 |
| | 日本企業の輸出競争力確保 | | | 104 |
| 我が国の資本·技 術集約型輸出の 支援 | 日本企業の輸出機会創出 | | | 107 |
| | 我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善 | | | 110 |
| | 開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和 的な事業展開支援 | | | 115 |
| 我が国産業の 国際的事業展開 の支援 | 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な 基盤整備支援 | | | 119 |
| | 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な 諸制度の整備·改善支援 | | | 122 |
| | 地球温暖化問題への支援の拡充 | | | 127 |
| 開発途上国にお ける地球規模問 | 地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強 化 | | | 130 |
| 題・平和構築への対応支援 | 平和構築への貢献 | | | 132 |
| | 災害への対応 | | | 134 |
| | (優れた取り組みがなされたと評価します) | 9 | 9 | |
| 計 | (良好な取り組みがなされたと評価します) | 20 | 20 | |
| | (今後の取り組みに留意が必要です) | 3 | 3 | |

第2部

「平成 18 年度年間事業評価」の結果

< 概要 >

まず、評価手法に基づいて課題毎の評価内容をどのように記述するのかについて、評価フォーム記載要領として解説しています(1.)。

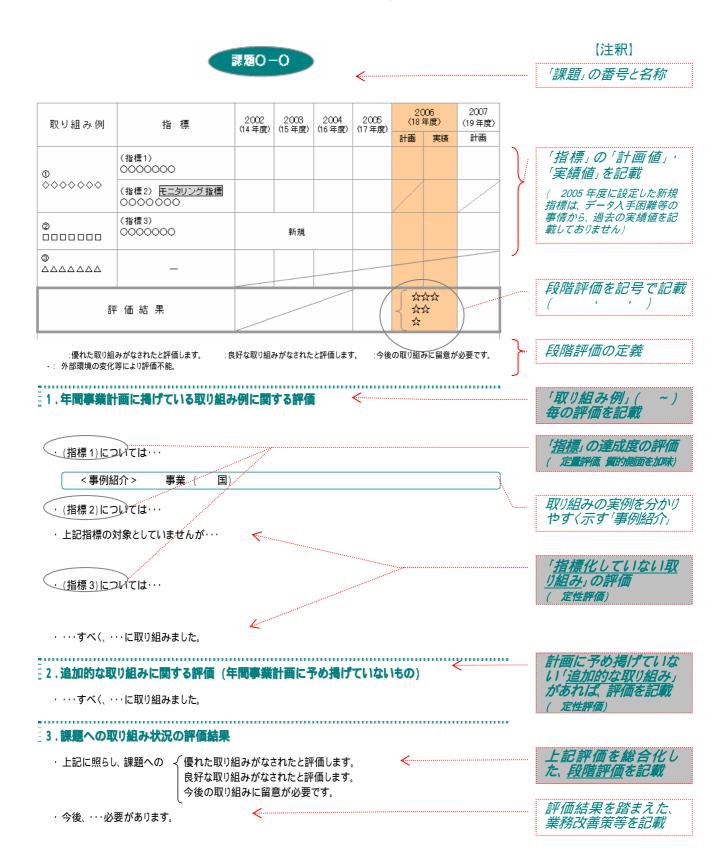
次に、「基本業務分野」、6 つの「事業分野」(注)の順に、課題毎の段階評価と具体的な評価内容を記しています。なお、「事業分野」については、各分野の冒頭に課題の解説と評価の要約を掲載しています(2.3.)。

(注)「基本業務分野」…3 つの課題群 事業に関する課題 財務に関する課題 組織能力に関する課題

> 「事業分野」…6 つの分野 国際金融秩序安定への貢献 開発途上国の経済社会開発支援 我が国にとっての資源の確保 我が国の資本・技術集約型輸出の支援 我が国産業の国際的事業展開の支援

開発途上国における地球規模問題・平和構築への対応支援

年間事業評価の手法(第1部第3章参照)に基づいて各「課題」への取り組み状況を評価した結果については、以下の評価フォーム記載要領にて記載しています。



基本業務分野

基本業務分野は以下のとおり、全行的な事業・財務・組織能力に関する3つの課題群からなります。

事業に関する課題

事業課題1

民間金融機関の補完·奨励の徹底、及び民間資金との役割分担の明確化

事業課題2

効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な 活用

事業課題3

国際機関・海外公的機関との積極的連携

事業課題4

環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献

事業課題5

中堅・中小企業の海外事業運営支援

事業に関する課題

財務に関する課題

組織能力 に関する 課題

財務に関する課題

財務課題1

適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持

財務課題2

出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

組織能力に関する課題

組織能力課題1

オペレーションの機動的・効率的な実施

組織能力課題2

我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映

組織能力課題3

情報公開・広報活動の推進

組織能力課題 4

対外経済分野における政策金融機関としての現地機能の活用強化

事業課題1

民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化

| 取り組み例 | 指標 | 2002 (14 年度) | 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) | 2005 (17 年度) | (18 3 | 年度) | 2007 (19 年度) |
|--|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|--------------------|--------------|
| 民間金融機関と | (指標1) モニタリング指標 民間金融機関との協調出融 資保証対象プロジェクトの、 総借入金に占める民間金融 機関等の融資比率 (注1) | (48%) | 新規 (48%) | (49%) | 58% (50%) | 計画 | 実績 57% (48%) | 計画 |
| の協調融資及び保証機能の活用 | (指標 2) モニタリング指標 民間金融機関等に対する保 証承諾額の総承諾額に占め る比率 | 23.9% | 18.2% | 19.3% | 20.4% | | 36.5% | |
| 民間金融機関の 状況を踏まえた運 用の見直し・新た なアプローチの導 入 | | | | | | | | |
| 民間金融機関の 環境審査への協 力 | (指標3) モニタリング指標 民間金融機関に対する海外 における環境審査関連情報 の提供件数 | | 新規 | | 6 | | 2 | |
| 開発事業におけ る民間資金との役 割分担の明確化 | | | | | | | | |
| 評 | 価 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 : 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。 - : 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) 各プロジェクトにおける融資比率を単純平均。「総借入金 - 本行融資分 = 民間金融機関等融資分」と定義しています。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用

・(指標1)の実績は、昨年とほぼ同じ水準となりました(注2)。我が国企業が積極的に海外事業展開を進めるのに伴って資金ニーズも高まりつつありますが、海外、特に開発途上国向け融資の場合には様々なリスクが伴い、民間金融機関のみでは対応が困難なものも含まれます。本行は、公的機関としてのステータスを活かして開発途上国のカントリーリスクテイクやリスク発現抑止機能等を発揮すると共に、豊富な業務実績によって培われた知見を活かし、各種案件の性質に応じたリスク対応のスキームを提供することで、民間資金の呼び水効果を発揮しました。例えば、カザフスタンのウラン鉱山開発事業では、本行が日本側出資者から大きな期待が寄せられたカザフスタンのカントリーリスクテイクを行うと共に、本行とカザフスタン側出資者である国営原子力公社との密接な協議・交渉を通じ、民間金融機関の協調融資を円滑に実現しました。

また、ブルガリアの風力発電事業やヨルダンの火力発電事業に対するプロジェクトファイナンス(注 3)においては、本行が相手国政府当局より事業の円滑な実施のための支援を確保し、民間金融機関と協調した融資の実現に大き〈貢献しました。

- (注 2) 2005 年度以降、指標の定義を見直して保証を計上対象に加えていますが、過去の定義で 2006 年度実績値を算出すると 48%となり、2002 ~ 05 年度平均値 (49%)とほぼ同水準となります (上表の()内は、過去の定義に基づく実績値です)。
- (注3) プロジェクトファイナンス:主にプロジェクトのキャッシュフローを担保とする融資スキーム
- ・また、個別案件毎に民間金融機関のニーズを踏まえて、民間金融機関の融資部分を優先償還させるスキームを適用することで、協調融資の組成を円滑化しました。
- ・(指標 2)の実績は、例年の水準を大きく上回りました(注 4)。我が国民間金融機関が海外業務への積極展開に転じつつある中、カントリーリスクへの対応の観点から、本行の保証業務のニーズが高まったと考えられます。主な実績は以下の通りです。
 - (注 4) 2006 年度の本行保証承諾実績は 6,038 億円(43 件)であり、2005 年度の実績(2,736 億円(38 件))に比して大き〈増加しました。
 - ▶ ベネズエラのメタノール製造プラント増設事業では、民間金融機関の融資部分に対して、本行が同国のポリティカルリスクにかかる保証を供与しました。
 - ▶ ベネズエラでの原油・石油製品引取事業では、本行が協調融資先である民間金融機関の融資部分に対し保証を提供し、本行を含め総数 11 行から成る協調融資団を組成しました。
 - ▶ メキシコ石油公社・電話会社やロシアの対外経済活動銀行向け民間シンジケートローンに対して保証を 供与し、民間金融機関の国際金融ビジネスの展開を補完・促進しました。
 - ➤ インド、タイ、マレーシア、ブラジルの地場銀行向けツーステップ・ローンや、中国政府、オマーン政府向け融資(いずれも事業開発等金融)において、協調融資先である民間金融機関の融資部分に保証を供与しました。

民間金融機関の状況を踏まえた運用の見直し、新たなアプローチの導入

- ・海外業務への積極展開に転じつつある我が国民間金融機関の状況を踏まえ、以下のような取り組みを行 いました。
 - ベネズエラでの原油・石油製品引取事業、ブラジルでのアルミナ精錬事業、フィリピンでの電力セクター改革支援に対する融資では、民間金融機関がリスク許容力に応じ債権を買い取ることができるよう、融資契約締結から一定期間経過後に、本行貸付債権を協調融資先に売却することが可能となるスキームを構築しました。

民間金融機関の環境審査への協力

- ・(指標3)については、民間金融機関との「環境審査にかかる協定書」(2007年3月末時点で17機関と締結済)に基づき、メキシコやブラジル向け融資の検討過程で、民間金融機関の要請を受けて環境審査所見等の環境審査関連情報を提供し、民間金融機関による環境配慮への取り組みを支援しました。
- ・指標には含まれませんが、本行の環境審査所見等を提供しない場合であっても、プロジェクトファイナンス 案件のように、協調融資先と密接に協議しながら融資交渉を行う際には、協調融資先の求めに応じ、本行

の環境審査の知見・情報を共有し、案件組成を進めました。また、2006年11月に開催された国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)(注 5)の年次総会では、本行がチェアを務めるアジア太平洋地域タスクフォースのアウトリーチグループの取り組みを報告し、民間金融機関と環境・社会配慮に関するノウハウの共有を図りました。

(注 5) UNEP FI: 金融機関の環境・社会配慮や持続的発展への取り組みの推進を目的として発足した、世界中の金融機関と国連環境計画(UNEP)からなる国際的なパートナーシップ。 開発途上国も含め約 160 の金融機関がメンバーとなっています。

開発事業における民間資金との役割分担の明確化

- ・我が国経済産業省とベトナム計画投資省等が主催する「日越官民パートナーシップ(PPP)推進フォーラム」 にスピーカーとして参加。従来、電力、道路、港湾等のインフラ整備の資金をODAに大き〈依存していたベト ナムにおいて、ODAと連携しつつ民間セクターの参画を促し、日越両国の官民パートナーシップによるイン フラ整備を推進するための環境整備に向けた提言を行いました(議事内容は、アジアPPP推進協議会のウェブサイト http://www.asia-ppp.jp/pdf/sm070320_02.pdf で公表されています)。ベトナムにおいて、国際 金融等業務、海外経済協力業務共に豊富な実績を有する本行の強みを活かした貢献と言えます。
- ・「GMS(注 6)諸国における投資機会」のセミナーを開催し、現在では公的セクターの投資比率が圧倒的なシェアを占めるこれらの国々において民間投資が期待される分野に関する情報を、我が国関係者に対して提供しました。
 - (注 6) GMS: Greater Mekong Sub-regions(拡大メコン地域)。ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、中国(雲南省・広西壮族自治区)から構成される。ADB(アジア開発銀行)が推進する開発・地域協力のフレームワーク。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・以下のとおり、民間金融機関の補完・奨励に資する取り組みを行いました。
 - ▶ ウルグアイ政府やブラジル石油公社の子会社が発行するサムライ債(注7)に、本行が保証を供与しました。いずれも、我が国民間金融機関がアレンジャーを務めています。これは、コロンビア政府公債への保証供与(2005 年 12 月)に続〈取り組みであり、我が国民間金融機関のビジネス機会創出に資するものです。
 - (注7) サムライ債:海外発行体(非居住者)が日本国内の債券市場で発行する円建債券。
 - ▶ 原油価格高騰に伴うオイルマネーの急増等を背景として、イスラム金融が規模を拡大しており、我が国民間金融機関の関心も高まっていますが、我が国にはイスラム金融の実績がほとんどなく、ノウハウに乏しいのが実情です。本行は昨年度に引続き、イスラム金融に関する我が国民間金融機関との情報共有を目指した取り組みを行いました。具体的には、民間金融機関との間でイスラム金融検討会を立ち上げたほか、2007年1月には、イスラム金融サービス委員会(注8)と共に、本行本店にて日本初のイスラム金融セミナーを開催。イスラム金融の監督・規制、法律、市場から見た展望等のテーマにわたり各専門家が講演し、イスラム金融に関心を寄せる金融機関関係者多数の出席を得ました。
 - (注8) イスラム金融サービス委員会(IFSB: Islamic Financial Services Board): 2002 年、中東諸国をはじめイスラム諸国が中心になって組織されたもので、現在はマレーシアに事務局が置かれている。イスラム諸国の中央銀行等 18 の正会員、IMF や世界銀行等の 10 の賛助会員、JBIC 等の 82 のオブザーバー会員で構成。イスラム金融に関する規制や規則や基準の統一化の検討等を行っている。

3.課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・民間金融機関が海外業務を積極化する方向に転じつつある一方、開発途上国には民間金融機関では対応困難なリスクも存在し、本行には、民間金融機関補完の原則に立ったリスク抑制や民間資金の呼び水効果の機能発揮が期待されています。金融手法の高度化・複雑化が進む中、リスクを細分化することで民間金融機関のリスク許容度に合致したスキームを提供するための更なる努力が必要です。

事業課題2

効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

| 取り組 み例 | 2002 指 標 (14 年度 | | 2003 2004 (15 年度) (16 年度) | | | | | | 2005 (17 年度) | 200 (18 年 | | 2007 (19 年度) |
|--|--------------------|--------|---------------------------|--------|--|----|----|----|-----------------|--------------|--|-----------------|
| | 7日 1宗 | (1112) | (10 +12) | (1/2/ | | 計画 | 実績 | 計画 | | | | |
| 日本企業・開発途上国政府・企 業による事業に対する総合的 支援の強化 | - | | | | | | | | | | | |
| 評 価 結 果 | | | | | | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。

: 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

日本企業・開発途上国政府・企業による事業に対する総合的支援の強化

・公的セクター・民間セクターを通じて国内外に幅広いネットワークを有していることは本行の大きな強みで あり、我が国及び国際社会のニーズに応じた機動的な取り組みが期待されています。すなわち、出融資保 証業務を有機的に活用すると共に、覚書や業務協力協定を通じた相手国との関係強化や、本行の知見・ノ ウハウの発信等を組み合わせた総合的なアプローチが求められていると言えます。こうした観点から見て、 本行の機能を発揮した好事例として以下のような取り組みが挙げられます。

我が国へのウラン長期安定供給を目指した戦略的アプローチ

石油価格高騰への対応やエネルギーバランスの観点から、世界的に原子力発電を再評価する動き が広まり、燃料であるウランの確保を目指して、各国が権益取得や資源国との関係強化の動きを強 めています。我が国政府も、ウラン供給源の多角化や長期購入契約・輸入開発等による安定的確保 の必要性を強調しています(平成 17 年 10 月決定の「原子力政策大綱」)。本行は、世界第 2 位のウ ラン埋蔵量を有するカザフスタンにおいて、我が国企業及び同国原子力公社が出資する現地法人が 実施するウラン鉱山開発事業に融資を供与しました。本行はこれまでも、同国に対して油田開発や 製油所改修等に必要な資金を供与していますが、本件は初のウラン鉱山開発事業向け融資となりま す。また、かかる融資契約調印を契機に原子力公社との間で包括的戦略パートナーシップに係る覚 書を締結し、公社の事業戦略や本行の融資スキームに係る情報交換を通じて、今後も我が国へのウ ラン供給に資する事業を双方協調にて発掘することで合意しました。従来の支援実績に加え、上記 融資並びに覚書によって我が国とカザフスタンとの関係が一層強化され、我が国への安定したウラン の供給に資するものと期待されます。

貧困削減と持続可能な成長に向けたアフリカ支援

2000年9月に採択されたミレニアム開発目標において、アフリカの貧困撲滅と持続可能な開発に向け た特別な配慮の必要性が謳われ、2005 年 7 月のグレンイーグルス・サミット以降、サミットにおいても アフリカの支援が重要な課題として議論されています。本行は、2006 年度にタンザニア、ケニア、モザ ンビーク、ナミビア等に円借款を供与し、道路、発電所等の経済インフラ整備を支援しました。他方、 持続的成長のためには、貿易・投資を通じた民間部門育成が必要との認識に基づき、アフリカの地域 開発金融機関と南アフリカ電力公社に対してクレジットラインを設定しました。これは、日本からの機 器設備等の輸入のための資金として利用されるものであり、現地における我が国企業のビジネス展開を支援することで、アフリカ諸国の経済発展に貢献することが期待されます。さらに、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共同で、ガーナ、ザンビアの投資環境整備に係る政策提言書を作成、両国政府に手交しました。同提言書では、短期間(1 年以内を目処)で実施可能な行動計画を提示し、我が国企業を含む海外からの直接投資の促進を支援しています。

▶ 環境問題に対する総合的な取り組み支援

ブルガリア政府と本行は、2004年に京都メカニズムにおける共同実施(Joint Implementation: JI)(注1)等に関する協力に合意しています。そのような中、本行はブルガリアの風力発電事業を対象とした融資を行いました。本件は、日本企業からの投資及び技術提供を伴う温室効果ガス削減型のJI事業を組成するためのファイナンス(アンダーライングファイナンス(注2))であり、本行は、事業計画の段階からブルガリア政府と協議を進めてきた結果、同国政府が本案件をJI案件として進めていくことを承認しました。また、本行は、日本温暖化ガス削減基金・カーボンファイナンス株式会社を通じた排出権購入に対する協力にも取り組んでいるところ、本事業で発生する排出権については、同社が購入する予定です。さらに、本行は、日本カーボンファイナンス社と共に、フィリピン政府および政府系金融機関との間で、同国におけるクリーン開発メカニズム(Clean Development Mechanism: CDM)(注3)に係る覚書を締結しました。加えて、環境ビジネス支援室(Environment Finance Engineering Department)を新設し、温室効果ガス削減や資源利用効率化をはじめとした環境改善事業の促進を支援しています。

- (注 1) 共同実施(JI): 京都メカニズムの手法の一つで、温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進 国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出 削減量(または吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。
- (注 2) アンダーライングファイナンス:分野として歴史が浅いクリーンメカニズム(CDM)/JI 案件に対して、案件組成を支援するために、公的融資及び保険の形で資金調達の支援を行うもの。
- (注3) クリーン開発メカニズム(CDM):京都メカニズムの手法の一つで、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減事業を実施し、その削減分(排出権)を先進国が自国の目標達成に利用できる制度。

▶ 我が国と中東諸国との関係強化

世界的に資源需給が逼迫する中、原油の約 9 割を中東諸国からの輸入に頼っている我が国として、中東諸国の安定化及び関係強化のため、中東諸国の重要な政策課題に協力していくことがますます重要となっています。中東諸国の電力・水事業については、日本企業にとっても有望な投資先となっており、本行は、ヨルダンの天然ガス焚き複合火力発電所事業、バーレーンの発電・淡水化事業をプロジェクトファイナンスにより支援しました。また、サウジアラビアの合成繊維原料等製造事業、オマーンのソハール港拡張事業も支援し、中東諸国の産業多角化、インフラ整備、雇用機会創出等にも資する日本企業の中東諸国への事業展開を支援しました。さらに、サウジアラビアの国営石油会社向けプロジェクトファイナンス・ワークショップ開催、オマーン政府との包括的パートナーシップにかかる覚書締結、イスラム金融検討会の立ち上げやセミナーの開催、アンマン事務所の開設、ドバイにおける日本・GCC 諸国要人が参加するビジネスパートナーシップ構築のためのシンポジウム開催等、我が国と中東諸国との更なる関係強化を通じた我が国のエネルギー資源の安定確保、日本企業の事業環境改善及び事業拡大への貢献を積極的に行いました。

ベトナムの経済社会開発、投資環境整備に向けた取り組み

我が国からベトナムへの直接投資は、2002年の1.0億ドルから2006年には9.4億ドルと急激な伸びを見せており、本行が2006年に実施した海外投資アンケート調査においても、中期的(今後3年程度)有望事業展開先国の第3位を占めています。他方で現地進出企業からは、インフラの未整備や、

法制の未整備・運用の不透明性が投資環境改善の上での課題として指摘されています。本行は、円借款、輸出・投資金融によって電力、道路、港湾等の経済インフラを整備したほか、工業団地の周辺インフラ整備も支援しました。また、世界銀行・アジア開発銀行との協調融資(貧困削減支援借款)によって、金融セクター改革、民間セクター開発、貿易自由化等の市場経済化と国際経済との統合を通じた投資環境改善にも取り組んでいます。さらに、日越共同イニシアティブにおいて、我が国企業・政府機関と共に法制の整備・運用の透明性確保等の必要性をベトナム政府当局に働き掛け、多くの制度改善を実現しました。

▶ タイにおける現地日系企業の事業展開支援

タイは我が国企業の主要投資先国であり、多くの日系企業が事業を展開しています。1997 年の通貨危機を教訓として、現地日系企業からはバーツ建てによる資金調達のニーズが高まってきたため、本行はこれまでも、バーツ建て債券をタイ国内で発行し、我が国民間金融機関の支店を通じて現地日系企業に資金を提供してきました(2005 年)。更に 2006 年には、サプライチェーンの高度化や現地調達比率向上によるコスト削減に資する裾野産業育成を目的としたツーステップ・ローンを地場銀行に供与しました。加えて、日系企業が東南アジア域内における分業体制を構築しつつある中、インドシナ域内の物流を円滑化すべく、第2メコン橋を含む東西経済回廊の整備支援を行ったほか、タイを拠点として周辺国への投資を検討している日系企業に対してカンボジアやラオス等の投資環境情報の提供を行いました。

▶ ロシア·中東欧向けの日本企業のビジネス展開支援

BRICs の一角であるロシアは、我が国企業からも輸出・投資先の新興市場として注目を集めています。本行は、ロシアの政府系金融機関向けのバンクローン供与により我が国からの機器輸出を支援したほか、現地で自動車製造・販売事業を行う日系企業に融資を供与しました。また、モスクワ空港の整備を目的とする我が国民間金融機関のシンジケートローンに保証を供与し、現地日系企業の事業環境整備と我が国民間金融機関のロシア向けビジネス展開を支援しました。さらに、ウィーンを本拠地として中東欧地域にネットワークを有する民間金融機関との間で、中東欧諸国における同社子会社向けのバンクローン設定に向けた覚書に調印したほか、ブルガリア企業が我が国から機械設備を輸入するためのクレジットラインを同国政府系金融機関に設定(本行による初の同国向けクレジットライン)する等、ロシアと並んで新興市場として注目を集める中東欧向けの我が国企業の事業展開を支援しました。

2.課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・本行の多様な業務手法が投入された国・地域・分野は多数存在しますが、2008年10月には両業務がそれ ぞれ新組織に移行することから、国際金融等業務と海外経済協力業務双方の有機的な活用については、 我が国の政策金融機能の効果的な連携をより一層意識して業務に取り組むことが重要です。

事業課題3

国際機関・海外公的機関との積極的連携

| 取り組み例 | 指標 | 指標 2002 2003 2004 (14年度) (15年度) (16年度) | | 2005 (17年度) | 200 (18 年 | | 2007 (19年度) | |
|---|--|---|----------|----------------|--------------|----|----------------|----|
| | | (** ,,2,) | (10 1,2) | (10 1,2) | (** 1,2) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 開発途上国向け支 援に関する効果向 上や日本企業の 事業活動に資する | (指標 1) 国際機関・海外公的機関との 間で、開発政策・日本企業の 事業環境整備について意見 交換を行った対象国数 | | 新規 | | 51 | 56 | 85 | 63 |
| 国際機関・海外公 的機関との連携推 進 | (指標2) Eニタリング指標 国際機関・海外公的機関との 協調融資・保証承諾案件数 | 7 | 17 | 12 | 11 | | 16 | |
| 部 | 平価 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 :良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・海外公的機関との連携推進

- ・(指標 1)については、計画を上回りました。例年実施している世界銀行やアジア開発銀行等の地域開発 銀行との定期協議等、以下のような取り組みを行いました。
 - 2006年11月に東京でアジア輸銀フォーラム第12回年次会合を開催しました。同フォーラムでは人材育成、アジア域内のエネルギー安全保障、中小企業や裾野産業支援、第三国との貿易投資促進などに関する協力・連携について活発な議論が交わされました。本行は、アジア債券市場育成イニシアティブにも間接的に貢献することが期待される、資金調達面での新たな連携として「汎アジア輸銀債(注1)」を提案し、会期中に参加機関代表が調印した「東京コンセンサス」には、「汎アジア輸銀債」構想実現に向けて協議を続けることが盛り込まれました。
 - (注 1) 汎アジア輸銀債: アジア各国の輸出入銀行が発行する債券を束ね、これらを担保とする債券(債券担保証券、CBO: Collateralized Bond Obligations)を発行する構想。
 - ➤ アフリカ開発銀行との共同イニシアティブ EPSA (Enhanced Private Sector Assistance (EPSA) for Africa)に基づき、 重債務問題に直面してきたサブサハラ諸国政府に対する新規ソブリン円借款及びアフリカ開発銀行との協調融資組成を円滑化すると共に、 初の国際開発金融機関向け円借款となるアフリカ開発銀行向けの民間セクター支援融資を供与し、アフリカの民間セクターに対する資金協力メカニズムを整備しました。
 - ➤ 国連貿易開発会議(UNCTAD)と共同で、ガーナ、ザンビアの投資環境整備に係る政策提言書を作成、 両国政府に手交しました。同提言書では、短期間(1年以内を目処)で実施可能な行動計画を提示し、 我が国企業を含む海外からの直接投資の促進を支援しています。

- 世界銀行と我が国財務省が東京で共催した「開発のための新たなインフラを考える」をテーマとした開発経済に関する年次会合(Annual Bank Conference on Development Economics : ABCDE 会合)で、本行は、全体会合「地方インフラと農業開発」のセッションをコーディネートしたほか、「貧困層に裨益する経済成長のための都市インフラ」および「貧困削減における農業の役割」をテーマに分科会を主催し、これまでに培った経験をもとに援助のあり方について研究成果やノウハウを発信しました。
- > インドネシア向けの開発政策借款やインフラセクター改革プログラムでは、日本とインドネシアで進めている戦略的投資行動計画(SIAP)の日本側各ワーキンググループ委員会(在インドネシア法人組織により、課税、労働、通関、産業競争力毎に構成)での議論を基に、投資環境改善に求められるアクションの検討結果を世界銀行やアジア開発銀行との協議に反映させました。課税手続きの改善、ジャカルタ首都圏の交通混雑緩和や官民パートナーシップ(PPP)モデル事業推進等を政策マトリクスに盛り込み、官民合同で投資環境改善を求める画期的な取り組みとなりました。
- ▶ また、アジア、中央アジア、アフリカ、中南米等各諸国において、世界銀行等の国際機関、或いは欧米ドナーとの連携による案件形成及び政策・制度改善を促進し、協調融資やセクター改革への共同取組みも念頭に置いたパートナーシップを強化しました。
- ・(指標2)については、2005年度の実績を上回りました。具体的には以下のような実績がありました。
 - 世界銀行及びアジア開発銀行等との協調融資により、インドネシア、ラオス、ベトナム、タンザニア等へ5件の政策制度支援型借款を供与し(前年度3件)、借入国の政策運営やガバナンス改善等の支援を強化しました(以下、事例紹介参照)。

<事例紹介> 「第2次貧困削減支援オペレーション」(ラオス)

の政策協議に参加しています。

~ 貧困削減・持続的経済成長のための、同国向け初の政策・制度改革型支援~

ラオスは、近年、実質年7%程度の急速な経済成長率を維持していますが、貧困率は、北部を中心に依然高い水準となっています。

ラオス政府は、持続的な経済成長の下での、適切な開発政策による貧困層への支援強化の必要性を認識し、2004年6月に貧困削減戦略ペーパー(Poverty Reduction Strategy Paper:PRSP)として「国家成長貧困撲滅戦略」(NGPES)を策定し、貧困削減及び経済成長に取り組んでいます。NGPESは、マクロ経済の安定、ビジネス環境の改善、公的セクターのガバナンス改善を柱とし、更に農業、教育、保健等セクター別の政策課題を設定し、貧困削減を達成することを目的としています。こうした取り組みを支援するために、世界銀行は、貧困削減支援オペレーション(Poverty Reduction Support Operation:PRSO)を開始し、日本も、欧州委員会、スウェーデン開発援助庁等と共にPRSO

本行は、ラオス政府の財政運営における非効率を是正し、持続的成長により財政歳入の増大を図り、教育・保健セクター支援等の貧困削減対策のために資金を効率的に振り向けることを、基本的な考えとして構築されたプログラムに対して、公共資源管理の改善、公共支出政策の改善、持続的成長、の3分野における改革を一般財政への資金供与等により支援すべく、2007年2月に政策制度支援型の円借款を供与しました。

▶ 環境事業に対する支援において、国際機関・海外公的機関との協調融資を実施しました。例えば、輸出・投資金融では、ドイツ復興金融公社(KfW)とバーレーンの発電・淡水化事業への支援、米海外民間投資公社(OPIC)とヨルダンの天然ガス焚き複合火力発電事業への支援、欧州復興開発銀

行(EBRD)とウクライナの副生ガス利用発電設備建設事業に対する支援を行いました。また、世界銀行、欧州投資銀(EIB)、フランス開発庁(AFD)との協調融資により、エジプトの工場地域の汚染物質排出削除を図る環境汚染軽減事業を支援しました。環境事業以外にも、韓国輸出入銀行とトルコ鉄道車両購入のための支援、国際金融公社(IFC)とベネズエラのメタノール製造プラント増設のための支援を行いました。

- アフリカ諸国では、我が国企業による輸出・投資の拡大も期待されている中で、日本からの機器設備等輸入のための資金として利用されることを目的として、アフリカの地域開発金融機関である東・南アフリカ貿易開発銀行向けにクレジットラインを設定しました(2007年2月)。
- ▶ アフリカ開発銀行(AfDB)とは、前年度に協調融資促進スキームにかかる実施ガイドラインを締結し、初の協調融資を実現しました。2006年度は、タンザニア及びモザンビークの道路事業への支援を行いました。
- ・また、上記の指標の対象ではありませんが、以下のとおり、国際機関・海外公的機関との連携・関係強化 を推進しました。
 - ▶ アジア地域内の「新興ドナー」への知的協力等を目的として、韓国輸出入銀行の対外経済協力基金 (EDCF)やタイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)、タイ輸出入銀行(TEXIM)との間で業務協力協定 を締結しました。本協定による経済社会開発や貿易・投資促進への共同の取り組みを通じ、両国との協力関係強化が期待されます。

2.課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題に対する優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・国際社会においては、国際機関と二国間ドナーによる開発目標や開発戦略の共有化が進み、また、国際的な事業に対して様々な国の企業・公的機関・国際機関が関与し、協調して支援を進めています。今後も、国際機関や海外公的機関等との業務協力協定の締結や各種協議の実施を通じて、各機関及び本行の幅広い地域や分野での知見や教訓等を共有し、開発途上国向け事業や我が国企業の事業活動に資する効率的かつ効果的な支援が期待されます。

事業課題 4

環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献

| 取り組み例 | 指標 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 20 (18 [£] | 06 丰度) | 2007 (19 年度) |
|--|--|---------|---------|---------|---------|------------------------|-----------|-----------------|
| | 3.2 (2) | (14 年度) | (15 年度) | (16 年度) | (17 年度) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 開発途上国における環 境保全・改善プロジェク トの促進 | (指標 1) 環境保全・改善効果 が期待される出融資 保証承諾プロジェクト 数の割合 | 12% | 12% | 19% | 17% | 19% | 18% | 20% |
| 出融資保証案件における環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけ | | | | | | | | |
| 評価 | 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 :良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

() (指標1)については2005 年度までは案件数の割合を、2006年度はプロジェクト数の割合を、実績値、計画値として計上。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国における環境保全・改善プロジェクトの促進

- ・(指標 1)については、計画をほぼ達成しました。具体的には以下のような取り組みがありました。
 - ▶ インドネシアの水力発電所建設事業は、アチェ州に水力発電所及び関連送配電施設等を建設することにより、被災地の電力需給遍迫の緩和及び供給の安定性を図り、投資環境の改善を通じた地域経済の発展、同州の復旧・復興、更に再生可能エネルギー利用による地球環境負荷軽減に寄与するものです。
 - ⇒ 中国のコージェネレーション(大規模集中型発電・熱供給)事業に対する融資では、石炭の高効率燃 焼及び環境汚染物質の低排出を可能とする循環流動床ボイラによるコージェネレーション設備が建 設・運営されます。日本国内で降る酸性雨の原因物質の多〈は、中国(特に東北部)からの飛来物に 起因するとされていることから、本事業による汚染物質の排出削減は、日本にとっても、酸性雨の緩 和による環境改善効果が期待されるものです。
 - ▶ 中国向け円借款では、2006 年度に供与された 17 案件のうち、環境保全対策事業は 14 件(総額の約89%)に上りました。具体的には、上下水道施設の整備、大気汚染源である既存の小型石炭ボイラーの代替による大気保全、集中型熱供給施設および下水道施設整備を行う総合的環境対策、土壌流出の抑制・洪水緩和を図る植林事業を支援しました(32 頁、事例紹介参照)。
 - ➤ エジプトの環境汚染軽減事業は、人口・産業の集中する大力イロ首都圏の環境汚染が深刻なところ、 同国の仲介金融機関を通じて、企業の環境改善設備導入のための資金を供与し、工場からの汚染物

質の排出削減と地域の環境改善を支援するものです。

- ⇒ 中国、ベトナム、スリランカ、インド、モロッコ等向けに、住民の衛生環境の改善に資する上下水道施設の整備事業に対する支援は大幅に増加しました(2005年度7件、2006年度16件)。
- ▶ ヨルダンの天然ガス焚き複合火力発電事業やブルガリアの風力発電事業へ融資し、クリーンエネルギーへの転換を支援しました。特にブルガリアの風力発電事業は、日本企業からの投資及び技術提供を伴う温室効果ガス削減型の共同実施(JI)(注 1)案件を組成するためのファイナンス(アンダーライングファイナンス(注 2)であり、JI 案件としてブルガリア政府の認証を受ければ、日本企業が実施する初の JI 案件となります。
 - (注1) 共同実施(JI):京都メカニズムの手法の一つで、温室効果ガス排出量削減の数量目標が設定されている先進 国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出 削減量(または吸収増大量)に基づいたクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。
 - (注2) アンダーライングファイナンス:分野として歴史が浅いクリーンメカニズム(CDM)/JI 案件に対して、案件組成を 支援するために、公的融資及び保険の形で資金調達の支援を行うもの。

<事例紹介> 中国環境保全事業 (中国)

本行は2006年度に、中華人民共和国の環境保全対策事業に対して14件の円借款を供与しました。水質保全対策では、雲南省昆明市、黒龍江省ハルビン市、広西チワン族自治区玉林市、寧夏回族自治区、四川省における上下水道施設の整備、大気保全対策では、内蒙古自治区フフホト市の大気汚染源である既存の小型石炭ボイラーの集中型熱供給施設への代替を支援しました。また、総合的環境対策として、貴州省における植林、上水道整備、衛生状態改善、廃棄物処理施設整備を、吉林省吉林市における集中型熱供給施設および下水道施設整備を、更に新疆ウイグル自治区における上水道施設、下水道施設、および集中熱供給施設の整備を支援しました。森林の劣化、土砂流出に起因する洪水などの自然災害の深刻な河南省や吉林省においては、植林事業により土壌流出の抑制・洪水緩和を図っています。

本行が支援するこれらの環境保全対策事業では、我が国の経験や知見を活かし、中国において日本の顔の見える援助となるよう、案件形成の段階から日本の地方自治体や大学等との連携が図られており、協力協定や友好都市提携等に基づいて、山形市、宮城県、新潟県、島根県、岡崎市、藤沢市、大阪市、北九州市、信州大学、京都大学、島根大学、山口大学などからの知見・経験の紹介や提言が行われます。

出融資保証案件における環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけ

- ・本行は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(以下、環境ガイドライン)に基づいて、プロジェクト実施主体による環境社会配慮が適切になされていることを確認しています。環境ガイドラインは、地域住民の参加の促進と対話の重視、 環境社会配慮確認、 積極的な情報公開、を大きな特長としています。
- ・環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけとして、以下のような取り組みを行いました。

- ▶ 中国では、中国国家環境保護総局との共催で「中国環境円借款評価セミナー」を北京で開催し、 2005年に京都大学に委託して実施された「中国環境円借款貢献度評価にかかる調査」の結果を中 国側にフィードバックしました。
- インドネシアでは、「電力セクターにおける環境配慮/管理能力審査に係る調査」を実施し、日本の電力会社における実態と比較しつつその実施能力を評価分析しました。調査過程で確認された問題点等について、その改善策などを提案し、実施機関側の一層の能力向上を図りました(事例紹介参照)。
- ▶ アジア輸銀フォーラムの一環として、「融資に際しての環境社会配慮」をテーマとする第4回トレーニングプログラムを、タイ輸出入銀行とバンコクで共催しました。プログラムには、本行の環境ガイドラインにかかる研修のほか、本行が融資した火力発電所の視察や環境配慮の状況確認などが盛り込まれました。

<事例紹介> 「電力セクターにおける環境配慮/管理能力審査に係る調査」 (インドネシア)

本行では、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」にて「プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されうるかどうかを確認する」と規定しており、事業実施後の事業実施主体等による適切な環境配慮/管理を確保する上で、環境審査時に実施機関等の環境配慮/管理能力を確認することを重視しています。一方、世界銀行(WB)やアジア開発銀行(ADB)等国際機関は、「借入国システムの利用」の導入を検討しプロジェクト関係者の環境配慮/管理能力向上支援を強化しています。

このような状況の中、本行としても日本の環境配慮/管理体制の現状やWB/ADBの審査方法論などをふまえつつ、今後より一層実施機関等の環境配慮/管理能力審査に係るノウハウの整理・蓄積を行う必要があると認識しており、インドネシアの電力セクターを対象に実施機関の環境配慮/管理能力のレビュー・分析をパイロット的に実施するとともに、日本や他ドナーの状況をふまえて環境審査担当者が環境配慮/管理能力を審査する際の着眼点を提案するため、「電力セクターにおける環境配慮/管理能力審査に係る調査」を企画しました。

本調査の結果、問題点が指摘された発電所に対しては、安全設備や職員の研修やマネジメントなどに関する改善策が具体的に提言されました。

本調査は、今後の実施機関の環境配慮/管理能力の審査を一層充実させるための着眼点を提案してゆくモデルケースとなるものです。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

・出融資保証承諾案件以外にも、環境保全・改善プロジェクトの推進および環境配慮の徹底を図るために、 以下の取り組みを行いました。

- > 2006 年 10 月 1 日、海外における環境改善事業や本邦企業の省エネ・新エネ技術の海外展開等の支援のため、環境ビジネス支援室(Environment Finance Engineering Department)を新設しました。本行は、日本企業の環境技術や経験を海外で活用し、環境改善事業を通じて国際的な貢献を図ることを基本方針の一つと定めており、環境改善や資源供給安定化事業への融資のみならず、日本初の排出権買取ファンドである日本温暖化ガス削減基金・カーボンファイナンス株式会社を通じた排出権購入に対する協力など積極的に取り組んでいます。同室の設置により、これまで以上に温室効果ガス削減や資源利用効率化をはじめとした環境改善事業の促進へ貢献するものです。
- ⇒ 京都メカニズムの普及を図るために、多数のセミナーやワークショップを開催するとともに多くの会合に参加しました。例えば、ドイツで開催された「第 3 回 CARBON EXPO」に参加し、本行はグリーン投資・共同実施の公式セッションでパネリストを務めたほか、2005 年度に引き続き会場内にブースを出展し、日本型ビジネスモデルの紹介や温暖化ガス削減プロジェクトのための融資相談を多くの関係者と行いました。また、10 月に北京で開催されたアジア初のカーボンエキスポ「CARBON EXPO ASIA」では、世界銀行、アジア開発銀行及び中国政府のパートナーとして本行も共催しました。
- ▶ クリーン開発メカニズム(CDM)関連では、エジプト「ザファラーナ風力発電事業」を CDM 事業登録するにあたって必要となる有効化審査等に関する調査を行いました(本調査結果を踏まえ、気候変動枠組条約事務局へプロジェクトの登録申請を行い、2007 年 6 月に ODA 事業では初めての CDM 事業として承認されました)。
- ▶ 温室効果ガス削減事業の実施促進に向けて、2006 年度に中国、スリランカやエルサルバドル等の政府・政府機関及びタイ、マレーシア、インドの商業銀行等とCDMに関する業務協力協定を11件締結し、開発途上国における環境保全・改善プロジェクトを促進するための枠組を広げました。
- ▶ 札幌で日本貿易振興機構(JETRO)及び新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)との共催で、 排出権ビジネスについて説明するセミナーを開催しました。
- 2006年7月のG8サミットで「エネルギー安全保障、経済成長および環境(3E s)」が議論されました。これに向けた市場メカニズム活用の重要性、エネルギー効率改善の国別目標設定・ベストプラクティス共有、クリーンエネルギー開発のための世界銀行による新たな投資枠組み制度の創設等について、10月に英国大使館、経済産業省を迎えて「気候変動問題とエネルギー安全保障の最新動向」と題し、本行にてセミナーを開催しました。
- ▶ 排出権市場創設のための一助として、2006 年 3 月「排出権の円滑な管理のための信託機能の活用」セミナーを本行にて開催し、排出権の円滑な管理のための信託機能の有効性及びその課題について、背景(排出権市場の最新動向)、信託制度面、法制面、税務・会計面からの説明を本行及び本件検討に当たり協力を得た信託銀行、法律事務所、税理士・監査法人よりそれぞれ行いました。参加者からの意見を踏まえながら、本セミナーは信託契約書の標準フォームを作成・発表するなど、継続開催されています。

- 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・環境保全・改善に資する事業への直接的な支援を推進すると同時に、事業効果を一層高めるための受益者、及び一般市民等への環境教育の強化、更に NGO や地域市民団体との連携強化によるきめ細かな環境配慮の強化や、排出権市場の創設支援等の事業環境整備のための貢献を図ることが今後も重要です。

事業課題 5

中堅・中小企業の海外事業運営支援

| 取り組み例 | 指標 | 2002 2003 2004 (14 年度) (15 年度) (16 年度) | | 2005 (17 年度) | 2006 (18 年度) | | 2007 (19 年度) | |
|-----------------------------|--|--|---------|-----------------|-----------------|-------|-----------------|-------|
| | -1V > 107 - 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | (15 牛皮) | (16 年度) | (17 牛皮) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 中堅·中小企業向け 情報提供の充実 | (指標 1) 投融資相談会・講演等を 通じて情報提供を行った 中堅・中小企業数 | 新規 | | | 1,780 | 1,410 | 2,543 | 1,850 |
| 地域金融機関の国 際業務補完を通じた 支援 | (指標 2) 中堅・中小企業の海外事業 に関して地銀等地域金融 機関に情報提供を行った件 数 | 新規 | | | 33 | 25 | 38 | 26 |
| 評 価 結 果 | | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。

: 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

中堅・中小企業向け情報提供の充実

- ・ (指標 1)は、計画を大きく上回り、2.543件となりました。近年の海外直接投資の傾向と同様、中堅・中小企 |業もベトナム、ロシア、インド等の新興国への投資に関心を高めつつあり、本行の有する情報に対するニ ーズが高まったことが背景にあります。中堅・中小企業のニーズに応じた情報提供をタイムリーに行った主 な実績は以下の通りです。
 - ▶ ベトナムは、好調な経済成長と市場拡大、質の高い労働力等が評価され、我が国からの直接投資が 急増しています。 特に 2006 年度は、両国首脳の訪問や経団連ミッションの派遣、ベトナムの WTO 加 盟によってベトナムが一際注目を集めました。本行は、こうした我が国企業の関心の高まりを踏まえ、 べトナムの投資環境や経済情勢に関するセミナー開催、セミナーへの講師派遣に取り組みました。
 - ▶ BRICs の一角として注目を集めるロシアやインドの投資環境に関するセミナーを開催。今後両国への 投資を検討している中堅・中小企業に現地の最新情報を提供しました。
 - ▶ 世界的な排出権取引ビジネス拡大の中で、中堅・中小企業からも CDM や排出権取引に関する関心 が高まっています。本行は各種セミナーを通じて、CDM の概要や世界各国での排出権取引ビジネス の状況を紹介しました。
 - 我が国の主要な投資先国であるタイでは、2006 年 9 月の政変以降、投資関連法制の一部が改定さ れました。本行は、投資を検討中の我が国企業からの情報ニーズに応えるべく、現地の政治経済情 勢や投資受入れ政策に関するセミナーを開催しました。
 - ▶ 本行の中堅・中小企業支援室では、地方相談会を開催し、企業からの海外投資環境や資金ニーズ に関する相談に応じています。また、中国、ベトナム、インド等、我が国企業が投資先として特に関心 を示している地域については、投資環境レポートを作成して一般向けに配布しています。特に中国に

ついては各省別のレポートを作成し、中国への投資を検討している中堅・中小企業向けに、よりきめ 細かい情報提供を行いました。

地域金融機関の国際業務補完を通じた支援

- (指標 2)の実績は、計画を上回りました。
 - ▶ 地方銀行との間で、中堅・中小企業の海外事業展開や投資先国の政治経済情勢に関する情報交換を行った他、中堅・中小企業への協調融資に向けた意見交換を行いました。
 - 全国地方銀行協会が開催した東南アジアの投資環境に関するセミナーに講師を派遣した他、地方銀行が開催したセミナーにおいて、中国の投資環境や、本行融資制度の概要・利用時の手続きについて講演を行いました。
- ・ 指標の実績には含まれませんが、青森県の地方銀行との間で業務協力協定を締結し、ASEAN 諸国や中国の政治・経済・金融情勢、投資環境に関して本行が情報提供を行い、協定締結先の主要顧客である青森県内企業の海外進出を支援していくことで合意しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

・ インドネシアにおいて、我が国民間金融機関の現地法人を経由したツーステップ・ローンを供与しました。 本ローンでは、我が国中小企業が出資する現地法人を主な融資対象としており、中小企業の現地での事 業展開を金融面から支援しています。

- · 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 特に中堅・中小企業が海外事業展開を行う際には、投資先国の情報が不足していたり、開発途上国特有のリスクゆえに資金調達が困難な場合が顕著であるため、本行には、現地の最新情報を提供するとともに、リスク対応能力を活かした融資を提案することが求められています。また、中堅・中小企業の場合、主として地域金融機関と取引していることが多いことから、今後も、こうした金融機関の業務を補完しつつ、中堅・中小企業の海外事業展開を引続き支援していくことが必要です。

財務課題1

適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持

| 取り組み例 | み例 指標 | | 2002 2003 20(14 年度) (15 年度) (16 年 | | 2005 (17 年度) | 2006 (18年度) | | 2007 (19 年度) |
|--------------------------------------|--|-----------------------|-----------------------------------|--------------------|--------------------|-------------|--------------------|-----------------|
| | | (14 牛皮) | (15年度) | (16 年度) | (17 牛皮) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 調達コスト・期 待損失勘案後 の適正な損益 水準の確保 | (指標 1) モニタリング指標 行政コスト計算書の業務費 用(注 1) | 882 億円 5,833 億円 (注 2) | 465 億円 1,615 億円 | 163 億円 1,141 億円 | 797 億円 2,298 億円 | | 695 億円 2,043 億円 | |
| 財務的安定性 の維持 | (指標 2) モニタリング指標 国際決済銀行の国際統一 基準上に規定される自己資 本比率(注 3) | | 新規 | | 18% 56% | | 19% 74% | |
| - | 評価 結果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 :良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

- -: 外部環境の変化等により評価不能。
 - () 財務に関する課題については、勘定別に指標を設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。
 - (注1) 行政コスト計算書の業務費用: 本行は、従来より作成している法定財務諸表(国際協力銀行関連法規及び特殊法人等会計処理基準等に基づき作成、国会提出)に加え、2001 年 3 月期より民間会計基準に準拠した財務諸表を作成、公表しています。行政コスト計算書の業務費用は、この民間会計準拠の損益計算書(原則として当期利益金)に基づいて作成されています。なお、指標1については、がないものは本行の当期純利益、は当期純損失を表します。
 - (注2) 2002 年度においては、2002 年 12 月の政府決定「債務救済方式の見直しについて」のとおり、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償の供与に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方式に変更されたため、特に海外経済協力勘定で大幅な特別損失を計上しました。
 - (注3) 2006 年度よりバーゼル ベースで算出しています。

:1 . 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保

・2006 年度の損益については、国際金融等勘定:695 億円、海外経済協力勘定:2,043 億円の利益が確保されました(指標 1)。2005 年度との比較では、国際金融等勘定は 102 億円、海外経済協力勘定は 255 億円の減益となっています。両勘定共通の減益要因として、2005 年度には一部ソブリン債務者に関して、国際的合意(パリクラブ合意)に基づき、支払いが延滞していた利息の返済がありましたが、2006 年度はその要因がなくなったため、利息収益が減少しました。これに加え、海外経済協力勘定においては、貸倒引当金戻入の計上額減少(2005 年度:438 億円 2006 年度:223 億円)も要因として挙げられます。

財務的安定性の維持

・ 2006 年度の BIS 自己資本比率は、国際金融等勘定:19%、海外経済協力勘定:74%と引続き高水準を維 持しており、財務的安定性を確保しています。

■2.課題への取り組み状況の評価結果

・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。

財務課題2

出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

| | | I | I | | | | | |
|--|--|--------------------|----------------------|-------------------|-------------------|----|----------------------|-----------------|
| 取り組み例 | 指 標 | 2002 (14 年度) | 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) | 2005 (17 年度) | | 2006 8 年度) | 2007 (19 年度) |
| | | (** 1 ,2) | (10 1,2) | (13 1 12) | (11 , 12) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理 | (指標 1) Eニタリング指標 金利感応度(金利変動に よる資産・負債の時価評 価変動額(ベーシスポイン トバリュー)) | 13 億円 85 億円 | 11 億円 83 億円 | 10 億円 83 億円 | 6 億円 76 億円 | | 8 億円 78 億円 | |
| | (指標 2) モニタリング指標 民間準拠会計基準に基 づ〈貸倒引当金 | | 1,339 億円 1,296 億円 | 1,712 億円 1,825 億円 | 1,480 億円 1,252 億円 | | 1,301 億円 1,029 億円 | |
| 財務の健全性に影響を及ぼし得る | (指標3) モニタリング指標 貸付金償却額(部分直接 償却額を含む) | 392 億円 8,164 億円 | 1 億円 | 0.1 億円 | | | | |
| 信用リスクの適切な把握及び管理 | (指標4) モニタリング指標 金融再生法開示債権比 率 | 5.96% 1.34% | 6.48% 7.85% | 6.29% 7.83% | 3.77% 2.56% | | 3.03% 2.38% | |
| | (指標5) モニタリング指標 金融再生法開示債権の 保全率 | 68.1 % 53.4 % | 60.6% 13.4% | 70.1% 18.3% | 71.0% 33.2% | | 73.71% 26.30% | |
| 評 | 評 価 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。

:良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

()財務に関する課題については、勘定別に指標を設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理

- ・ 金利感応度(指標 1)については、2006 年度中の貸付・回収の結果、国際金融等勘定においては増加、海外経済協力勘定においては横ばいとなりました。
- ・ 指標の対象ではありませんが、2006年4月よりALM(注)に関する委員会を立上げ、市場動向等に伴うリスクを常時モニタリングしています。

(注)ALM: Asset Liability Management の略。市場動向等に応じ、リスク軽減と収益確保を図る資産・負債の総合管理。

財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握及び管理

- ・ 貸倒引当金(指標 2)については、与信先である開発途上国のマクロ経済の安定等による信用リスクの低下により、国際金融等勘定、海外経済協力勘定ともに減少しました。2006 年度の貸付金償却額(指標 3)はありませんでした。
- 開示債権の比率(指標4)については、2005年度に比べて減少しました。

・ (指標 5)の開示債権の保全率は、開示債権に対する保証・担保・貸倒引当金の割合を示します。国際金融等勘定については、開示債権比率が減少し、保全率は増加しました。海外経済協力勘定についても、開示債権比率は減少しましたが、開発途上国のマクロ経済の安定等により貸倒引当金の所要額が減少したため、保全率は減少しました。

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・今後も、金利リスク、信用リスク等のリスク管理態勢の着実かつ適切な整備を進めていくことが重要です。

組織能力課題1

オペレーションの機動的・効率的な実施

| 取り組み例 | 指標 | 2002 (14 年度) | 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) | 2005 (17 年度) | 006 年度) 実績 | 2007 (19 年度) 計画 |
|---------------------------------|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------|
| 事業環境、顧客ニーズ、政府政策等の変化があった場合の機動的対応 | | | | | | 大視 | nim. |
| 適切なコスト管理 | (指標 1) モニタリング指標事務経費率(注 1) | 0.14% | 0.14% | 0.14% | 0.14% | 0.15% | |
| 案件管理の効率的 実施 | (指標 2) モニタリング指標 円借款における貸付実 行の進捗率(期首パイプ ライン執行率(注 2)) | 14% | 15% | 15% | 16% | 16% | |
| 評 | 価 結 果 | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 : 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。 - : 外部環境の変化等により評価不能。

- (注1) 事務経費率 = (事務費 + 支払手数料) / (貸付金平均残高 + 出資金平均残高 + 支払承諾見返平均残高)
- (注2) 円借款期首パイプライン執行率:(当期中の貸付実行額 当期中承諾案件の貸付実行額)/当期初の未貸出額として算出しています。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

事業環境、顧客ニーズ、政府政策等の変化があった場合の機動的対応

政策金融改革の決定

本行業務は、2008年10月1日より、国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構へ継承されることになり、それぞれ所要の立法措置が図られました。かかる方針のもと、本行は、新体制への移行準備のため両業務各々について移行準備室を設置し、組織移行準備委員会を中心に、重要課題について着実な準備を進めています。また、引き続き本行業務に課せられた使命を果たすため、国際金融等業務では民業補完を徹底すべく協調融資保証、海外シンジケートローン保証、現地日系企業が発行する社債への保証といった一層の保証業務の拡大等を図り、海外経済協力業務では、パイロット国における JICA との共同作業強化等、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法の有機的連携の推進を図りました。

ODA事業量の我が国の国際公約

2005 年度に開催されたグレンイーグルズ・サミットにおいて、日本政府は 2004 年の実績をベースとし、 ODA 事業量を 2005 年から 2009 年までの 5 年間で 100 億ドル積み増すという国際公約を行いました。政府の円借款の積極的活用方針を踏まえ、まず、円借款制度の改善として、円借款借入国の負担軽減となる金利引下げ(STEP を含む)、ソフト面の支援強化、緊急的な災害復旧への支援強化、中進国支援の範囲拡大等を関係省と共に検討し 2006 年度末に供与条件改善の政府決定がなされました。また、開発途上国政府のニーズの的確な把握とその改善のための国際的ドナーとの援助協調の一環として、プロジェクト型借款を補完する政策制度支援型借款への供与を大幅に増加させました。具体的には、インドネシア

の開発政策借款(Ⅲ)、タンザニア、ベトナム、ラオス各々に対する貧困削減支援、アフリカ開発銀行 (AfDB)を通じた民間セクター支援融資等、アジア及びアフリカにおいて計 6 件 401 億円の政策制度支援 型借款を承諾するなど、2006 年度の円借款承諾は前年度比 34%増(7.637 億円)となりました。

▶ 世界的なエネルギー·鉱物資源の需給逼迫への対応

世界的な資源需給の逼迫が続く中、我が国の資源の安定確保を図るべく、ベネズエラ・原油・石油製品引取事業、インドネシア・タングーLNG 開発等の資源プロジェクトを支援し、前年度比 29%増の 5,192 億円 (国際金融等業務全体(保証を除く)の 49%)を融資承諾しました。また、我が国の資源安定確保・資源保有国との関係強化のために、カザフスタン、ウズベキスタン、ブルネイ、カタール、オマーン、インドネシア、メキシコの各国政府や国営石油会社と業務協力協定を締結しました。

プロジェクトファイナンス案件、現地企業リスクテイク案件の推進

日本企業の海外での事業展開の活発化を受けて、公的機関としてのステータスを活かした開発途上国のカントリーリスクテイクやリスク発現抑止機能、豊富な業務実績によって培われた知見を活かし、プロジェクトファイナンス/ストラクチャードファイナンス案件、開発途上国の現地企業・金融機関のリスクテイク案件を推進しました。

▶ イスラム金融

世界的な原油価格の高騰により潤沢なオイルダラーを抱えた中東産油国の投資ニーズの高まりを背景に、イスラム金融の運用資産規模は、年率 10~15%の成長を遂げています。そのような中、本行は、イスラム法学者を招いたイスラム金融検討会の開催や日本でのイスラム金融セミナーを主催したほか、アジアでイスラム金融をリードするマレーシア中央銀行との間でイスラム金融に関する覚書を締結するなど、世界的に関心の高まるイスラム金融に関する情報収集や国内外のネットワークの構築を先導しました。

▶ イラク支援

国際社会が注目しているイラク復興支援のために、日本政府は35億ドルを上限とした円借款支援を表明しています。これを受け、本行は円借款の早期実現を目指して準備を進めています。2006年度は、原油輸出施設復旧事業や電力セクター復旧事業等、計5件に関し事前通報に至りました。また、11月にヨルダンの首都アンマンに駐在員事務所を開設し、イラク及びヨルダン向けのプラント輸出、投資等に関する情報収集、他機関との連携を強化しています。その他、イラク関係者を対象とした日本のODAに関するセミナーを国際協力機構(JICA)と共同で開催し、円借款の早期活用に向けて取り組みました。

▶ アフリカ支援

日本政府は、2005年から2007年までの3年間で、アフリカ向けODAの倍増を国際公約に掲げています。その一環として、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPSA for Africa)」(注3)に基づき、アフリカ開発銀行(AfDB)と共同でアフリカ民間セクター支援に対する円借款供与が始まりました。2006年度には、同地域向けの新規円借款の供与額は、アフリカ開発銀行向けの円借款を含めて前年度の507億円から1,137億円に増加し、円借款全体に占める地域別構成比も8.9%から14.9%へ上昇しました。具体的には、本行初の国際開発金融機関向け貸付であるアフリカ開発銀行(AfDB)を通じたアフリカの民間セクター向け支援融資のほか、タンザニアへの25年ぶりの、モザンビーク、ナミビアへは初の円借款を供与しました。

(注 3)「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPSA for Africa)」: アフリカの民間セクター開発を包括的に支援するため、投資環境整備、金融市場の育成、社会・経済インフラ整備、零細・中小企業支援、貿易・海外直接投資の促進を、5年間に亘り支援するもので、 信託基金、 本行と AfDB の協調融資促進スキーム、及び 民間企業を最終的な借入人とする本行の AfDB 向け融資の3つの手法で構成されています。

▶ 地球温暖化問題への取り組み

京都議定書削減目標の達成に向けた温室効果ガス排出削減が一層求められているなか、本行は海外における環境改善事業や本邦企業による省エネ・省エネ技術の海外展開等の支援のため、2006 年 10 月に「環境ビジネス支援室」を新設しました。また、中国、スリランカやエルサルバドル等の政府・政府機関及び

タイ、マレーシア、インドの商業銀行等と新たに11件の京都メカニズムに関する業務協力協定を締結しました。 さらに、エジプトの風力発電所事業について初の ODA 事業の CDM 登録申請(2007 年 6 月に承認・登録完了)や国内外でのセミナーの開催など、これまで培ってきた知見を活かした取り組みを行いました。

適切なコスト管理

・事務経費率は、例年と同水準の 0.15%でした。

案件管理の効率的実施

- ・円借款における貸付実行の進捗率は2005年度と同率でした(指標2)。
- ・なお、指標の対象ではありませんが、案件管理の効率的実施のため、以下の取り組みを行いました。
 - ▶ 円借款業務の案件監理に係る事務の合理化、事業効果の発現促進の観点より、事業実施を促す期限延長チャージ導入をはじめ、追加借款の柔軟な検討体制やコンサルタント雇用の無利子近似化による事業実施支援の強化等を日本政府と協力し、改善策を講じました(2007年3月「円借款制度の改善」として日本政府より公表)。また、円借款業務の案件形成から事業完了までの各段階の迅速化を進めるべく、候補案件の検討時期・期間・方法等の検討を日本政府と協力して検討しました(2007年6月「円借款の迅速化」として日本政府より公表)。
 - ▶ 円借款を利用する開発途上国の調達監理能力の向上による事業促進を図り、事業実施機関の職員向けに調達に関する説明会を借入国現地で開催しました。また、標準入札書類シリーズの増版や、コンサルタントの迅速かつ適切な雇用を目的とした評価手順ガイドを作成・配布し、案件管理の効率的実施を推進しました(同標準入札書類や評価手順ガイドは本行ホームページにも掲載しています)。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

・本行では、国際金融等業務と海外経済協力業務を統合した勘定系システム(新基幹システム)やイントラネットでの行内情報発信、出張申請、勤怠管理、会議室予約等様々な面でシステムを構築し業務を効率化しています。一方、これらの情報システム化に対して、情報管理の観点から、情報セキュリティの強化にも取り組みました。2006年度は、不正アクセス防御策等の強化に加え、本店に留まらず駐在員事務所のホームページについてもセキュリティ状況の調査等を行い対応策を検討しました。

- ・上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・国際社会の政治経済情勢、開発途上国政府やグローバルに事業展開する日本企業等のニーズ、あるいは我が国政府の対外経済政策は刻々と変化しており、海外向け業務を担う本行の特質上、引き続き、これらへの戦略的かつ効果的な対応を意識しつつ、機動性を発揮することが政策金融機関として期待されます。また、本行業務は2008年度に株式会社日本政策金融公庫と独立行政法人国際協力機構(JICA)に継承されますが、円滑な移行準備に取り組むと同時に、その間も効率的・効果的な業務運営に取り組むことが必要です。

組織能力課題2

我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映

| 取り組み例 | 指 標 | 2002 (14 年度) | 2002 2003 20 (14 年度) (15 年度) (16 年 | | 2005 (17 年度) | (18 🕏 | 06 丰度) | 2007 (19 年度) |
|---|---|-----------------|------------------------------------|----------|-----------------|-------|-----------|-----------------|
| | | (/ , , , | (10 1/2) | (10 1/2) | (1 /2/ | 計画 | 実績 | 計画 |
| 我が国国民、利用 者及び非政府団体 (NGO)等の意見を 聴取する機会の拡 大 | (指標1) モニタリング指標 本行業務のあり方や出 融資対象案件に対する 意見を聴取した個人・団 体数 | | 新規 | | 936 | | 810 | |
| 出融資利用手続き の軽減等による利 便性向上 | (指標 2) モニタリング指標 アンケート調査に基づく 利用者満足度 | | 新規 | | | | | |
| 評(| 西 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 :良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

我が国国民、利用者及び非政府団体(NGO)等の意見を聴取する機会の拡大

・(指標 1)については、我が国国民、利用者、非政府団体、地方公共団体、大学関係者等の意見・参加を求 める機会拡大の一環として、以下の取り組みを行いました。

民間セクターとの懇談会

国際金融等業務に関連し、2006 年度も日本企業(商社、鉄鋼・非鉄金属、エネルギー等)、民間金融 機関等との懇談会を多数実施し、日本企業の国際展開支援や資源・エネルギー安定確保の観点か ら、各業界の動向を把握することに努めると共に、本行に対するニーズ確認や業務についての意見 交換を行いました。また、海外経済協力業務関連では、建設業界団体、コンサルタント業界団体、商 社との懇談会を多数実施し、主要国の円借款供与方針を紹介することにより、業務の透明性と民間 企業の参加意欲拡大を推進したほか、請負契約の施工時に発生する問題事例のヒアリング・検討を 踏まえ、片務的契約条件のチェックリストを作成・配布し、事業実施機関等の関係者へ不適切な契約 から発生するトラブルの未然防止を促しました。

▶ 円借款関連セミナーの実施

NGOを含む民間非営利組織、大学及び関係機関、地方自治体、民間企業など15団体からの参加者 を対象に、大学国民の経験や知見を円借款業務に反映するため、「円借款パートナーシップセミナ ー」(旧「国民参加型援助促進セミナー」)を、2006 年度は中国で開催しました。参加団体は、人材育 成事業や環境整備・生活改善事業等の6件の円借款事業と1件の無償資金協力・技術協力事業を 視察し、視察終了後は、帰国報告会において今後の本行との連携策の提案等について議論しました。 その結果、参加者の報告書の中で提案された調査が2007年度に2件採択される予定です。

▶ ODA 民間モニター制度

外務省が実施する ODA 民間モニター制度では、2006 年度は、中国、モンゴル、フィリピン、スリラン カ、バングラデシュ、モロッコにおいて、我が国国民による ODA 事業の視察が行われており、本行は 研修会の講師や現地視察の同行等で協力しています。モロッコの地方給水事業では、参加者より「我が国の有償資金協力(円借款)が効果的に行われていることが非常に良く分かった。」「給水事業計画も継続的に管理、指導を行っている日本の支援姿勢が高く評価されていることも印象的であり、誇りに思った」等の報告がありました。

▶ NGOとの意見交換と協力

2006 年度は、NGOとの定期協議会が 3 回開催され、NGOと本行双方から提示された議題を基に、活発な質疑応答が行われました(議事内容は、NGOと本行の共同運営ウェブサイトwww.jbic.go.jp/japanese/ngo_jbicで公表されています)。

教育関係者を対象に、「開発教育」に関する本行の取り組みを紹介

2006 年 7 月に東京で開催された教育ソリューションフェアに参加し、本行は、各地から参加された教職員向けに「国際協力 / 開発教育セミナー」を開催しました。 開発途上国の抱える課題と円借款による支援事例をはじめ、生徒自身による自主的な行動を促す「開発教育」について、本行の取り組みを紹介しました。

▶ 大学との協力の促進

業務協力協定を締結した我が国の大学(計 11 大学)との定期協議のほか、大学院生 8 名をインターンシップとして受入れました。大学の本行業務への参画意向や要望の聴取機会の拡大が、昨今の大学との調査委託業務増加の成果となっており、2006 年度には 17 件の委託契約が締結され、インドネシアの中小企業・裾野産業育成の教育プログラム開発や中国の土壌改良実証調査、スリランカの感染症対策強化調査等が行われました。

環境関連の意見聴取

融資検討中のサハリン フェーズ2事業に関し、日本に越境する可能性のある環境関連の事項があることから環境関連の意見を幅広く聴取するために、一昨年度に引き続き環境関連フォーラムを東京、札幌において2006年度中2回開催し(参加者は延べ94名)、その内容を本行ホームページに公表しました。

・また、本指標の対象外となりますが、本行の環境社会行動に関する取り組みを報告する「環境・社会行動レポート」では、2006年度からアンケートはがきを添付し、レポートに対する国民からの意見を募り、翌年度のレポート作成へ反映させています。

出融資利用手続きの軽減等による利便性向上

- ・(指標 2) については、内外の利用者に対する第 2 回アンケート調査(第 1 回は 2003 年度実施)を実施しました。対象は、円借款の利用者である借入国政府・事業実施機関、輸出金融、輸入金融、投資金融、保証の利用者である我が国の民間企業の他、有償資金協力調査(SAF)の利用あるいは連携実績のあった我が国のコンサルタント、大学・自治体、NGOです。
- ・調査結果の概要は以下の通りでした。

円借款 :借入国政府、実施機関(調査数:110件、回答数:90件)

前回アンケート調査結果を踏まえた業務の改善状況

前回アンケート調査にご回答いただいた方より、前回実施当時からの業務改善状況について質問した 結果は以下の通りです。

- ・「円借款承諾迄・承諾後の手続き負担」:
 - ・・・・・「負担軽減(「負担軽減」+「やや負担軽減」)」とする回答が 71%
- ・「円借款の利便性」:
 - ・・・・・「向上(「向上」+「やや向上」)」とする意見が 79%
- ・ 「利便性向上に向けた本行取り組みへの満足度」
 - ・・・・・「満足(「満足」+「やや満足」)」とする意見が 79%

円借款に対する満足度

- ・円借款全般に対する評価では、「満足(満足+やや満足)」とする回答が100%でした。
- ・「コンサルタント雇用ガイドライン」、「調達ガイドライン」、「環境配慮のためのガイドライン」、「標準入札書類」、「貸付実行方式」等、円借款業務のその他の事項に対する満足度も、「満足(「満足」+「やや満足」)とする回答が85%を超えました。

その他

- ・円借款を利用したい分野は、「インフラ整備」が一番多く、「地球規模問題」、「貧困削減」が続き、前回に比べて「地球規模問題」への要望が高まりました。
- ・円借款利用の更なる利便性向上や手続きの迅速化にかかる要望が多く寄せられました。

円借款 :地方自治体、大学(調査数:44件、回答数:22件)

- ・本行の円借款業務との連携に対する総合的な評価は、「満足(「満足」+「やや満足」)」とする意見が 95%でした。
- ・連携や調査実施に係る各種手続きの期間等については、「長い(「長い」+「やや長い」)」とする意見が 20~30% あるなど、他質問項目に比べて低い満足度でした。

国際金融等業務(輸出金融、輸入金融、投資金融、保証) :本邦企業の方々(調査数:98 件、回答数 65 件) 前回アンケート調査結果を踏まえた業務の改善状況

前回アンケート調査にご回答いただいた方より、前回実施当時からの業務改善状況について質問した結果は以下の通りです。

- ・「融資等承諾迄・承諾後の手続負担」:
 - ・・・・・「負担軽減(「負担軽減」+ 「やや負担軽減」)」がとする回答が 49%
- ・「本行の出融資保証サービス等の利便性」:
 - ・・・・・「向上(「向上」+「やや向上」)」とする回答が 57%
- ・「利便性に向けた弊行の取り組みへの満足度」
 - ・・・・・ 「満足「満足」+ 「やや満足」」とする回答が 70%

国際金融等業務に対する満足度

・最近の融資等に対する満足度は、概ね60~80%台の満足度を得ましたが、輸入金融や保証等にかかる審査手続き等については、40%以上が「長い(「長い」+「やや長い」)旨の回答でした。

その他

- ・書類の合理化・簡素化や、手続きの迅速化、および情報提供にかかる要望が多く寄せられました。
- ・本行職員の対応については、いずれの対象者からも総合的評価で高い満足度を得ました。
- ・アンケート調査結果を踏まえ、本行では寄せられたご意見に対する業務改善策をまとめ、2007 年 4 月にホームページで公表しています。

(参考) 日本語版: http://www.jbic.go.jp/autocontents/japanese/news/2007/000080/index.htm
英語版: http://www.jbic.go.jp/autocontents/english/news/2007/000080/index.htm

主要な対応策は以下のとおりです。

円借款業務について

- ・ 要請後の検討期間の短縮化にかかるご意見を踏まえ、円借款業務の案件形成から事業完了までの 各段階の迅速化を進めるべく、候補案件の検討時期・期間・方法等の検討を日本政府と協力して推 進した結果、具体的施策が「円借款手続きの迅速化」として 2007 年 6 月に政府より公表されました。
- ・ 大学からの連携手続きにかかるご意見を反映し、参画しやすい環境整備の一環として、大学側の留意事項を網羅した「JBIC 委託調査マニュアル」を作成しました。

国際金融等業務について

・ 出融資保証の検討にあたって、提出資料の簡素化という観点から、顧客の利便性を高めるべく作成した既存の提出フォームおよび留意事項等について、再度本行ホームページを通じてお知らせしました。

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・今後も、我が国国民、利用者及び非政府団体の知見の活用とともに、意見・要望の聴取結果を業務へ適切に反映させていくことが求められます。2006年度の実施経験を活かし、我が国国民や利用者の意見及び提案内容を適切かつ着実に業務に反映させるための取り組みが引き続き重要です。

組織能力課題3

情報公開・広報活動の推進

| 取り組 み例 | 指標 | 2002 (14 年度) | 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) | 2005 (17 年度) | 006 年度) 実績 | 2007 (19 年度) 計画 |
|---|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------|-----------------------|
| 積極的な情報公開の推進 | (指標 1) モニタリング指標 HP (ホームページ) への アクセス件数 | 1,400,948 | 1,495,764 | 1,377,713 | 1,103,379 | 1,039,548 | |
| 開発途上国における本 行業務に関する理解の 促進 | | | | | | | |
| 開発教育を通じた国民 の国際協力への理解の 増進及び国際協力分野 での人材の養成 | (指標2) <mark>モニタリング指標</mark> 開発教育を実施した件 数 | | | 45 | 49 | 56 | |
| 評価 | 結 果 | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。

: 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

積極的な情報公開の推進

・(指標 1)は、本行ホームページの「トップページへのアクセス数」を計上しています。トップページへのアクセス数は例年減少していますが、トップページを経由しない「お気に入り登録」、検索、他頁からのリンク等からの直接アクセスが増加しており、ホームページ全体へのアクセス数は増加しています(ホームページ全体への月平均アクセス数: 2004 年度 198,362 件、2005 年度 212,604 件、2006 年度は 260,734 件)。

...........

- ・上記指標の対象ではありませんが、財務諸表、業務報告書等の法律に沿った情報公開のほか、個別案件・活動状況について、随時、新聞発表や各種広報資料を通じて情報公開をしています。
- ▶ 「年次報告書 2006」では、本行の概要、活動内容、業務実績、財務内容などを掲載し、「円借款活動レポート 2006」では、地域や重点分野ごとに円借款業務に関連した活動を掲載しています。また、隔月発行の広報媒体紙「JBIC TODAY」では、特集テーマを中心に、本行の業務実績や最近の取り組み等を紹介しました。
- 本行等との協調融資を検討している民間金融機関向けの参考資料として「プロジェクト・ファイナンスのご案内」の改訂版、海外進出を検討する際の参考資料として「投資環境資料」等を発行し、タイムリーな情報を発信しました。また、パキスタン、中央アジア、中国、アフリカ等の地域別に焦点を当てた本行業務のパンフレットをそれぞれ作成し、国内関係者及び借入国政府、国際機関等協調融資ドナーへの参考資料として配布しました。これらは日本語版のみならず、英語版やフランス語版、ロシア語版、中国語版等も作成し、現地関係者に親しみやすい形で情報発信を行いました。
- ▶ 環境問題に対する取り組みへの理解促進のため、「環境・社会行動レポート 2006」を発行し、2006 年

度は地球規模問題や人材育成等に関する情報を一層充実させました。また、2006 年度に実施した円借款事業評価の結果をまとめた「円借款事業評価報告書 2006」を発行しました。各々、日本語版·英語版共に全文版を本行ホームページでも公表しています。

- ・本行の広報センターにおいて、情報開示請求の窓口業務、年次報告書・業務紹介パンフ等の資料配布、 情報提供を行っています。また、情報開示請求に対しても適切に対応しました。
- ・また、本行では若者に人気の海外旅行ガイドブック「地球の歩き方」に、「日本の経済協力」と題してその地域で実施された本行の円借款事業や融資プロジェクトを紹介しています。従来から掲載しているタイ、インド、トルコ、ヨルダン、インドネシア、メキシコ、ブラジル等の事業に加え、2006年度は新たに中国、フィリピン、ベトナム等での事業についても紹介しました。

開発途上国における本行業務に関する理解の促進

- ・相手国政府や実施機関、国際機関等協調融資先及び現地市民一般に向けた情報誌を、英語版のほか中国語版(「重慶市円借款プロジェクトマップ」等)、フランス語版(モロッコ「水セクター」等)、ロシア語版(「中央アジアの発展に向けて 円借款(ODA)業務の概要」等)などで発行し、開発途上国における本行業務に関する理解の促進に努めました。また、従来より、本店作成の英語版ホームページのほか、ベトナム、インドネシア、フィリピン、ロシア、ペルー、ブラジルの駐在員事務所では独自のホームページを開設しており、現地一般向けに情報発信しています。2006 年度は、新たに中国関係者のニーズを踏まえて中国語による各種資料も本行ホームページに掲載し、好評を得ました。
- ・産業の多角化を目指し、今後の製造業、インフラ事業等、新規事業へのプロジェクトファイナンス活用を期待しているブルネイに対し、政府機関職員を中心にプロジェクトファイナンスの知見の提供、人材育成協力の一環としてワークショップを開催したほか、石油化学・精製等の分野で大型プロジェクトを抱えるサウジアラビアに対しても、プロジェクトファイナンスに係るキャパシティ・ビルディング支援のため、現地関連企業職員を対象としたワークショップを開催しました。
- ・日本の重要なパートナーである GCC 諸国は好調な経済成長を遂げているものの、産業の多角化、インフラ整備、雇用機会創出等克服すべき課題があります。このような中、日本と GCC 諸国との経済関係を、石油と工業製品を中心とする貿易のみならず、より多面的で深いものに進化させるべく、一層の人的交流と情報共有の促進が期待されています。本行がドバイにて開催した「日本と GCC 諸国の新たなビジネスパートナーシップ構築に向けて」と題したシンポジウムでは、GCC 諸国及び日本の企業関係者の要人も含め、約200名のご参加を得て、本行業務を紹介すると共に、日本及び GCC 諸国の WIN-WIN 関係の構築に向けた具体策について議論が交わされました。

開発教育を通じた国民の国際協力分野での人材の養成

- ・ (指標 2)は、前年度の実績値を上回りました。具体的には、以下のような取り組みが行われました。
 - 本行との連携協定締結先の大学から大学院生を研修生として受け入れ、本行職員の指導・監督の下、研修生は現地調査を含む本行業務を実習しました。
 - ▶ 国内各地の大学・大学院で国際協力に関する講義を行ったほか、大学のゼミ生による開発途上国のスタディツアーを積極的に受け入れました。
 - ▶ 中国、タイ、インド、ペルー等の現地日本人小中学校の生徒向けに、国際協力の講義や本行融資事業の視察アレンジを多数行いました。
- ・ また、指標には含まれませんが、都内で行われた教員など教育関係者向け研修イベント「教育ソリューショ

ンフェア2006」(日本教育新聞社主催)に参加し、本行は各地から参加された教職員向けに「国際協力/開発教育セミナー」を開催した他、プースを出展し、授業で活用できるパンフレット「円借款と私たち」等を配布しました。また、同フェア参加に伴い、初めて日本教育新聞に企画記事を掲載し、本行の開発教育について紹介しました。

■ 2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 情報公開や広報活動の一層の改善を目的に、2006 年度には、本行ホームページ等を通じて海外経済協力業務(円借款等)に関する広報アンケート調査を実施しました。円借款事業に対する理解、関心、強化を望む広報内容等を定量的に把握し、広報業務に活かしています。また、環境・社会行動レポートについても、アンケートはがきを添付し、寄せられた皆様からのご意見を新たなレポート作成の参考としています。
- ・ また、我が国国民の本行業務に関する理解を深めることを目的に、国内各地のイベントに参加しました。
 - ▶ 国際協力に関しては、東京で開催されたグローバルフェスタJAPAN2006に共催団体の1つとしてブースに出展したほか、セミナーを開催して来場者の方々に円借款事例の紹介等を行いました。また、名古屋のワールド・コラボ・フェスタ 2006、横浜国際フェスタ 2006、大阪のワン・ワールド・フェスティバルに参加し、ブースの出展や本行の活動についてセミナーを実施しました。
 - ▶ 環境問題については、様々な取り組みを行いました。日本最大の環境総合イベントである「エコプロダクツ」に 2006 年度もブース出展し、環境プロジェクトへの融資例や、排出権取引に関する取り組み、環境教育の事例を紹介しました。札幌では、日本貿易振興会(JETRO)及び新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)との共催で、排出権ビジネスについて説明するセミナーを開催しました。また、2006 年 7 月の G8 サミットで議論された「エネルギー安全保障、経済成長および環境(3E s)」に向けて、10 月に英国大使館、経済産業省をむかえて「気候変動問題とエネルギー安全保障の最新動向」と題したセミナーを本行にて開催しました。更に、排出権市場創設のための一助として、「排出権の円滑な管理のための信託機能の活用」セミナーを、本件検討に当たり協力を得た信託銀行、法律事務所、税理士・監査法人とともに 2006 年 3 月より継続的に開催しました。

- 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 政策金融機関としての業務の透明性向上や国民への説明責任を果たすために、内外における本行業務への理解促進を図るとともに、開発教育を通じた人材育成を図るべく、情報公開・広報活動については、今後も積極的に取り組んで行くことが求められます。また、引き続き、現地語による開発途上国への一層直接的な情報発信に取り組むことも重要です。

組織能力課題4

対外経済分野における政策金融機関としての現地機能の活用強化

| 取り組み例 | 指標 | 2002 2003 2004 (14 年度) (15 年度) (16 年度) | | 2005 (17 年度) | |)06 年度) | 2007 (19 年度) | |
|-------------------------------------|---|--|-------------|-----------------|----------|------------|-----------------|-----|
| | | (11 +12) | (10 +12) | (10 +12) | (11 +12) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 現地における | (指標1) モニタリング指標 現地タスクフォース・ドナ ー会合が組成され、本行 が参加している国数 | 新規 | | | 32 | | 36 | |
| 動向把握·政策 対話とそれに 基づ〈迅速柔 軟な対応 | (指標2) 海外駐在員事務所の現 地ネットワークをファイナ ンス組成・顧客ニーズへ の対応等に活用した出 融資保証対象案件数 | | 新規 31 48 30 | | 42 | | | |
| 開発途上国における適切なニ | (指標3) 海外駐在員事務所と開 発途上国政府・国際機 関との間で各種政策に 関する意見交換を行った 対象国数 | | 新規 | | 55 | 55 | 54 | 57 |
| ーズ把握 | (指標 4) 海外駐在員事務所が各 種ニーズを聴取した現地 日系企業数 | 604 690 605 | | 605 | 419 | 600 | 569 | 553 |
| 評 | 評価結果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。

: 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

現地における動向把握・政策対話とそれに基づく迅速柔軟な対応

・(指標1)については前年度とほぼ同水準でした。現地 ODA タスクフォースは、現地における日本の限られた人的リソースを効率的に活用するために、日本大使館、JICA、本行事務所等によって構成され、我が国にとって援助の重要性が高い国を中心に、これまで72ヶ国で設置されています。本行は、主要な円借款供与国を中心に現地 ODA タスクフォースへ参画し、オールジャパンの支援として取り組むべき方向性を協議しています。各国ではセクター毎に、他国ドナーの動向も踏まえながら、円借款事業と技術協力や無償資金協力の効果的な連携方法を模索しています。例えばインドにおいては、円借款事業によるインフラ整備とともに、上下水道・衛生事業では維持管理の専門家派遣による技術的指導、植林事業では森林管理の人材育成研修プログラム、鉄道事業では安全対策や機器メンテナンスの技術協力等の必要性を、開発途上国の具体的な要請候補ないし実施中の事業に基づいて検討しました。こうした現地での関係機関の知見の集積や現地ならではの機動性の強みを活かした成果は、例えばスマトラ沖大地震の被災国モルディブにおける現地事情を的確に把握したタスクフォースからの情報発信に基づく効果的な復興支援などで現れています。

なお、本指標には含まれませんが、2006年度には、政治的な環境変化が著しい中東地域において、ヨル

ダンの首都アンマンに駐在員事務所を開設し、現地での緊密な関係者との連絡対話に基づく機動的な体制を強化しました。

- ・(指標2)については、計画値を下回りました。顧客ニーズの把握は積極的に進めたものの、相手国内の事情や関係者間の調整のために案件組成に時間を要し、年度内承諾に至らなかったことが主な要因です。 具体的な実績は以下の通りです。
- ブルガリアの風力発電事業(2007年3月融資承諾)では、本行フランクフルト事務所(ドイツ)がブルガリア政府と交渉の末、政府としても同国政策に合致するものとして本事業の円滑な実施に協力する方針であることを確認し、事業実現に大きく貢献しました。
- ウルグアイ政府が発行するサムライ債の保証(23 頁参照)では、本行ブエノスアイレス事務所(アルゼンチン)が同国政府や現地日系企業との間で、調達した資金の使途について協議を行い、各関係者から要望の強かった木材チップの対日輸出に必要なインフラ整備とすることで合意し、債券発行を実現しました。
- 南アフリカ電力公社向けクレジットライン(108 頁、事例紹介参照)の設定に先立ち、本行ロンドン事務所が日常コンタクトのある現地日本企業を訪問し、同国政府が進める発電・送配電インフラ整備に関する我が国からの機器輸出ニーズがある点を確認するとともに、現地企業の多くが電力不足を懸念している点も踏まえ、同公社向けのクレジットラインを設定しました。

開発途上国における適切なニーズ把握

- ・(指標 3)は計画をほぼ達成しました。アジア、アフリカ、中南米等の各地域で管轄国の本行駐在員事務所が主体となり、開発途上国政府や世銀・IMF等の国際機関等と各国のマクロ経済政策や環境、観光、運輸、電力、教育等の様々な分野の開発政策・開発課題について意見交換を行い、開発途上国の現地ニーズや動向の適切な把握に努めました。
 - 例えば、中国やスリランカでは、国連世界保健機関(WHO)や国連児童基金(UNICEF)等との現地レベルでの連携を深め、感染症対策、農村医療、下水道整備などの分野で、他機関の知見と専門性を活かした効率的な事業形成が行われました。また、2006年度は、温暖化対策案件の形成も視野に、チェコ、ブルガリア等の東中欧やメキシコ、ブラジル等の中南米諸国等で各国のエネルギー政策に関する協議も多く行われました。
- ・(指標 4)は計画をほぼ達成しました。安定した経済成長を続ける東南アジア諸国では、我が国企業の投資拡大に伴う資金ニーズや投資環境整備に関するニーズが多かった他、中東、中南米等の新興市場における我が国企業の事業戦略、CDM 事業やバイオ燃料等の環境ビジネスに関するニーズ把握に努めました。主な事例は以下の通りです。
- アジア地域では、我が国民間金融機関による現地日本企業向け融資や債券発行アレンジの計画を聴取し、本行に対する保証等のニーズを把握しました。また、活発化する我が国企業による IPP ビジネスの動向を踏まえ、各社電力部門の事業戦略を聴取し、具体的な協力のあり方について検討を行いました。インドネシアやベトナムでは、現地日系企業から投資環境改善のための課題(インフラ整備や法制度整備等)を聴取し、今後の本行業務の方向性を検討する参考としました。
- ▶ オイルマネーによる潤沢な資金を有する中東地域では、鉄道、電力、道路等の大型インフラプロジェクトが多数計画されており、こうした分野への我が国企業のビジネス展開と相手国の資金ニーズについて情報収集を行いました。

▶ 我が国への資源・エネルギーの安定した供給の観点から、主要供給元である中東に加え、中南米諸国等における資源・エネルギー開発計画と我が国企業の取り組み動向をフォローしました。また、バイオ燃料の生産・輸出事業についても、その初期段階から密に情報交換を行いました。

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・海外業務を担う政策金融機関として、開発途上国や海外で事業展開する我が国企業のニーズや動向の 適時・的確な把握と対応が重要です。今後も、現地機能の活用強化により、本行業務を量・質の両面にお いて支えていくことが期待されます。



課題 1-1 アジア地域における金融・資本 市場の構造改 善・市場育成 援

課題 1-2 新興・体制移行 国発の国際金融 危機未然防止へ の対応強化

課題 1-3 国際金融危機発 生時の機動的・ 効果的な危機収 拾

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005 年 3 月改定)および平成 18 年度年間事業 計画(2006 年 4 月策定)では、

(1)アジア経済は引き続き安定した成長を示しており、各国とも健全な経済運営に努めているものの、民間資金の急激な流出可能性や金融システムの脆弱性、通貨・期間ミスマッチ構造の未解消など、アジア地域の金融・資本市場の構造改善は重要な政策テーマであり、域内における中長期資金の動員能力を高める債券市場育成が不可欠である、

(2)アジア以外も含めた新興·体制移行国における金融システム全体の安定が重要性を増しており、当該国政府·国際機関等との政策協議や、マクロ経済動向の定期モニタリングが引き続き重要、

等の認識のもと、国際金融秩序の安定への貢献に向けた以下3つ の課題を設定しています。

- アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場 育成支援 (課題 1-1)
- 新興·体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化 (課題 1-2)
- ■■ 国際金融危機発生時の機動的·効果的な危機収拾 (課題 1-3)

事業環境

2002 年 12 月にスタートしたアジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI)に沿って、各国政府は、アジア域内の貯蓄を域内の投資に結び付けるため、金融仲介機能の発展・深化、債券市場の育成を目指した協力体制を構築し、その強化に向けた取り組みを重ねてきました。2006 年 5 月の ASEAN+3(日中韓)財務大臣会合では、資産担保型アジア通貨バスケット建て債券の研究の本格化や域内各国間での技術協力の継続等、更なる協力体制の強化に合意しました。2006 年 6 月時点の ASEAN 及び中国・韓国の現地通貨建て債券市場の規模は、1997 年の 6.8 倍と大幅に成長していますが、金額ベースでは 2.4 兆ドルであり、今後更なる拡大が期待されています(参考:日本(8.7 兆ドル)、米国(21.4 兆ドル)、EU(9.9 兆ドル、いずれも 2006 年 6 月時点)。2006 年度の世界経済は、新興経済諸国を中心に堅調な拡大を見せましたが、一方で、世界的な経

常収支の不均衡や原油高等のリスク要因も指摘されており、国際的な金融危機の予防に向けた取り組みは依然重要です。なお、2006 年度中には国際金融危機、あるいは危機に繋がる事象は発生しませんでした。

平成 18 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3つの課題のうち2つが「」との評価結果になりました(課題1-3は評価対象外)。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援 (課題 1-1)

評価

アジア地域における債券市場の育成支援は計画を下回りました。これは、現地当局等との間でのストラクチャー協議・検討に時間を要したこと等によるものです。実績としては、現地日系企業が発行するインドネシア・ルピア建社債に対する保証供与を行いました。指標外の取り組みでは、インドの商業銀行との間で、両国企業による債券発行促進のための業務協力協定を締結したほか、2006 年 11 月に開催されたアジア輸銀フォーラム第 12 回年次会合において、当行が提案した「汎アジア輸銀債」構想について、ワーキンググループを設立し、実現に向けた検討が合意されました。アジア地域への中長期民間資本流入額については、事業開発等金融や保証供与により民間金融機関のアジア向け融資業務を促し、前年度比で 1.4 倍の増額となりました。また、指標外の取り組みでは、急速に規模を拡大するイスラム金融の普及支援にも取り組んでいます。アジアの債券市場は未だ限定的であり、債券市場の法制度整備や発行主体の多様化等により、更なる成長を支援することが期待されています。

新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化 (課題 1-2)

評価

新興・体制移行国の健全な経済運営に対する知的協力では、アジア各国政府との財政管理や債券市場育成に向けた協議のほか、IMF・世界銀行・アジア開発銀行等と各地域・諸国のマクロ経済政策・財政政策等に関する協議等を行い、指標は計画をほぼ達成しました。また、国際金融危機再発に備えたマクロ経済動向のモニタリングについては、新規与信の審査対象国が増加し、開発途上国のマクロ経済審査実績は計画を上回りました。今後もリスク審査手法の向上に取り組み、新興・体制移行国発の金融危機に対するモニタリング体制を充実させていくことが重要です。

国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾 (課題 1-3)

評価

(本課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くものですが、2006年度にはこれらに該当する事態が発生しなかったため、評価対象外とします。)

課題 1-1

アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援

| 取り組み例 | 指標 | 2002 2003 2004 (14 年度) (15 年度) (16 年度) | | | 2005 (17 年度) | | 2006 3年度) | 2007 (19 年度) |
|--------------------------------|--|--|----------|-----------|-----------------|----|--------------|-----------------|
| | | (1.1/2) | (10 112) | (10 1152) | (172) | 計画 | 実績 | 計画 |
| アジア地域における 債券市場の育成支援 | (指標1) アジア債券市場育成イニ シアティブに沿った各種 取り組みの実施件数 | 新規 | | | 6 | 7 | 1 | 6 |
| アジア地域向け中 長期民間資本フロ ーの拡充支援 | (指標 2) モニタリング指標 アジア地域向け出融資 保証承諾案件による中 長期民間資本流入額 | 新規 | | | 2,550 億円 | | 3,646 億円 | |
| 評(| 価 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 :良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

アジア地域における債券市場の育成支援

- ・(指標 1)の実績は計画を下回りました。これは、現地当局等との間でのストラクチャー協議・検討に時間を要したこと等によるものです。実績としては、ABMI(注 1)に基づく、現地日系企業が発行するインドネシア・ルピア建社債に対する保証供与を行いました(事例紹介参照)。
 - (注 1) アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI):アジア通貨危機の再発防止策として、高い貯蓄率を有するアジア域内 の資金を域内の投資に振り向けるために、アジア各国の債券市場の育成・活性化を図るための方策について、ASE AN+3(日・中・韓)の政府当局間で協議が進められているものです。

< 事例紹介 > インドネシアにおける日系現地企業のルピア建債券に対する保証

インドネシアの自動二輪車販売市場は順調に成長を遂げており、現地の関連日系企業は 事業展開のために資金調達手段の多様化を図っています。現地通貨建債券の発行もその 一つですが、アジア各国では債券市場が未だ発展途上であるため、日系企業による債券 発行が困難であることが多く、円滑な債券発行のために、本行のような公的金融機関によ る信用補完が強く求められています。

こうした状況を踏まえ、本行は、日系自動二輪車販売金融事業者が発行したルピア建社債に対し保証を提供しました。本保証は、同事業者が発行する1兆ルピア(約130億円)の社債を我が国民間金融機関が保証し、本行が再保証するものです。

本行は、アジア債券市場育成イニシアティブの下、タイにおけるバーツ建債券発行及びこれを原資とした邦銀向け融資や、マレーシアの日系企業が発行したリンギッド建債券への保証供与等を行ってきましたが、本保証はこれに続く取り組みであり、インドネシアの債券市場育成を通じ、日系企業の海外事業展開の環境整備に貢献するものです。

アジア各国が通貨危機による影響を脱して安定した経済成長を見せる中、現地日系企業の間では事業展開のための資金調達手段の多様化を図る動きが広まっており、現地通貨建て社債の発行もそのような取り組みの1つです。しかしながら開発途上国の債券市場においては、信用力の高い日系企業であっても知名度は必ずしも高くなく、円滑な債券発行が困難なことから、我が国の政策金融機関として高い格付を有する本行による信用補完が強く求められています。本行による社債への保証供与は、現地日系企業の為替リスクのない現地通貨建の資金調達ニーズに応えると共に、インドネシアの債券市場育成に貢献するものとして、関係者から評価されています。

- また、指標の対象とはしていませんが、アジアにおける債券市場の育成に向けて、以下のような取り組み を行いました。
 - ➤ 法制度等各国の個別事情を踏まえつつ、マレーシアやタイにおける債券市場の調査を行ったほか、本 行内部でも ABMI に関する部室横断的なタスクフォースを設置して、専門的知識やノウハウの共有及 び案件形成に向けた情報収集等を実施しています。
 - > インドの民間商業銀行との間で、両国企業の債券発行促進のための業務協力協定を締結しました (2006 年 10 月)。 具体的には、 両国における債券発行にかかる情報交換、 インドにおける債券発行に関する情報の日本企業への提供、 両行の各種金融機能を活用した支援や助言、等を行うものです。 BRICs の一角であるインドは、有望な投資先国として我が国企業の注目を集めており、本行が2006 年に実施した海外投資アンケート調査でも、中期的(今後3 年程度)にも、長期的(今後10 年程度)にも第2位の有望事業展開先となっています。同時に、法制の運用の不透明さ、投資先としての情報不足といった課題も浮き彫りとなっています。当協定に基づく、インドの債券市場の課題への対処と両行の金融機能を活用した信用補完により、同国に進出する日系企業の債券発行を促進し、現地債券市場の育成に貢献することが期待されます。
 - ➤ 2006 年 11 月に開催されたアジア輸銀フォーラム第 12 回年次会合では、本行が提案した「汎アジア輸銀債」構想について、各国輸銀間でワーキンググループを結成し、実現に向け検討していくことが合意されました。「汎アジア輸銀債」とは、アジア各国の輸銀が発行する債券を束ね、これらを担保とする債券(債券担保証券、CBO: Collateralized Bond Obligations)を発行するものであり、アジアの貯蓄を域内の投資に振り向けるとともに、アジア債券市場の育成に貢献することが期待されます。

アジア地域向け中長期民間資本フローの拡充支援

- ・(指標 2)は、本行が輸出金融、投資金融、事業開発等金融や保証を供与した案件によるアジア地域への中長期民間資本フロー(民間金融機関の融資等)を示したものです。これは、本行がカントリーリスクテイクや投資先国に対するカントリーリスク対応機能の発揮等を通じて一定の民間資金の呼び水機能を果たすことにより、直接的にアジア地域への安定的な民間資金フローの流入拡充に貢献したものといえます。こうした案件に該当する具体例は以下のとおりです。
 - ▶ タイの地場銀行向けに政府保証がない事業開発等金融(総額2億3千万ドル)を初めて供与するとと もに、協調融資先である民間金融機関の融資部分に対して、本行の保証を供与しました。
 - ▶ フィリピンの日系自動車関連企業向けの民間金融機関シンジケートローン(20百万米ドル)に保証を供与しました。本件は、我が国民間金融機関のアジア地域向け長期融資案件の円滑な実施に寄与するものです。
 - ▶ 中国、タイ、インド等の自動車部品や電子部品等の製造・販売事業向けの投資金融において、日本企業がアジア向け投資で民間金融機関からの支援が得られやすくなるように、本行が投資先国のポリティカルリスクの一部引き受け等を積極的に行いました。

- ・指標には含まれませんが、アジア地域への民間資本フロー拡充を目指した取り組みとして以下のような事 例が挙げられます。
 - ▶ 原油高による豊富なオイルマネーを背景にイスラム金融が規模を拡大する中、欧米諸国が早くからイスラム金融による投資受入れに取り組んでいたのに対し、我が国を含むアジア諸国での取り組みは立ち遅れていました。本行は、豊富な投資資金をアジア地域の経済・社会発展のために活用すべく、日本では初めてとなるセミナーの開催や民間金融機関との情報共有等を通じて、イスラム金融の普及に取り組みました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

・ブラジル国営石油会社の子会社及びウルグアイ政府が発行する私募円建外債(サムライ債(注 2))に本行 保証を供与することにより、同国(同社)の東京市場への復帰を支援するとともに、円建外債市場の活性化 に貢献しました。こうした取り組みにより、アジアの金融市場の活性化に対する貢献が期待されています。

(注2) サムライ債: 海外発行体(非居住者)が日本国内の債券市場で発行する円建債券。

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ABMI に沿って、現地通貨建て債券発行や現地通貨建て債券への保証供与等、具体的な案件を実現させてきましたが、アジア各国の債券市場規模は未だ限定的であり、債券市場の法制度整備や発行主体の多様化等を通じて、更なる成長を支援することが期待されています。

課題 1-2

新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化

| 取り組み例 | 組み例指標 | | 2002 2003 2004 (14 年度) 15 年度) (16 年度) (| | 20 (18 ² | 2007 (19 年度) | |
|---|--|---------------------------------|---|---------|------------------------|-----------------|----|
| | | (14 年度) 15 年度) (16 年度) (1 | | (11,2) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 市場からの信認維 持に不可欠な健全 な経済運営に対す る知的協力 | (指標1) 新興・体制移行国の経済 政策に関する、当該国政 府・国際機関等との協議対 象国数 | 新規 | 32 | 28 | 24 | 22 | |
| 国際金融危機再発 に備えたマクロ経済 動向の定期モニタリ ングの徹底 | (指標 2) マクロ経済動向に関する定 期審査対象開発途上国数 | 新規 | | 92 | 87 | 96 | 91 |
| 評 | 価 結 果 | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。

:良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

市場からの信認維持に不可欠な健全な経済運営に対する知的協力

- ・(指標 1)については、計画をほぼ達成しました。具体的な取り組みとして、タイ、マレーシア等の政府とアジ ア債券市場の更なる拡大に向け、発行主体の多様化やイスラム債券の導入に関する協議を行った他、カ ンボジア、ラオス政府との間で財政管理に関する協議、IMF・世界銀行・アジア開発銀行等との間でアジア・ 中南米·CIS諸国など開発途上国のマクロ経済政策・財政政策等に関する協議を実施しました。
- ・また、指標には含まれませんが、市場からの信認維持に不可欠な健全な経済運営に対する知的協力の推 進の一環として、以下のような取り組みを行いました。
 - 中国、インド、ベトナム、ロシア、ブラジル等 16 カ国の政府及び政府系機関、金融機関等の中堅幹部 職員を招聘し、我が国の社会、経済、産業等について知識を深め、各国開発政策の基盤となる制度 や政策づくりを支援するための「JBIC セミナー」を開催しました。
 - 我が国財務省が主催した「対外債務管理ワークショップ」(タイ、インドネシア、パキスタン、ケニア等 19 カ国の財務省、中央銀行等職員が参加)において、ソブリンリスク分析手法や債権管理の実務を 講義し、開発途上国の経済運営や債務管理の改善に協力しました。

国際金融危機再発に備えたマクロ経済動向の定期モニタリングの徹底

・(指標 2)は計画を上回りました。 インド、中国、 ベトナム、ロシア、 ブラジル、 アルゼンチン等に ミッションを派 遺して重点的に審査を行ったほか、新規に与信を供与したブルネイ等に関しても審査を実施しました。マク 口経済調査に際しては、本行のネットワークを活かして現地政府、国際機関、国内外の研究機関等の幅広 いソースから情報収集を行い、本行の審査ノウハウを活用して様々な観点からリスクを分析しました。

・指標には含まれませんが、本行は与信先国の経済動向を定期的にモニタリングしていますが、2006 年度には格付けのための新モデル開発プロジェクトを立上げ、より精緻なモニタリング体制の確立に努めています。

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・国際金融危機の発生を未然に防止するためには、本行のネットワークを活かした政策対話等を通じた開発途上国の健全な経済運営に向けた知的協力を継続していくとともに、新興・体制移行国の経済動向の 定期的モニタリング手法を向上させる努力も欠かせません。他機関の取り組みや有識者の意見も参考に、 引続きモニタリング体制の充実を図ることが重要です。

課題 1-3

国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾

| 取り組 み例 指 標 | | 2002 2003 2004 2005 (14 年度) (15 年度) (16 年度) (17 年度) | | | | 20 (18 [£] | 2007 (19 年度) | |
|-----------------------------------|---|---|------------|----------|---------|------------------------|-----------------|----|
| | | (| (10 100) | (10 112) | (11 11) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 国際金融危機収拾の ための機動的・効果的 な支援の実施 | (指標1) <mark>モニタリング指標</mark> 国際金融危機収拾のための 出融資保証承諾案件数 | | 新規 | | - | | - | |
| 評 | 価 結 果 | | | | - | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 :良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

本課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭 に置くものです。2006年度にはこれらに該当する事態が発生しなかったため、評価の対象外とします。

経済社会開発支援の

課題 2-1 開発途上国の貧 困削減への直接 対応

課題 2-2 開発途上国の 持続的な経済 成長を推進す る支援

> 課題 2-3 知的協力・技術 支援の推進

課題 2-4 開発パートナー シップの推進

> 課題 2-5 国民の参加(開 かれた円借款業 務)

課題 2-6 円借款業務の 質の向上

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005 年 3 月改定)および平成 18 年度年間事業 計画(同月策定)では、

- (1) 開発途上国における貧困問題への対処が国際的に重要な課題であり、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けて、日本政府の ODA 大綱や 2005 年 2 月に政府決定された ODA 中期政策に則り、取り組みを強化する必要がある、
- (2)持続的成長のためには、経済活動上重要となる経済社会基盤 (経済社会インフラ)の整備を重視するとともに、本行の輸出入金 融等との連携強化や民間活力や資金の十分な活用を伴った民間 経済協力の推進が重要である、
- (3)経済社会開発を効果的に進めるためには、当該国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持体制等が適切に整備されることが必要であり、知的協力・技術支援が重要である、
- (4) 我が国の ODA に関する説明責任の徹底や効果的な開発援助の実施のために、国民参加および他機関・市民社会・開発途上国の地域社会等との連携・協調の推進が求められている、
- (5)我が国の ODA に対して、開かれた円借款業務の観点から国民 参加の拡大が求められている、
- (6)評価の充実を図ることで、円借款業務の質を一層向上させることが求められている。

との認識のもと、以下6つの課題を設定しています。

- 開発途上国の貧困削減への直接対応(課題 2-1)
- 開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援(課題 2-2)
- 知的協力·技術支援の推進 (課題 2-3)
- 開発パートナーシップの推進 (課題 2-4)
- 国民の参加(開かれた円借款業務) (課題 2-5)
- 円借款業務の質の向上 (課題 2-6)

事業環境

世界には、今なお1日1ドル未満の所得水準で生活している人々がおよそ10億人いるといわれています。このような中、2000年9月の国連ミレニアム・サミットでは国連ミレニアム宣言が採択され、国際社会の共通の枠組みとして、2015年までに達成する貧困の削減、保健・教育の改善、環境保全等に関する8つの達成目標を掲げた「ミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)(注)」が設定されました。2005年9月の国連総会では、MDGsを含む国連ミレニアム宣言をレビューする首脳会議が開催され、その達成に向けた決意が再確認されました。また、援助効果の向上に必要な措置を取りまとめた「パリ宣言」が2005年に採択されていますが、2006年10月には同宣言に基づ〈アジア地域の取り組み状況のレビュー・フォーラムが開催されるなど、ドナーと被援助国双方の協調による効果的な援助実施が注目されています。

我が国では、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(骨太の方針)」において、「国際競争力の強化」のための施策として、2005 年 7 月のグレンイーグルズ・サミットでの国際公約(「今後 5 年間のODA 事業量について 100 億ドルの積み増し」)の着実な実施が確認されました。

また、政策金融改革および ODA 改革の流れの中で、2008 年 10 月より有償資金協力、無償資金協力、技術協力を一元的に実施する新 JICA(国際協力機構)が発足する予定であり、現在本行で取り組んでいる 円借款をより戦略的かつ機動的に実施することが期待されています。

(注)ミレニアム開発目標(MDGs):2000 年 9 月、ニューヨークで開始された国連ミレニアム・サミットにおいて、平和と安全、開発と貧困、環境とグッドガバナンスなどを課題として掲げた国連ミレニアム宣言が採択されました。翌2001年、この宣言を踏まえつつ、1990 年代に開催されたサミットや主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合し、2015年までに達成すべき国際社会の共通目標としてまとめられました。2005年には、国連総会でMDGsの達成状況について中間レビューが行われています。

平成 18 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、6つの課題のうち、3つが「 」、2つが「 」、1つが「 」との評価結果になりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

開発途上国の貧困削減への直接対応 (課題 2-1)

評価

MDGsの達成が、開発援助の重要な支援課題である中、2006 年度は計画を上回る 27 件の 貧困対策事業に対する円借款を承諾し、その取り組みを強化しました。地域的には、アジアを中心とする 一方、EPSA for Africa を視野に入れたアフリカ諸国への承諾案件増加が顕著でした。また、支援方法も、インフラ整備を中心としたプロジェクト借款のみならず、相手国政府の政策・制度改善による経済成長を通じた政策制度支援型借款や、情報格差是正を通じて貧困層の社会サービスへのアクセス改善に資するパイロット事業等、多様なアプローチが行われました。貧困削減を達成するためには、貧困層の雇用機会の拡大とともに生活の質的改善も不可欠であり、人材育成による貧困層の能力開発を視野に入れた事業形成も重要です。

開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援 (課題 2-2)

評価

開発途上国の経済社会インフラ整備に対する支援実績は計画を上回りました。2006 年度

は、経済社会開発インフラ整備に留まらず、事業の運営管理面での知的協力支援を含めた多層な取り組みが顕著でした。開発途上国の民間経済活動の拡充支援では、多数の開発途上国で日本企業の輸出案件や投資案件等を支援しました。また、初のアフリカ開発銀行を通じた民間セクター向け融資や、ヨルダン駐在員事務所の開設によるによる民間投資推進に向けた中東地域での支援もみられました。開発途上国の人材育成に対する支援、IT化の促進に対する支援、地域格差の是正に対する支援については、いずれも計画を達成ないしほぼ達成しています。今後も、相手国政府や民間企業等との対話や調査を通じて把握した開発途上国のニーズを適切に事業に反映させて、支援を充実させていくことが重要です。

知的協力・技術支援の推進 (課題 2-3)

評価

開発事業の効果を高めるためには、開発途上国の実態とニーズを適切に把握し、我が国の知見や技術を事業の形成・実施・管理運営面で活用することが期待されています。2006 年度は、障害者配慮の支援を盛り込んだ調査が新たに行われるなど、67 カ国を対象とした開発途上国との政策対話やマクロ経済調査およびセクター調査を実施したほか、開発途上国の政策立案、案件形成等への提言は前年度同様 200 件以上に及びました。また、問題解決や優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有強化の面では、CDM 事業形成や汚職対応等の新たな分野への取り組みを含め、計画を上回る各種セミナーを開催しました。本行が 2006 年度に承諾した円借款 77 件のうち約 4 割が SAPROF(案件形成促進調査)を実施したものであり(前年度:約3割)、事業形成に向けた知的協力や技術支援が具体的な成果実現に結びついています。

開発パートナーシップの推進 (課題 2-4)

評価

現場や研究機関等での様々な知見や経験、技術を本行が支援する開発事業へ効果的に活用すべく、開発パートナーシップとの連携強化に努めました。NGO・CBO 等の市民社会・現地の地域社会との協力や連携については、連携予定の事業が準備段階にある等の要因で計画を下回りました。大学との連携については、契約手続きマニュアルを作成・配布するなど、実施面の効率化を図るほか、円借款事業の契約管理や事後評価等で連携を強化しました。2008 年 10 月に本行海外経済協力業務と統合する独立行政法人国際協力機構(JICA)とは、パイロット国での連携強化や、案件選定プロセスへの相互参加等を推進するなど、本行の有償資金協力と JICA の技術協力等との有機的連携による効果的な ODA 実施をより強く意識した取り組みが行われました。また、イラク等各国援助方針の調整、HIV/エイズや鳥インフルエンザの感染症予防対策の協議、パリ宣言指標対策モニター対応等を通じて、国際機関や他国援助機関との協力を推進し、国際機関・海外公的機関との間で開発政策等に関する調整や援助手続き調和化への取り組みは計画を大きく上回りました。

国民の参加(開かれた円借款業務) (課題2-5)

評価

提案型調査では、フリーテーマ枠を設置し、斬新なアイディアを幅広〈取り入れるなど新たな取り組みを行いました。一方、提案型・発掘型案件形成調査の実績は、前年の 26 件から 17 件に減少し、提案型調査等を活用して案件形成がなされた円借款対象案件数は、前年度に続き計画を下回りました。本課題については、各団体等が調査に参加しやすい環境作りや案件形成に結びつきやすい方策の改善等、広報戦略を含めた戦略的な観点からの見直しが必要と思われます。

円借款業務の質の向上 (課題 2-6)

評価

円借款業務の質の向上のために、事前から事後までの一貫した評価体制の下、評価の充実に取り組みました。2006 年度は、外部評価、事前・事後評価の実施割合、テーマ別評価、合同評価のいずれの指標においても計画を達成し、全ての評価結果について第三者意見を聴取・公表しました。このほか、「レーティング制度の改善を目的とする調査」や「一般財政支援評価」など、プロジェクトの事業評価に留まらない分析や、円借款借入国政府への評価技術の移転等による事業評価の充実を目的とした業務協力協定の締結など、評価機能の拡充による円借款業務の質の向上に努めました。

課題 2-1

開発途上国の貧困削減への直接対応

| 取り組み例 | 指 樺 | 2002 (14 年度) | 2003 | 2004) (16 年度) | 2005 | 20 (18 [£] | 06 丰度) | 2007 (19 年度) |
|--|---|-----------------|---------|-------------------|---------|------------------------|-----------|-----------------|
| 4次 ラ 紀 0 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | み例 指標 | | (15 年度) | (16 年度) | (17 年度) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」(注 1))への支援 | (指標 1) 「貧困対策案件」に対 する承諾プロジェクト 数 | 7 | 12 | 13 | 17 | 17 | 27 | 25 |
| 貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援 | (指標 2) 「貧困対策案件」のう ち、貧困層がプロジェ クト形成段階において 参加した承諾プロジェ クト数 | 5 | 5 | 8 | 12 | 13 | 11 | 11 |
| 評価 | 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 : 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。 - : 外部環境の変化等により評価不能。

() (指標1)、(指標2)はいずれも、2005 年度までは案件数を、2006年度以降はプロジェクト数を実績値、計画値として計上。

(注 1)「貧困対策案件」は、主たる受益者が貧困層であること、貧困の原因の是正に資すること、貧困削減のための特別な措置を含んでいることの観点より選んでいます。

🛾 1 . 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」)への支援

- ・(指標 1)の実績は計画を上回りました。円借款承諾案件数全体に占める貧困対策案件の比率は 35% (2004 年度 27%、2005 年度 34%)となっており、貧困削減について引き続き重点的に取り組んでいます。 具体的な取り組みとしては、インドネシア、中国、ベトナム、スリランカ、インド、ナミビア、モザンビーク、モロッコ等において、貧困地域における環境整備・人材育成事業、社会サービスへのアクセス改善事業、電力供給安定を図る水力発電所建設事業や農産物の物流改善による所得向上効果が期待される道路整備事業等への支援を行いました。ベトナムでは、情報アクセスに関する地域間格差(デジタル・デバイト) 是正及び社会サービスへのアクセス改善を通じて貧困削減を支援する観点から、地方へのブロードバンド・インターネット拡充と電子政府を同時に整備するパイロット事業も形成しました。また、インドネシア、ベトナムおよびラオスにおいては、世界銀行等との国際協調体制のもとで、相手国政府の政策・制度改善による経済成長を通じた貧困対策を支援しました。
- ・国別・地域別に分類すると、人口約10億人の35%が1日1ドル以下で生活する貧困層であり世界の貧困人口の約3分の1を抱えるインドにおいて6件の貧困対策事業向け円借款を承諾したほか、中国では5件、インドネシアでは4件の貧困対策事業向け円借款を承諾しました。また、HIPCsイニシアティブ(注2)に基づ〈債務削減措置を経て、将来的な経済成長に向けた環境が整いつつある諸国に対して支援を行い、アフリカでは、25年ぶりに円借款を供与したタンザニア(67頁、事例紹介参照)や、初の円借款を供与したナミビア、モザンビークを含め、6件の貧困対策案件を承諾しました。
 - (注2) HIPCs イニシアティブ: Heavily Indebted Poor Countries とは、IMFおよび世界銀行から認定されている重債務貧困国のことです。 HIPCs イニシアティブは、1996 年のリヨン・サミットの際に合意された、HIPCs(重債務貧困国)諸国

の債務を持続可能なレベルまで低減することを目的とした債務救済の措置です。

<事例紹介> 「第4次貧困削減支援借款」(タンザニア)

~25年ぶりに円借款を供与し、政府財政への資金供与を通じた貧困削減を支援~

タンザニアは、2001 年以降の平均経済成長率は 5.8%を維持していますが、依然として一人当たりの GNI は 340 ドル(2005 年)という状況です。同国の貧困削減を実現するには、農業インフラを含むインフラ整備、基礎医療、基礎教育等を質・量的に向上させるとともに、適切な開発政策により持続的な経済成長を維持し、格差を是正するための措置を強化することが必要となっています。

タンザニア政府は、2005 年に「成長と貧困削減のための国家戦略(スワヒリ語で MKUKUTA という。)」を策定し、そこで「成長と所得貧困削減」(例、農村市場アクセスの改善)、「生活の質と社会福祉の改善」(例、高等教育への進学率の向上等)、「良い統治及び説明責任」(反腐敗計画の報告書の策定、裁判の迅速化等)の3つの開発目標を掲げています。

本借款は、14 のドナーが参加するタンザニア政府への一般財政支援の枠組みの中で、世界銀行が実施してきた第 4 回目の貧困削減支援プログラムに協調融資を行うものです。供与資金は、タンザニア政府の一般会計予算の一部に取り込まれ、タンザニア政府の MKUKUTA の実施に活用されるものです。そのため、一般財政支援に参加する各ドナーは、供与資金が的確に活用されるよう、タンザニア政府の政策協議に関与し、予算配分・政策決定過程等に係るモニタリングやアドバイスを資金面の支援と併行して行います。

成長を重視する MKUKUTA の実施に際し、タンザニアでは、新たにインフラを中心とした経済成長を促進するための知見が必要となっており、本行は、アジアにおいてインフラ整備を中心とした経済成長を支援してきた経験を活かし、タンザニアにおける効果的かつ包括的なインフラ開発政策策定を支援します。

貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援

・(指標 2)の実績は、計画をほぼ達成しました。具体的な取り組みとしては、中国の植林事業において、低利融資を活用した経済的インセンティブにより、住民等の事業参画を促し、住民自身の主体的な事業の実施及び事業終了後の維持・管理が確保されるスキームを支援しました(68 頁、事例紹介参照)。また、インドの森林開発事業では、事業の実施段階で「住民参加型森林管理」方式を採用しました。

<事例紹介> 河南省植林事業(中国)

本事業が実施される河南省(人口 9,717 万人、面積 16.6 万 k $\stackrel{\rightarrow}{m}$) における森林率は、16.2%(全国 31 省中、21 位)と全国平均の 18.2%を下回っています。その原因としては木材需要増大への対応・耕作地の拡大のため森林を過剰伐採したこと等が挙げられます。過剰伐採により地表が露出した山間部斜面からは土壌が流出し、河床やダム湖に堆積することによって堤防やダムの機能を低下させ、洪水被害を拡大させる要因となっています。

本事業対象 71 県(人口 5,176 万人、面積 9.6 万km²、韓国の人口·面積に相当)においては、こうした自然災害による経済損失は年間 266 億円(約 3,500 億円)にのぼります。2003 年には、度重なる豪雨により洪水が発生し、同省内においては 3,587 万人が被害を受け、死者 73 人、破壊した家屋 42 万棟、経済損失は 182 億元(約 2,500 億円)に達しました。

本事業は、河南省の 71 県において植林を行うことにより、山間部における土壌流出、平野部における強風等の抑制を図り、これらによって同地域の洪水、砂嵐等自然災害の被害軽減および生活環境の改善に寄与するものです。具体的には、植林および関連の資機材調達、並びに事業効果の持続的効果発現を目的とした実施機関等職員の研修などから構成されます。なお、上述研修は日本の大学と連携して実施し、実施機関等職員が日本において研修を受ける予定です。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・国際援助コミュニティへの積極的な発信を意識した取り組みとして、2006 年 5 月の世界銀行および日本財務省の共催による開発経済に関する年次会合(ABCDE 会合)において、「貧困削減における農業の役割」をテーマとする分科会を開催しました。会合では、緑の革命による農業の生産性の向上、灌漑インフラの整備を通した貧困リスクの緩和について活発な議論が行われました。また、同会合における「世界的規模の貧困撲滅、開発のための学習と改革」に関するセッションにおいては、本行は、円借款によるベトナム北部の交通インフラ整備が貧困削減に及ぼした効果について紹介しました。
- ・2006 年 9 月にシンガポールで開催された IMF・世界銀行年次総会において、フランス開発庁(AFD)、ドイツ復興金融公庫(KfW)、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金(EDCF)、タイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)、世界銀行およびアジア開発銀行等と共同で「持続可能な都市開発にかかるイニシアティブ」を発表しました。これまでミレニアム開発目標の達成において、国際援助コミュニティの注目は農村部や地方部に偏りがちでしたが、都市部の開発にも向け、都市部の貧困削減が経済成長に果たす役割と意義を報告し、注目を集めました。
- ・2006 年には、バングラデシュのグラミン銀行総裁ユヌス氏がマイクロファイナンスを通じた貧困層の自立 基盤支援への貢献が評価されてノーベル平和賞を受賞したように、近年、マイクロファイナンスを通じた 貧困削減へのアプローチの有効性が注目を浴びています(注 3)。本行は、インドの植林事業等でマイクロ ファイナンスを借款事業のコンポーネントに含んだ支援を行っているのみならず、CGAP(注 4)への日本側 窓口(Focal Point)としての機能を担い、国際会議での情報収集や意見交換を積極的に行っています。
 - (注3)本行は、1995年にグラミン銀行を通じ、農業開発信用事業を円借款で支援しています。

(注 4) CGAP(Consultative Group to Assist the Poor) : ドナー各国と世銀の協定に基づき拠出された基金の集合体であ

り、マイクロファイナンスの指針作成や関連調査研究評価等を行っています。

- 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ ミレニアム開発目標(MDGs)の成果実現に向けて、今後も国際機関との業務協力やネットワークを活用し、貧困削減のための支援を強化する必要があります。また、貧困削減を達成するためには、持続的な経済成長の下で、貧困層の雇用機会の拡大とともに生活の質的改善も不可欠であり、貧困層が開発プロセスへ参加していく上で、人材育成による貧困層の能力開発を視野に入れた事業形成も重要です。

課題 2-2

開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援

| 取り組み例 | 指標 | 2002 2003 2004 (14 年度) (15 年度) (16 年度) (17 年度) (18 年度) (19 年度) (19 年度) | | 2005 | 20 (18 年 | 06 E度) | 2007 (19 年度) | |
|--|---|--|---------|---------|-------------|-----------|-----------------|-----|
| 4X 77 KH 07 [7] | 月日 11示 | (14 年度) | (15 年度) | (16 年度) | (1/ 年度) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 開発途上国の貧困 削減に貢献する経 済社会インフラ整備 の推進 | (指標 1) 開発途上国の経済社会インフラ整備に対する出融資保証承諾プロジェクト数 | (新規指標) | | | 55 | 93 | 88 | 86 |
| 開発途上国の民間 経済活動の拡充に 対する支援 | (指標 2) 開発途上国における貿易・投資を含む民間企業 部門の活動に資する出融 資保証承諾案件数 | (新規指標) | | | 145 | 177 | 143 | 165 |
| 開発途上国の人材育成に対する支援 | (指標3) 人材育成案件(教育案件 及び人材育成コンポーネ ントを含む案件)の承諾プロジェクト数 | (新規指標) | | 20 | 19 | 36 | 16 | |
| 開発途上国のIT化 の促進に対する支 援 | (指標 4) 開発途上国のIT化を支援 する(IT コンポーネントを 含む)出融資保証承諾プロジェクト数 | (新規指標) | | 23 | 27 | 24 | 21 | |
| 地域格差の是正に 対する支援 | (指標 5) 地方都市・農村を対象としたインフラ整備に対する出融資保証承諾プロジェクト数 | (新規指標) | | 28 | 44 | 57 | 36 | |
| 評 | 価 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 : 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。 - : 外部環境の変化等により評価不能。

() (指標 1)~(指標 5)いずれも、2005 年度は案件数を、2006 年度以降はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国の貧困削減に貢献する経済社会インフラ整備の推進

- ・ (指標 1)の実績は、相手国の社会情勢の影響やプロジェクト実施準備の遅延等がありましたが、計画をほぼ達成しました。多様な金融スキームや多方面のパートナーシップ等、本行の強みを用いて、中国のコージェネレーション建設事業や環境整備事業、インドネシアの水力発電所建設事業、送配電施設整備事業、インドの上水道整備事業、灌漑施設整備事業等、アジア地域を中心に、他数の開発途上国で経済社会インフラ整備の支援を行いました。
- ・ 国際情勢を含めて本行を取り巻〈事業環境は、開発途上国のニーズとともに日々変化しています。そのような変化に対応すべ〈、2006 年度は、経済社会インフラ整備だけに留まらず、以下の実績例のように知的協力支援を含めた多層的な取り組みが一層増え、実績は前年度を大き〈上回りました。

▶ ペルー 灌漑サブセクター整備事業

灌漑施設の改修等のほか、コンサルティング・サービスによる水利組合の組織強化を行うことにより、水利用の効率の向上及び農業生産の拡大を図り、もって農業収益拡大や雇用機会を創出するものです。本事業の案件形成では、本行の調査業務である案件形成促進調査(SAPROF)により、全国に展開する対象事業に係る灌漑土木技術面でのレビューのほか、運営・管理体制の提言を行いました。

▶ タンザニア 道路改良事業

「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(NEPAD) (注1)が推進する、アフリカ地域統合のための 広域インフラ整備の重点事業として位置付けられている事業です。国際幹線道路の改良を行い、輸送能力の増強を図り、域内経済統合推進、交易の推進を図るとともに、住民の生計向上と貧困削減を目指すものです。また、本事業と同時期に融資承諾した「第 4 次貧困削減支援借款(PRSC4)」による政策支援の一環として、専門家を現地に派遣し、道路セクターに対する政策提言を行い、本事業のサステナビリティを支援するものです。

(注 1) 「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(New Partnership for Africa s Development: NEPAD): ムベキ南アフ リカ共和国大統領が提唱し、2001年7月のアフリカ連合(AU)首脳会議にて採択されたアフリカ 自身によるアフリカ開発のためのイニシアティブです(採択時の名称は「新アフリカ・イニシアティブ」、その後 2001年10月にNEPADに改称)。

▶ エジプト 博物館建設事業

三大ピラミッドが位置する地区に博物館を新設し、歴史的文化遺産の保存修復・展示・研究・教育等の諸機能の強化を図り、同国の観光産業の発展と雇用機会の創出を支援するものです。本行のSAPROFにより、事業計画書の作成や事業実施のための支援プログラムも提言しました(以下、事例紹介参照)。

<事例紹介> 大エジプト博物館建設事業 (エジプト)

~ 観光産業育成を通じ、持続的な経済成長を支援 ~

エジプトで最も重要な歴史的文化遺産を保存及び展示しているカイロ博物館(1902 年に開館)は、建物及び設備の老朽化が進んでおり、貴重な収蔵品の適切な保存修復がおこなわれていない状況です。また、敷地面積の制約から建物の拡張も困難であり、当初想定の 3 倍近〈となっている収蔵品を適切に展示できるスペースや展示技術も十分でな〈、同国の誇る歴史的文化遺産を有効に活用できていません。更に、現代の博物館の機能として不可欠な研究や教育のための施設やプログラムも乏し〈、これらの機能も著し〈低い水準に留まっている状況です。こうした既存の博物館の問題を解決するためには、その収蔵品の価値に見合った、保存・修復・展示・研究・教育等本来の機能を備えた観光産業の中核となる新しい博物館の整備が急務となっています。

本事業は、エジプトの首都カイロの南西約 15km、三大ピラミッドが位置するギザ地区に大エジプト博物館(The Grand Egyptian Museum)を新設するもので、本行は、土木工事、資機材調達、コンサルティング・サービス等に必要な資金を支援します。

本行は、新博物館の建設に先立ち、事業計画書の作成や事業実施のための支援プログラムの策定等で、我が国の博物館に係わるノウハウや知見を活かした調査を実施しました。歴史的文化遺産の保存修復・展示・研究・教育等の諸機能の強化を図りつつ、同国の観光産業の発展と雇用機会の創出を通じた経済社会発展を支援しています。

・ 経済活動上重要となる経済社会インフラの整備が貧困削減に重要な役割を担うことについて、国際的 な再評価がなされています。この点に関する国際的な理解増進に向けて、上記指標の対象とはしてい ませんが、以下の主体的な取り組みを行いました。

▶ 「開発のための新たなインフラを考える」をテーマとした世界銀行および我が国財務省の共催の ABCDE 会合で、本行は全体会合「地方インフラと農業開発」のセッションをコーディネートしたほか、「貧困層に裨益する経済成長のための都市インフラ」をテーマに分科会を主催しました。分科会では、アジアの開発途上国政府や地方自治体が直面している都市化問題への対応に焦点を当て、開発金融機関の役割などについて活発に議論しました。

開発途上国の民間経済活動の拡充に対する支援

- (指標 2)の実績は、案件の進捗遅延、経済情勢の変化による相手国の要請取り下げ等の理由から計画を下回りました。具体的な取り組みとしては、貿易・投資等の民間経済活動を通じて開発途上国の経済発展を促進すべく、本行の多様な金融ツールを用いて、中国、タイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン、インド、トルコ、チュニジア、パナマ、ブラジル等において、日本企業の輸出案件や投資案件等を支援しました。
- ・ また、日本政府はアフリカ支援を強化すべく、2005 年には「アフリカの民間セクター開発のための共同 イニシアティブ(EPSA for Africa)」(注 2)を公表していますが、2006 年には、初めてアフリカ開発銀行 (AfDB)を通じたアフリカの民間セクター支援融資を承諾しました。これは、AfDBの域内メンバー国に登 録されている民間企業等が必要とする事業資金を AfDB の民間セクター支援戦略に基づき提供することにより、域内における民間セクター主導の経済成長および貧困削減に寄与するものです。
 - (注2)「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPSA for Africa)」: アフリカの民間セクター開発を包括的に支援するため、投資環境整備、金融市場の育成、社会・経済インフラ整備、零細・中小企業支援、貿易・海外直接投資の促進を、5年間に亘り支援するもので、信託基金、本行とAfDBの協調融資促進スキーム、及び民間企業を最終的な借入人とする本行のAfDB向け融資の3つの手法で構成されています。
- ・ なお、上記指標の対象ではありませんが、本行は 2006 年 11 月にヨルダンに駐在員事務所を開設し、 周辺諸国向けのプラント輸出、投資等に関する情報収集や他機関との連携を強化しています。 2006 年 度のヨルダン向け天然ガス焚き複合火力発電所の承諾では、駐在員事務所の現地機能が活かされて おり、中東地域の民間投資進出の基盤構築に向けた成果となりました。

開発途上国の人材育成に対する支援

- (指標3)については、計画値を大きく上回りました。
 - ▶ 2006年に承諾した中国人材育成事業は、30以上の主要大学に対して校舎・設備等の整備を行うほか、中国の大学教職員に対する研修等を通じ高等教育の量的・質的改善を図り、地域活性化等に資する人材育成を支援するものです。
 - ▶ インドネシアの人材育成事業では、大学工学部の整備・拡張を行うことで、教育・研究の質の向上により、工学系人材の強化と東部インドネシアの産業振興を図るほか、基礎教育分野でも、IT 活用のモデル事業として、小・中学校を対象とした情報通信技術(ICT)の拡充を支援しました。
 - ▶ 教育事業を通じた人材育成のみならず、中国やベトナムの環境整備事業、インドの上下水道整備事業等の円借款案件においては、我が国の自治体から協力を得るなどとして、借入国政府や実施機関職員への研修を通じ、運営維持管理や事業効果の持続的効果発現の支援を行いました。これらは、円借款によるインフラ整備の支援効果を高めると共に、技術移転や訓練等を通じた人的能力の向上(キャパシティ・デベロップメント)を推進するものです。

開発途上国のIT化の促進に対する支援

・ (指標 4)については、計画をほぼ達成しました。具体的な取り組みとしては、中国、タイ、インドネシア、 メキシコ等における情報通信事業のほか、放送施設・教育設備等のIT化促進への支援やIT関連機器 の製造事業支援等を行いました。また、エジプトにおける博物館建設事業(71 頁、事例紹介参照)では、 展示等へのICT技術の活用による効率的な運営・維持管理体制の構築を支援しました。

地域格差の是正に対する支援

・ (指標 5)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、中国、インドネシア、ベトナム、インド、モロッコ、ペルー等において、上下水道、送電線・配電網、道路、灌漑等を対象としたインフラ整備を支援しました。例えば、中国では、10 省・自治区に亘って地方都市の水環境整備事業や大気汚染改善事業に対する円借款を供与し、地域格差是正を支援しました。また、インドネシアの貧困削減地方インフラ開発事業では、貧困層の多い地域を対象に、地域住民のニーズに基づき基礎インフラ全般を整備するとともに、マイクロファイナンスをパイロット的に導入することにより、貧困層の雇用機会の増加及び社会サービスへのアクセス改善を図りました。

- 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 開発途上国の持続的成長には、経済・社会インフラの整備とともに、政策・制度の改善や、事業の運営 維持管理を担う人材の育成や組織強化への支援を併せて行うことが、事業効果を高め、更には民間セ クターの投資環境の改善につながります。今後も、相手国政府や民間企業等との対話や調査を通じて、 適時・的確に開発途上国のニーズを把握し、支援を充実させていくことが重要です。

課題 2-3

知的協力・技術支援の推進

| 取り組み例 | 指標 | 2002 2003 20 (14 年度) (15 年度) (16 年 | | 2004 | 2005 | 20 (18 [£] | 06 F度) | 2007 (19 年度) |
|--|--|------------------------------------|---------|---------|---------|------------------------|-----------|-----------------|
| 中X リ だ丘 07 [7] | 7日 1流 | (14 年度) | (15 年度) | (16 年度) | (1/ 年度) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 各国の多様な開発ニー ズの適切な把握 | (指標 1) 開発途上国政府との政 策対話、マクロ経済調 査、セクター調査を行っ た国数 | (新規指標) | | | 72 | 45 | 67 | 49 |
| 開発途上国の政策立 案、案件形成から完成 後の運営・維持管理に 至る、あらゆる段階にお ける知的協力・技術支 援の推進 | (指標 2) 調査業務等を通じた開 発途上国に対する各種 提言件数 | (新規指標) | | | 207 | 225 | 205 | 199 |
| 問題解決、優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化 | (指標 3) 開発途上国に対するフィードバックセミナー等、 各種セミナー及び研修 の開催件数 | (| (新規指標) | | | 58 | 76 | 52 |
| 支援対象国の事業管理・債務管理能力向上 に対する支援 | (指標 4) 開発途上国向けの調達・貸付実行管理・債務 管理能力向上のためのセミナー・研修実施国数 | (新規指標) | | 25 | 22 | 38 | 27 | |
| 評価 | 結果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 :良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

各国の多様な開発ニーズの適切な把握

・(指標 1)の実績は計画を大きく上回りました。例えば、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、カンボジア、モンゴル、コロンビア、ナミビア等において、相手国政府・国際機関等との開発政策に関する意見交換、優先案件に関する協議等の政策対話を行ったほか、国際収支・財政状況の把握等マクロ経済調査、セクター調査等を実施しました。また、開発途上国の開発ニーズは経済発展段階や社会経済体制、歴史・宗教・文化的背景、自然環境等により様々であり、支援効果を一層高めるため、あるいは、将来の効果的な支援につなげるためには、各国の多様な開発ニーズを適切に把握する必要があります。ザンビアやマダガスカル等サブサハラ諸国においては、「アフリカ民間セクター開発のための共同イニシアティブ(ESPA for Africa)」(注1)に基づく具体的な案件の実施に向け、現地事情に精通する様々な専門家の知見を活用し、民間セクター開発に関する発掘型案件形成調査(注2)を実施しました。また、バングラデシュの鉄道セクターに関し、障害者配慮のためのユニバーサルデザイン概念導入に関する調査を行うなど、貧困、経済社会インフラ、人材育成、地方開発、財政、環境改善等多岐にわたる分野で多様なニーズを踏まえた調査を行いました。

(注1)「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(ESPA for Africa)」:アフリカの民間セクター開発を包括

的に支援するため、投資環境整備、金融市場の育成、社会・経済インフラ整備、零細・中小企業支援、貿易・海外直接投資の促進を、5年間に亘り支援するもので、信託基金、本行とAiDBの協調融資促進スキーム、及び民間企業を最終的な借入人とする本行のAfDB向け融資の3つの手法で構成されています。

(注2) 発掘型案件形成調査: 本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からの提案に基づく、将来の案件の発掘·形成のための調査です。

開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進

- ・(指標 2)については、計画をほぼ達成しました。開発事業の効果を持続的に発現し、開発成果を高めていくためには、政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理等の段階における知的協力・技術支援を推進する必要がありますが、具体的には以下のような取り組みが行われました。
 - ▶ ベトナムの都市交通改善事業、インドネシアの電力公社発電能力強化事業、ケニアの港拡張事業等に関し、有償資金協力促進調査(SAF)(注3)の一つである案件形成促進調査(SAPROF)(注4)を実施し、各国の開発ニーズを踏まえ、特にソフト面に重点を置いて事業形成に取り組みました。例えば、ベトナムの都市交通改善事業では、ベトナム初の大量高速輸送鉄道事業の案件形成にあたり、単なるハードインフラの建設計画に終わらず、長期的な持続性確保の観点から都市鉄道技術標準の策定や組織・運営維持管理体制の構築等についてソフト支援の必要性を提示し、技術協力プロジェクト実施に向けた道筋をつけました。なお、2006 年度の円借款の承諾案件 77 件の内、SAPROF の実施(2006 年度以前の実施も含む)により案件形成を支援した案件は32件(42%)であり、開発途上国のニーズに合った円借款事業の案件形成にSAPROFが効果的に活用されています。
 - (注3) 有償資金協力促進調査(Special Assistance Facility: SAF): 海外経済協力業務において、開発途上国による案件形成の支援、本行が資金協力の対象とした案件の円滑な実施、援助効果の促進もしくは調達の公平性・透明性の確保、及び円借款事業への知見・情報の蓄積を図ることを目的として、本行がコンサルタント等を雇用して実施する調査業務です。
 - (注 4) 案件形成促進調査(SAPROF): プロジェクトを形成する場合には、様々な側面から検討し、様々な専門能力が必要とされていますが、資金や専門技術等の制約から、必要性が高いプロジェクトであっても開発途上国側で十分な事業計画の形成作業を行うことが困難な場合があります。本行では、プロジェクトの要請、または打診がなされたものの中にこのようなプロジェクトがあった場合、SAPROFによる追加的な調査を行い、相手国のプロジェクト形成努力を支援しています。
 - ▶ 個別案件の事業形成調査以外にも、SAF 等調査業務を活用し、中国、タイ、インドネシア、ベトナム、インド、モロッコ等において、環境、運輸、電力、金融等の各セクターにおける政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等に関する知的協力を実施しました。また、開発事業の持続性確保の観点から、例えば適正な料金設定の検討や現地での説明会、研修等を役務に含めて調査し、事業を多面的にサポートしました。
 - ➤ 投資環境整備に向けた知的協力では、本行は、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、投資先として 日本の企業の関心が高い国に対して海外直接投資促進のための環境整備・改善に関する政策提言 書(通称: Blue Book)を作成・手交しています。 2006 年度は、西アフリカ向けでは初めてとなるガーナと ザンビアへ Blue Book を手交しました。
- ・開発政策等への知的協力として、「慢性的貧困および一時的貧困の削減におけるインフラへの役割」、「日伯の新しい産業協力分野(バイオ燃料関連分野)」、「PPP 地域電力セクターにおける地熱開発の意義」、「地熱資源開発促進に向けた円借款支援可能性」、「上下水道事業における新たな金融スキームの機能」等の調査を実施し、現地でシンポジウムやセミナーを開催するなど、調査結果に関するフィードバックを充実させました。京都メカニズムに基づく新しい枠組みを活用した CDM 案件等に繋がる調査が多く実施されたことも特徴として挙げられます。また、「上下水道における新たな金融スキームの機能のあり方」については、北京で行われた世界水会議で分科会を主催し、世界銀行、米国国際開発庁の他、インド、フィリピン、中国の参加者から、各々、上水事業への Output-Based Aid の導入事例、Revolving Fund の導入、インドでの革新的なアプローチ、マニラでの民活の成功例、中国の下水事業への BOT スキームの

活用などの報告がなされ、約100人の聴講者との間で活発な議論が行われました。

・なお、指標の対象ではありませんが、本行は、ベトナム下水道セクターの法的な整備を支援すべく、「ベトナム下水政令検討委員会受入れプログラム」を開催し、官民パートナーシップ(PPP)を含めた日本の下水道や下水道財政に関する講義をはじめ、大阪市や滋賀県等地方自治体の事業現場の視察など、下水道事業の適切な運営に関する日本の事例を紹介しました。また、ベトナムとの類似点が多く、円借款を通じた支援により下水道事業が成果を挙げている中国からも専門家を招き、最近の中国における現状と課題、教訓などを共有しました。

問題解決・優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化

- ・(指標3)の実績は計画を上回りました。具体的には以下のような取り組みがありました。
 - 事後評価から得た教訓や提言を開発途上国政府、政府機関、受益住民等と幅広〈共有するため、ベトナム、インド、パキスタン、ブルガリア、モロッコ、カメルーン等において、個別案件の事後評価結果に関するフィードバックセミナーを開催しました。ブルガリアの「亜鉛・鉛精錬所の環境対策支援にかかるインパクト評価」に関するフィードバックセミナーでは、同国のソフィア大学と共催し、円借款を供与した「地域産業公害改善事業」の事後評価結果について、特に環境・社会的インパクトと CSR(社会的責任)に関する成果を報告し、東欧が市場経済化へ移行しつつあるこの時期、民間資金では対応しきれない環境分野に対して日本の資金と高い技術が果たした役割は大きいと、高〈評価されました。
 - ▶ 産業の多角化を目指し、今後の製造業、インフラ事業等、新規事業へのプロジェクトファイナンス活用を期待しているブルネイに対し、政府機関職員を中心にプロジェクトファイナンスの知見の提供、人材育成協力の一環としてワークショップを開催したほか、石油化学・精製等の分野で大型プロジェクトを抱えるサウジアラビアに対しても、プロジェクトファイナンスに係るキャパシティ・ビルディング支援のため、現地関連企業職員を対象としたワークショップを開催しました。
 - ▶ ODA でのグッドガバナンスをめぐる国際潮流である汚職対策等に関する議論が活発化しています。 そのような中、本行は、インドネシアで実施機関の職員を対象とした「汚職への対応セミナー」を開催 しました。
 - ▶ 地球温暖化対策に関する排出権取引等が一層注目される中、これまでの本行の取り組み事例を基 に CDM 事業の具体的な案件形成を指南するセミナーがメキシコやブラジル等で開催されました。
 - ▶ 本行の円借款事業の監理から蓄積されたノウハウを共有すべく、JICA と連携して、開発途上国政府・政府機関等の中堅幹部職員やプロジェクト担当者を対象に、「公的資金協力セミナー」(20カ国 20名参加)、「環境改善・公害対策融資セミナー」(11カ国 15名参加)、「ODA プロジェクト評価セミナー」(17カ国 19名参加。評価の手法やインドネシア、チュニジア等における本行と開発途上国政府・政府機関による合同評価の事例等を紹介)等の実務的なテーマによるセミナーを実施しました。
 - ▶ 円借款案件の事業実施段階で生じる入札・契約上の問題の予防・対応能力を高めるために、高知工科大学等の協力を経て、国際契約マネジメントの研修教材を作成しました。2007 年 2 月には、タイで周辺 11 カ国の事業機関職員等を対象に研修を行いました(77 頁、事例紹介参照)。

<事例紹介> 国際契約管理の講座を実施

本行は、2007年2月から3月に、タイ・バンコクのアジア工科大学(AIT)において国際契約管理に関する国際講座を開催しました。これは、国際契約マネジメント講座カリュキュラム・教材作成業務の一環であり、講座の参加者と共に途上国における公共事業の仕組みや慣行などを議論し、教材を完成させました。

講座には、アジアの 11 カ国(バングラデシュ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、パキスタン、スリランカ、タイ、ベトナム)から、政府職員や円借款事業の現場責任者のほか、工科系大学の先生、タイの近隣国経済開発支援機構職員などが参加しました。

円借款事業では、実施中に、契約の不備や内容の理解不足などから発注者(事業実施機関)と請負者(コントラクター等)の間でトラブルとなることが珍しくありません。本行は、事業関係者間の知識や経験のギャップを埋め、国際契約への参入と実施を円滑に進めることが、事業を成功に導くための重要課題の一つであると考えています。

支援対象国の事業管理・債務管理能力向上に対する支援

・(指標4)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、中国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、インド、イラク、等の開発途上国政府・政府機関の円借款業務担当者等を対象に、本行が新たに作成した「標準入札書類(プラント・機械据付工事用)」、「片務的契約条件チェックリスト」も活用して、調達監理や貸付手続に関するセミナーを現地で開催しました。

- 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・今後もこのように、開発途上国政府の実態とニーズを適時・的確に把握し、我が国の有する知見、技術、 人材及び制度を活用した支援を行うことが重要です。

課題 2-4

開発パートナーシップの推進

| 取り組み例 | 指 樺 | 指標 2002 2003 2004 指標 (14 年度) (15 年度) (16 年度 | | 2004 | 2005 | 2006 (18 年度) | | 2007 (19年度) |
|---|--|--|---------|---------|---------|-----------------|-----|----------------|
| 4X 9 ME 07 1/3 | JE 135 | (14 年段) | (15 年度) | (16 年度) | (17 年度) | | 実績 | 計画 |
| 現場における経験や知 見を有する内外の NGO や CBO(注 1)等の市民 社会及び地域社会と協 力・連携した支援の推 進 | (指標 1) NGO・CBO 等の市民社会・ 現地の地域社会が参加し た円借款対象プロジェクト 数 | (新規指標) | | | 32 | 37 | 23 | 21 |
| 我が国地方公共団体 や大学と協力・連携し た支援の推進 | (指標 2) 地方公共団体・大学の協力 を組み入れた円借款対象 プロジェクト数 | (新規指標) | | | 64 | 41 | 48 | 23 |
| 我が国のほかの援助 形態 (技術協力・無償 資金協力)や ODA 以外 の資金と一体となった 支援の推進 | (指標3) 技術協力、無償資金協力、 ODA 以外の公的資金 (OOF)及び民間資金と連携した円借款対象プロジェ クト数 | (新規指標) | | | 50 | 57 | 53 | 49 |
| 他の援助機関や国際 援助機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進 | (指標 4) 国際機関・海外公的機関と の間で開発政策等に関す る調整や援助手続き調和 化への取組を行った件数 | (新規指標) | | | 151 | 61 | 122 | 52 |
| 評(| 西 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 : 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。 : 外部環境の変化等により評価不能。

() (指標 1)~(指標 3)については、2005 年度は案件数を、2006 年度以降はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

(注 1) CBO: Community Based Organization。NGOと比較し、さらに小規模地域社会に根ざした活動を行う団体。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

現場における経験や知見を有する内外のNGOやCBO等の市民社会及び地域社会と協力・ 連携した支援の推進

・(指標 1) は NGO 等との連携に関する指標ですが、実績は計画を下回りました。これは、事業の中で NGO 等との連携は予定されているものの準備段階にあり、具体的な連携活動に至らなかったこと、相手国政府の政策変更等により年度内の承諾に至らなかったため、案件準備および連携に係る手続きが遅延していること等によるものです。具体的な取り組みとしては、インドの植林開発事業やスリランカの生活環境改善事業の案件形成において、NGO との連携により現地の住民組織を形成し、地域住民の所得向上や環境改善を図るマイクロプランが実施されました。また、住民移転を必要としたモロッコの都市環境整備事業では、現地の NGO を通じて環境アセスメントや住民移転計画に関する説明会を実施しました。

・上記指標の対象ではありませんが、NGO との情報交換・相互対話を通じた相互理解の促進、地域やセクターに根ざした活動を展開する NGO との連携により円借款の質の向上を図ることを目的に、2001 年度より「NGO-JBIC 協議会」を開催しています。2006 年度からは、JICA と本行の双方が主催する NGO-JICA 協議会に双方から参加し、相互の NGO との連携強化を図りました。

我が国地方公共団体や大学と協力・連携した支援の推進

- ・(指標2)については、計画値を上回りました。 具体的には、SAF や調査業務等を通じ、以下をはじめとする 取り組みを行いました。
 - ▶ インドの植林開発事業において、マングローブ林の植林・保全の効果を高めるため、知見を有する 琉球大学及び沖縄県の専門家と連携して現地でセミナーを開催し、マングローブ保全やエコツーリ ズムの取り組みといった日本の経験と知見を提供しました。
 - ▶ 中国やインドネシア等での人材育成事業で、多数の我が国の国公私立大学との連携がリンケージ プログラムや、研修コースの実施という形で実現しました。
 - ▶ 2006 年度は、インターンシップ受入れを前年度に引き続き実施し、協力協定締結先の 11 大学から 学生(大学院生 8 名)を受け入れたほか、定期協議の開催、意見交換の場を持ちました。こうした連 携基盤の強化が、大学関係者による提案型調査・発掘型案件形成調査の実施件数の大幅な増加 や、人材育成事業におけるリンケージプログラムや研修コースの実施という形で、大学との具体的 な連携・協力関係の強化に結びついています。
- ・(指標 2)の対象ではありませんが、我が国の大学、その他の教育機関との連携の一環として、以下の取り組みを行いました。
 - ▶ 大学の国際協力プロジェクトへの参画を促すとともに、円滑な大学との連携を実現させるため、パンフレット「円借款と大学連携 開発パートナーシップの深化をめざしてー」を作成し、大学に広く配布しました。また、委託調査における契約手続きの促進を支援するため、契約手続きマニュアルを作成し、大学側へ提供しました。
 - ▶ 大学の知見・ノウハウを円借款事業の事後評価に活用し、評価の質を高めるため、京都大学や慶応義塾大学等と円借款案件に関する合同評価を実施しました。また、調達や契約管理のノウハウの習得を目的とした国際契約マネジメントの教材作成を委託作成した高知工科大学と協力し、円借款事業関係者を対象に国内外で研修を行いました(77 頁、事例紹介参照)。
 - ▶ 本行は、我が国地方公共団体・大学との連携基盤の強化等を目的に、「円借款パートナーシップ・セミナー」(旧称・国民参加型援助促進セミナー)を開催しています。これまで本セミナーへ参加した団体は、その後も自治体のノウハウ移転や JBIC の調査活動、国際会議への参加等を通じて本行業務との関係を強化しています。

我が国のほかの援助形態(技術協力・無償資金協力)や ODA 以外の資金と一体となった支援の推進

・(指標3)については、計画をほぼ達成しました。具体的な取り組みとしては、プロジェクトの策定・準備段階、 実施・監理段階における技術協力との連携等を行いました。

1) プロジェクト策定・準備段階における連携

- ▶ 2006年度円借款承諾案件数の12%にあたる9件(スリランカの上下水道、チュニジアの節水型農業支援等)において、JICAの開発調査をもとに案件形成が行われました(2005年度:18%にあたる8件)。
- ▶ 円借款事業の実施を前提に、経済面、社会面、技術面、環境面等の観点から事業の実施可能性を検討するための調査を JICA が実施する「連携 F/S」は、インドネシア、イラク等 15 件が採択されました(2005 年度:18 件)。

2) プロジェクト実施・監理段階における連携

- ▶ 中国、パキスタン、エジプト等において、円借款事業に対する必要な技術指導等のために、長期・ 短期合わせて17件の専門家派遣が採択されました(2005年度:25件)。このうち、インドの下水道 施設に係る運営・維持管理のキャパシティ・ビルディング等、技術協力プロジェクトによる連携は 16件が採択されました(2005年度:9件)。これらの JICA 派遣専門家の支援により、円借款事業 の効果向上が図られます。
- ▶ 円借款事業の実施を前提に事業の詳細設計を JICA が実施する「連携 D/D」の採択はありませんでした(2005 年度:なし)。

3) 完成後の事後監理段階における連携

- 事業完成後の事後監理段階での連携となる「リハビリ無償」の採択はありませんでした(2005 年度:なし)。
- ・JICA 以外との連携実績では、円借款候補案件の発電所建設事業の F/S が日本貿易振興機構(JETRO) により作成されました。
- ・(指標3)の対象にはしていませんが、以下の取り組みを行いました。
 - ▶ 開発途上国への人材育成・組織能力強化を推進するため、JICA との連携により、開発途上国政府・政府機関等の職員を対象とした円借款プロジェクト関連の研修(「公的資金協力」、「ODA プロジェクト評価」、「環境改善・公害対策融資」等 18 件(2005 年度:13 件)を開催しました。
 - ➤ JICA との有機的連携による効果的な ODA 実施を目指し、バングラデシュ、パキスタン、モロッコ等の国別の援助実施方針を JICA と初めて共同で作成したほか、案件選定プロセスへの相互乗り入れ、協力フレームワーク / プログラムの共同策定を推進しました。
 - ➤ 我が国 ODA の一層の効果発現および業務改善を目指す活動の一環として、本行の開発事業と JICA による各種技術協力スキームの連携が進められてきましたが、これまでの本行の円借款業 務と JICA の技術協力との連携事例をもとに、連携が本行の開発事業に与えた効果を検討しました (81 頁、事例紹介参照)。

<事例紹介>「JICAとの連携による開発事業の効果促進について」

本行の支援する開発事業が借入国側にとってより魅力的となるためには、事業実施が機動的・効率的・持続的となるために、案件の準備・実施・完成後の各段階できめ細かな技術協力を併せて提供することが望ましいと考えられます。このような認識の下で進められてきた本行の開発事業とJICA の技術協力との連携について、本行は、連携が開発事業に与えた効果を検討し、以下の教訓をまとめました。

- 「連携による効果向上に大きな役割を担ったのは、特に"現場"で活動する両組織の職員、コンサルタント等である。現場で具体的な課題を克服するために、借入国側と仕事をする専門家やコンサルタントはニーズを把握し、スキームにこだわらず、効率的な事業実施や効果発現のための助言をする立場にあり、また JBIC と JICA 両組織の職員は、かかる助言を基に借入国側機関と協議を行い、それらのニーズを形にしていくことが望ましいと言える。また、このような連携の仕組みづくりを現地 ODA タスクフォースが中心となって行うことも大切である。」
- 「ODA 事業の担当者は、外部の専門家からも助言を得、現場のニーズおよび互いの業務内容や情報の共有を迅速に行い、借入国側機関との対話に基づき事業を行うことが不可欠である。今後、円借款事業が、その形成段階から技術協力スキームの知見を活用し、事業効果を最大限発現する理想的な連携事例を一層多く作り出すためには、思い切った制度設計へと進んで行くことが重要である。」

他の援助機関や国際援助機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進

・(指標 4)については、計画を大幅に上回りました。開発途上国の開発課題は多様化し、また、援助協調・ 調和化といった新たな試みが行われている中、本行は、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、アフリカ開発 銀行(AfDB)等国際機関、英、米等の援助機関との国際的なパートナーシップの構築・強化に努めました。 具体的には、以下のような取り組みが行われました。

▶ 持続可能な都市開発にかかるイニシアティブの発表

IMF・世界銀行年次総会の機会を捉え、本行は、フランス開発庁(AFD)、ドイツ復興金融公庫(KfW)、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金(EDCF)、タイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)、世界銀行およびアジア開発銀行(ADB)と共同で、「持続可能な都市開発にかかるイニシアティブ」を発表しました。同イニシアティブは、都市開発に関する開発金融機関の連携強化を通じた、より効果的な援助の実施を目的としています。

▶ インフラ事業を通じたHIV / エイズ拡大予防共同イニシアティブの締結

世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、イギリス国際開発庁(DFID)、ドイツ復興開発公庫(KfW)との間で、各機関が有する情報や好事例の共有により、効果的なエイズ対策支援を行うことを目的として、本締結を行いました。なお、HIV / エイズ対策に関しては、インドネシアをはじめ、現地公的機関とセミナーを開催し、参加者の理解促進を支援しています。

▶ 日米水協力イニシアティブへの取り組み

我が国は、日米水協力イニシアティブのもとで米国との連携を進めています。本行も本イニシアティブに基づき、2003 年より米国国際開発庁(USAID)と定期協議を開催し、パイロット国として選定され

た 4 カ国(インドネシア、フィリピン、インド、ジャマイカ)における取り組みや今後の連携について、情報交換・協議を実施していますが、2006 年度は、第 5 回のモニタリング会合を開催しました。更に、USAIDとは、新たなテーマとして鳥インフルエンザ対応等の保健セクターについても意見交換を行いました。

▶ 上記のほか、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、米州開発銀行(IDB)等の国際機関、英国国際開発庁(DFID)、アフリカ開発庁(AFD)等他国の援助機関との間で、ベトナムの貧困削減支援借款(PRSC)や、イラク、アフリカ、中南米等への支援戦略等に関する協議を行いました。また、パリ宣言で設定された指標のモニタリング活動の一環として、世界銀行や各国ドナーに対し提言を行ったほか、国際潮流として ODA でのグッドガバナンスに向けた議論が活発な汚職対策について世界銀行と協議しました。

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・開発途上国の支援では、各分野のニーズは多岐多様に亘っています。開発成果を高めるためには、我が国の民間部門、NGO、大学、地方公共団体等のほか、様々な関係機関との開発パートナーシップの優れた技術、経験・知見を効率的に活用していくことが重要です。現場における経験や知見を有する内外のNGOやCBO等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進については、様々な取り組みが推進されましたが、前年度に引き続き計画を若干下回る結果となりました。形成段階にある事業の課題を早期に把握する等、確実な連携実現に向けた対応が重要です。

課題 2-5

国民の参加(開かれた円借款業務)

| | 指標 | 2002 2003 | 2004 | | | 06 年度) | 2007 (19 年度) |
|--------------------------------------|--|----------------|-----------|--------|----|-----------|-----------------|
| 取り組み例 | 打电 作示 | (14 年度) (15 年度 |) (16 年度) | (17年度) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 業務の企画立案、案件形 成における国民参加の業 務運営の推進 | (指標 1) 「提案型調査」(注 1)等を 活用し国民の知見・アイ ディアを取り入れた案件 形成がなされた円借款対 象プロジェクト数 | (新規指 | 票) | 37 | 23 | 18 | 11 |
| 評価 | 結 果 | | | | | | |

- :優れた取り組みがなされたと評価します。 : 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。 : 外部環境の変化等により評価不能。
- () (指標 1)については、2005 年度は案件数を、2006 年度以降はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。
- (注 1)「提案型調査」は、本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からのご提案に基づく、円借款事業への知見・情報の蓄積を図るための調査です。この他、本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からのご提案に基づく、将来の案件の発掘・形成のための調査である「発掘型案件形成調査」があります。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進

- ・(指標 1)は、国民の知見・アイディアを取り入れた調査は実施されたものの年度内に調査が完了しなかったこと、開発途上国側の政策変更等の理由により案件形成が進まなかったことから、実績は計画を下回りました。具体的な取り組みとしては、中国、ベトナム、インド、バングラデシュ、パキスタン、ウズベキスタン、サブサハラ諸国、ブラジル等において、提案型調査・発掘型案件形成調査が、人材育成、環境整備、インフラ整備、地域開発、水力発電、バイオ燃料促進プログラム等の円借款案件の形成に寄与しました。このうち、例えば、中国における水環境整備に関する提案型調査では、公害を体験・克服した我が国の自治体が有する環境政策、下水道経営および下水道事業の経験や取り組みを基に、優先的課題と対処策の提案が活かされています。この他にも、これまで実施した提案型調査・発掘型案件形成調査から得られた知見・アイディアは、モロッコの都市改善事業の生活環境改善計画や、中国の複数の水環境整備事業の 2006 年度円借款承諾として結びついています。
- ・提案型調査・発掘型案件形成調査は、2001 年度に導入した制度ですが、2004 年度より、いずれも年2回(従来は年1回)国別調査テーマを公示し、円借款事業との関連性を明確化するなど、調査スキームの改善を行っています。2006 年度からは、新たにフリーテーマ枠を設置しました。これは、本行が調査テーマを指定せず、応募団体自らが、国・テーマ・課題等について提案を行うもので、国民各層による国際協力活動への参加や開発途上国との交流を促進することも目的としており、より高い関心を得られた結果、応募総数が増えました。2006 年度は、フリーテーマで2件の調査が採択され、光触媒技術を円借款につなげる大学からの提案が採用されるなど、我が国の技術の斬新なアイディアの幅広い取り入れが試みられています。しかしながら、提案型・発掘型案件形成調査の実施は、前年度の26件から2006年度は17件に減少しました。
- ・指標の対象ではありませんが、上記の提案型調査等を通じた円借款事業に関する提案募集の他に、我が国国民、NGO、地方公共団体、大学関係者等の意見・参加を求める機会拡大の一環として、以下の取り組みを行いました。

▶ 円借款パートナーシップ・セミナー(旧称・国民参加型援助促進セミナー)

開発パートナーシップは、国内外の経験・知見の活用により円借款の有効性や効率性を高めることを期待し、2002 年度より実施しています。2006 年度は、本行との連携に関心を有する 15 団体(日本の大学(3 大学)、NGO(9 団体)、地方公共団体(2 団体)、民間企業(1 社))が参加しました。各参加団体は、「環境」「人材育成」をテーマに、中国の人材育成事業等、6 件の現地視察を行い、帰国後の報告会(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/topics/070601/pdf/06.pdf) では、今後の本行との連携策などについての提案を行いました。本セミナーの開催にあたっては、本行ホームページにおいて参加団体を広く募集し、我が国の幅広い層の団体が参加できるよう努めました。

➤ NGO - JBIC 協議会

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・円借款業務を初めとする国際協力に対する国民の理解を深めるため、国内の教員や海外の日本人学校の生徒たちを対象に開発教育に取り組みました。都内で行われた教育関係者向けの研修イベント等を利用し、各地の学校教員向けに開発教育セミナーを実施しました。また、海外では、タイ、ベトナム、ペルー等において、現地日本人学校を対象に、円借款事業の視察や、開発途上国が直面している問題を学ぶ参加型授業を実施しました。
- ・本行では、国際協力に関する研究と実務の架け橋を目指して、大学院や大学の学生を対象に学生論文コンテストを実施しています。この取り組みは、日本の対外経済政策や経済協力の分野に関心をもつ学生のフレッシュな視点を本行業務に活かすねらいもあります。2006 年度は 64 件の応募があり、「インドケーララ州におけるマイクロファイナンス グループレンディングの機能と共同体の役割」をテーマとした論文が最優秀賞に選ばれました。

- 上記に照らし、課題への今後の取り組みに留意が必要です。
- ・我が国の団体等からの提案に基づく「提案型・発掘型案件形成調査」の実施件数の減少とともに、本課題の実績も年々減少傾向にあります。計画の達成に向けては、各団体等が調査や案件形成に参加しやすいツールや手続きのほか、案件形成に結びつけやすい方策の改善等、広報戦略も含めて戦略的な観点からの見直しが必要と思われます。また、開発教育は、国際協力への理解を推進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要であり、開かれた円借款業務の観点から、一層積極的な取り組みが求められます。

課題 2-6

円借款業務の質の向上

| HD 13 40 7. (Fil | | 2002 | 2003 | | 2005 | 2006 (18 年度) | | 2007 (19 年度) |
|------------------|---|---------|---------|---------|---------|-----------------|---------|-----------------|
| 取り組み例 | 行 代示 | (14 年度) | (15 年度) | (16 年度) | (17 年度) | 計画 | 実績 100% | 計画 |
| | (指標 1) 円借款対象プロジェクト の全評価件数に対する 外部評価の実施割合 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 円借款対象案 | (指標 2) 円借款対象プロジェクト の事前・事後評価の実 施割合 | (新規指標) | | | 100% | 100% | 100% | 100% |
| の充実 | (指標 3) 円借款対象プロジェクト のテーマ別評価(プログ ラムレベル含む)の件数 | 5 | 7 | 4 | 3 | 4 | 4 | 5 |
| | (指標 4) 円借款対象プロジェクト に対する合同評価の件 数 | | 2 7 | | | 6 | 12 | 7 |
| 評 | 価 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 : 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。 - : 外部環境の変化等により評価不能。

() (指標 1)~(指標 4)いずれも、2005 年度までは案件数を、2006 年度以降はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

円借款対象案件における評価の充実

- ・ (指標 1)および(指標 2)は、計画を達成しました。ODA をより効率的・効果的に実施するためには、評価を通じて事業の実施状況や効果を的確に把握すると同時に、評価から得られた経験・教訓をフィードバックすることが重要です。本行は、円借款業務の、事前から事後までの一貫した評価体制を確立しており、その内容を公表しています。
- ・ 上記指標の対象ではありませんが、本行は、評価体制の一環として 2004 年度から、円借款の貸付契約締結後 5 年目に事業の有効性・妥当性等を検証する「中間レビュー」、事業完成後 7 年目に有効性・インパクト・持続性等を検証する「事後モニタリング」を導入しています。2006 年度は、各々のフォーマットを改善するとともに、評価対象案件の選定基準の明確化を図りました。
- ・ (指標 3)の実績は、計画を達成しました。テーマ別評価は、ペルー「貧困地域における生活環境改善生計向上」、バングラデシュ「ジャムナ多目的橋建設事業インパクト調査」、「JICA との連携による円借款事業の効果促進」、「レーティング制度の改善を目的とする調査」の計 4 件を実施しました。例えば、ペルーの「貧困地域における生活環境改善・生計向上」評価にて、統計学的手法を用いて、本行が行う小規模インフラ整備事業のインパクトを分析し、乳幼児死亡率、世帯所得等 MDGs 指標に対する本行事業の貢献を定量的に確認しました(86 頁、事例紹介参照)。また、「レーティング制度の改善を目的とする調査」では、過去 300 件超の事後評価を実施した案件について、評価結果の傾向を分析し、評価の更なる質的向上を目指しました。

- ・ 本行は、これらの事後評価から得た教訓、提言を開発途上国政府、政府機関、受益住民等と幅広〈共 有するため、現地での評価結果のフィードバックを行いました(74 頁、課題 2 - 3 参照)。
- ・ また、事後評価から得られた教訓・提言を新規円借款事業や実施中の事業にフィードバックする仕組みも構築しています。事後評価の結果、効果発現等に懸念が見られる場合には、SAFの一環である SAPS(注 1)等を実施し、持続性確保に向けた開発途上国の取り組みを支援しています。例えば、フィリピンの運輸事業では、2004年度に実施した事後評価を踏まえ、2006年度に SAPS を実施し、事業効果の発現を図るとともに、他国を含めた新規案件形成への教訓として活かしています。
 - (注1) 援助効果促進調査(SAPS): プロジェクト完成後の運営・維持管理は、借入人側の責任において行われますが、個々のプロジェクトに関して何らかの改善措置が必要となった場合、あるいは期待した事業効果が発現されない場合など、協力の必要性・緊急性を検討した上で、本行は SAPS と呼ばれる追加的な調査を実施しています。この調査では事業効果を持続あるいは一層高めていく上で支障となる問題を調査し、具体的な改善・解決策を提案することを主な目的としています。

<事例紹介>「貧困地域における生活環境改善・生計向上」(テーマ別調査)

ミレニアム開発目標(MDGs)は、幅広い分野での貧困削減を目指し、2015 年までに国際社会が達成すべき目標を定めています。近年では、MDGs の達成を念頭においた開発事業の評価手法を確立することが開発途上国およびドナー間での共通課題となっており、課題解決に向けさまざまな評価手法が試みられています。本評価では、複数のインパクト評価手法を適用し、ペルーの社会投資基金 FONCODES に対する円借款事業が受益者に与えたインパクトを分析することを主たる目的としています。具体的には、計量経済学の手法を活用し、住民参加により選定された給水、道路、小規模電化の3分野のサブプロジェクトに関しWith/Without分析を行い、MDGs に関連する指標に与えた影響の推計を試み、以下の2つの今後の課題を認識することができました。

- ・ 本評価で家計調査を行った世帯の大半にはベースラインデータがなく、実施群 / 対照群の 事業実施の前後を比較する手法が利用できず、同じ実施確率をもつ村落では各種指標の ベースラインデータは同一であると仮定し、実施群と対象の事業の差分を事業効果とする 手法をとりました。しかしながら、世帯を特定できるベースラインデータがあれば、各世帯で 事前事後の比較を行うことで、より正確なインパクト推計が可能となることから、ベースラインの重要性が認識できました。
- ・ また、本評価ではインパクトを測るデータを主に家計調査を通じて入手しましたが、家計調査の結果は被質問者の認識によるバイアスの影響を受ける可能性があるため、可能な限り指標を直接計測することが望ましいと言えます。具体的には、給水事業では被質問者が安全な水について客観的な情報をもっていないため、バクテリアの有無等水質に関する計測を行うことで、客観的なデータを入手することが対応策として考えられます。
- ・ また、上記指標には含まれませんが、「一般財政支援評価」により、「貧困削減および成長に対する持続的なインパクトをもたらす上で、どういった一般財政支援(GBS: General Budget Support)が妥当かつ効率的、効果的か」について評価分析を行いました。評価結果を踏まえ、本行としては、今後も一般財政支援等の新しい援助モダリティを活用した事業を実施していくとともに、それらの事業にかかる評価結果にも積極的に取り組むものです。

- ・ (指標 4)については、計画を上回りました。 円借款事業の質的向上を図るためには、開発途上国の様々な関係者と評価結果を共有することに加え、彼ら自身の評価能力を高めていくことが重要です。 2006 年度は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、インド、ドミニカの政府や事業実施機関、大学関係者との合同評価を実施しました。中でもインドネシア政府機関(BAPPENAS)との合同評価については、インドネシア政府が公共事業を監理・評価する際のシステムの改善に繋がる取り組みとなりました。
- 上記指標には含まれませんが、開発途上国政府との連携強化の一環として、インドネシア政府及びフィリピン政府との間で、円借款事業の評価の充実を目的とした業務協力協定を締結しました。本協定は、本行の円借款事業の評価技術を、両国の政府関係機関に移転し、両国の公共事業の評価制度の改善に資することが期待されており、モニタリング及び評価結果から得られた教訓や提言の活用により、円借款事業が一層効率的かつ効果的に実施されることに繋がるものです。
- ・ 2006 年度より新たに、在米国の大学の公共政策の有識者を客員研究員として受け入れ、学術的なア プローチから評価手法および評価結果をどのように業務の政策面へ反映させるか等、制度改善の深 化のための調査・研究に取り組みました。
- ・ 2005 年度に事後評価を行った全ての結果(個別案件 41 件、テーマ別評価 4 件)を「円借款事業評価報告書 2006」として発行すると共に、本行ホームページに公表しました。

- ・上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・今後も、円借款業務の質的向上のために、新たな開発ニーズや援助手法・アプローチへの対応も取り入れながら、一層の評価の充実と業務改善への活用を強化していくことが重要です。

我が国にとっての資源の確保

課題 3-1 我が国として不可 欠なエネルギー・ 鉱物資源の確実 な供給確保

課題 3-2 エネルギー・鉱物 資源の安定確保 のための供給量 確保と消費節減 の推進

課題 3-3 我が国へのエネルギー・鉱物 資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005 年3月改定)および平成18年度年間事業計画(同月策定)では、

- (1) 資源小国であり主要エネルギー・資源の対外依存度が高い我が国にとって、国民生活や経済活動の安定のためには、資源メジャー等に伍して我が国の資源関連企業が海外で実施する大規模・高リスクの資源開発プロジェクト等を支援することで、海外からの資源供給拡大を図ることが必要であり、また、中東情勢の不安定化を踏まえた原油供給源の多角化など、安定的・確実な資源供給構造を構築することが重要、
- (2) 中国ほかアジア諸国の高成長等を背景に、アジア地域のエネルギー・資源需要が増大し、資源・素材価格高騰に繋がっている中、我が国としてのエネルギー・資源の安定確保のためには、アジア地域への資源供給拡大や、省エネルギー事業推進等による資源の有効利用・生産効率化等を通じた、需給環境改善が求められている、
- (3)「エネルギー基本計画(2003年10月)や「新産業創造戦略」(2004年5月)では中長期的な安定供給確保への取り組みも行うとしており、 資源産出国毎の情勢を踏まえた我が国との協力関係の強化や、資源安定供給のボトルネックの一つである産出国のインフラの整備に 対する支援が求められている。

との認識のもと、我が国の資源の安定確保に向けた以下 3 つの課題 を設定しています。

- 我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給 確保 (課題 3-1)
- エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進 (課題 3-2)
- 我が国へのエネルギー·鉱物資源の供給維持·拡大に繋がる事業の推進 (課題 3-3)

事業環境

アジア諸国の高成長等に伴い、2006年に入ってからも、代表的な原油価格指標であるWTI価格が1バレル70ドル近辺の高水準で推移するなど、エネルギー・資源価格の高騰が続きました。こうした中、中国等の資源消費国がアフリカ等で資源獲得に向けた動きを活発化させ、また、南米諸国の一部では石油・天然ガス国有化への動きも見ら

れました。また、石油価格の高騰、増大するエネルギー需要、輸入依存の増大、エネルギー関連インフラの未整備を背景に、サンクトペテルブルグ・サミット(2006 年 7 月)では、G8 として投資環境の改善、省エネの推進、エネルギー・インフラの保全等に取り組むことで合意しました。我が国も、2007 年 1 月の第 2 回東アジア首脳会議にて、「日本のエネルギー協力イニシアティブ」を表明し、東アジア地域におけるエネルギー安全保障向上のため、省エネルギーの推進およびエネルギー貧困の解消に向け、本行の円借款、投資金融等を積極的に活用する方針を示しました。同 3 月に閣議決定された改定版「エネルギー基本計画」では、今後 10 年程度のエネルギー政策として、石油等の安定的供給確保に向けた戦略的・総合的取り組みの強化、省エネルギー政策の一層の充実、新エネルギーの導入拡大、等が掲げられています。こうした我が国政府の政策に沿って、本行にも資源・エネルギーの安定供給に向けた取り組みが求められています。

平成 18 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については3つの課題のうち、1つが「 」、2つが「 」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保 (課題 3-1)

評価

我が国として確保可能なエネルギー・鉱物資源の維持・拡大を目指し、資源・エネルギー案件の出融資保証承諾額は前年度比 29%増となりました。日本企業によるカザフスタンでのウラン開発事業、ブラジルでの油田開発事業等を積極的に支援するなど、アジア地域へのエネルギー・鉱物資源の供給量確保支援の実績は計画を達成しました。海外リスクをとった与信実績については、事業のストラクチャー見直しや関連した許認可取得の遅延等が影響したため、計画を下回りましたが、大規模案件については、総額約 70 億ドルのインドネシアのガス田開発・液化事業に融資を供与したほか、ベネズエラのメタノール製造プラント増設事業向け融資では現地企業の信用力に依拠した融資を実現する等、計画をほぼ達成しました。また、エネルギー・鉱物資源供給源の多角化支援に関しては、事業計画の中止や許認可取得の遅延等により計画値を下回ったものの、輸入原油の中東依存度の低下に資するブラジル、ベネズエラ等での油田開発や原油・石油製品引取事業をはじめ、ニジェールからのウラン引取事業、ベネズエラのメタノール製造プラント増設事業等を支援しました。

- エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進 (課題 3-2)

評価

アジア地域へのエネルギー・鉱物資源の供給量確保に向けて、アジア諸国への LNG 供給が見込まれるインドネシアのガス田開発・液化事業、鉄鉱石の積出港でもあるインドの港湾拡張事業等を支援しましたが、事業計画の中止や許認可取得の遅延等のため、実績は計画値を下回りました。エネルギー・鉱物資源の有効利用・生産効率化に対する支援では、ブルガリアでの風力発電事業、ウクライナでの副生ガス発電事業、中国でのコージェネレーション事業など、再生可能エネルギーや省エネルギー事業への金融支援を通じて、エネルギー・鉱物資源の消費節減促進に寄与し、実績は計画値を達成しました。我が国のエネルギー安全保障の観点からも、省エネルギー、新エネルギー事業の推進を支援するほか、エネルギー・鉱物資源の需給逼迫緩和も見据えた国際的なエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた戦略的な取り組みが必要です。

我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進 (課題 3-3)

評価

我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給拡大のためには、資源国のインフラ整備を通じた輸送手段整備や二国間関係の強化も重要です。我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給拡大に繋がるインフラ整備事業等に対する支援では、相手国側手続き遅延や融資検討に時間を要したことが影響し、実績は計画を下回りましたが、我が国への主要石油供給国であるオマーンの港湾拡張事業への支援のほか、ブラジル石油公社の石油精製施設増設やパイプライン増設に必要な資金調達を融資・保証により支援する等、主要産油国との関係強化に資する多様な取り組みを進めました。今後も引続き、我が国政府の外交・エネルギー政策を踏まえつつ、資源国との関係強化や資源開発のための環境整備に取り組んでいく必要があります。

課題 3-1

我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保

| 取り組み例 | 指標 | | 2002 (14 年度) | 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) | 2005 (17 年度) | | (006年度) | 2007 (19 年度) |
|---------------------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----|---------|-----------------|
| | | | (14 十皮) | | (17 +12) | 計画 | 実績 | 計画 | |
| | (指標 1) 日本企業による権益取得・長期 引取・販売権取得が可能となっ たエネルギー・鉱物資源事業に 対する出融資保証承諾案件数 | | 39 | 39 | 27 | 19 | 23 | 23 | 24 |
| 11 40 P. 1. 7 | (指標 2) モニタリング指標 上記支援対象案 | 石油 (百万バレル/年) | 77 | 29 | 49 | 24 | | 14 | |
| 我が国として 確保可能なエ ネルギー・鉱物 | 能な工 件による我が国ー鉱物 へのエネルギー | ガス (万トン/年) | 763 | 1,087 | 256 | - | | 15 | |
| 資源の維持・ 拡大支援 | ■ | 銅 (千トン/年) | 428 | - | 500 | 344 | | 200 | |
| | (指標3) モニタリング指標 代表的資源の本 | 石油 | 19% | 18% | 20% | 17% | | n.a. | |
| | 行融資対象事業 から本邦への輸 入量の全輸入量 に占める割合 | ガス | 96% | 95% | 96% | 96% | | n.a. | |
| 高リスク·大規 模案件に対す る適切な対応 | (指標 4) エネルギー・鉱物: 国への供給維持・ る案件のうち、海線 って与信を実現し 証承諾案件数 | 拡大に資す 外リスクをと | | 新規 | | 9 | 14 | 10 | 13 |
| | (指標 5) 大規模案件に対す 証承諾案件数 | る出融資保 | | 新規 | | 11 | 14 | 12 | 17 |
| エネルギー・ 鉱物資源の供 給源多角化支 援 | (指標 6) 石油・天然ガス・鉱 給源多角化を実現 クトのうち、主要供 国にかかる出融資 ロジェクト数 | したプロジェ 給国以外の | | 新規 | | 11 | 12 | 9 | 14 |
| | 評価 結果 | | | | | | | | |

^{-:} 外部環境の変化等により評価不能。

^{()(}指標6)は、2005 年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、計画値、実績値として計上。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

我が国として確保可能なエネルギー・鉱物資源の維持・拡大支援

・(指標 1)の実績は計画を達成しました。実績の具体例としては、日本企業によるカザフスタンでのウランの権益取得(事例紹介参照)、インドネシアでのガス田開発・液化事業(94 頁、事例紹介参照)、ブラジルで日本企業が初めて権益を確保した油田の開発事業、ベネズエラでのメタノール製造プラント増設事業等への融資が挙げられます。

<事例紹介> カザフスタンのウラン鉱山開発プロジェクトへの支援 (カザフスタン)

カザフスタンは世界第 2 位のウラン確認埋蔵量を有しており、同国国営原子力会社であるカザトムプロム社は世界第 4 位の天然ウラン生産者です。

本行はカザトムプロム社と我が国企業との出資により構成される APPAK Limited Liability Partnership(APPAK)に対し、民間金融機関との協調融資を行いました。本融資は、APPAK がカザフスタン南部のウラン鉱床を開発する資金に充てられるもので、これは我が国企業がカザフスタンにおいて初めてウランの上流権益を取得する事業です。同鉱床は2010年に年間1,000トンのウランの本格生産を開始し、日本向けに販売される予定です。

さらに本行は、本融資契約調印を契機に、カザトムプロム社との間で包括的戦略パートナーシップに係る覚書を締結しました(2006 年 7 月)。この覚書では、カザトムプロム社の事業戦略や本行の融資スキームにかかる情報交換を行うことが謳われており、今後も、我が国へのウラン供給に資する案件を双方協調にて発掘することが期待されます。

近年、原油価格高騰への対応やエネルギーバランスの観点から、世界的に原子力発電を再評価する動きが広まり、燃料であるウランの確保を目指して、各国が権益取得や資源国との関係強化の動きを強めている中、我が国政府も、「原子力政策大綱」(平成 17 年 10 月閣議決定)において、ウラン供給源の多角化や安定的確保の必要性を強調しています。本行のカザフスタンにおける取り組みは、こうした政策に合致するものであり、我が国への安定したウランの供給および我が国とカザフスタンとの関係強化に資するものと期待されます。

- ・上記支援対象案件による我が国への新規権益取得・引取量に関する(指標 2)の実績は例年の水準を下回ったものの、指標外の実績として、今後の需要拡大が見込まれるウランやメタノールの権益取得・引取に資する案件を積極的に支援したことが挙げられます。
- ・(指標 3)について、石油、天然ガスの日本への全輸入量に占める、本行融資対象事業からの輸入量の割合(本行関与割合)は、各々17%、96%と概ね例年並みの水準を達成しました(入手可能な最新値である 2005年のデータに基づく)。他の主要資源についての本行関与割合も、石炭で42%、鉄鉱石で68%、銅に至っては90%と極めて高い水準となっています。国際的なエネルギー・鉱物資源の需給逼迫が続き、資源獲得競争が熾烈化する中、エネルギー・鉱物資源の日本企業による獲得や日本への安定供給確保のため、本行に求められる役割が従来以上に増しており、それに対する本行の取り組みが一定の成果を挙げているといえます。
- ・上記指標の対象としていませんが、カザフスタン国営原子力会社(事例紹介参照)、ウズベキスタン政府、 メキシコ石油公社、インドネシア国営石油会社、カタール国営石油公社等との間で覚書・業務協力協定を

締結しました。これらはいずれも、相手国の資源開発戦略や個別事業に関する情報提供を受けつつ、本行の金融メニューを提案する等して、双方協調して事業形成を目指すものであり、我が国企業による権益取得や長期引取を拡大し、我が国への安定した資源供給の確保に資することが期待されます。

高リスク・大規模案件に対する適切な対応

- ・エネルギー・鉱物資源案件の高リスク化・大規模化が進む中、海外リスクテイクに関する(指標 4)の実績は、計画を下回りました。これは、事業のストラクチャー見直しや資金調達方法の変更等によるものです。以下の実績例の通り、開発途上国の企業の信用力に依拠した融資や外国為替・送金規制時のデファーラル(注1)の適用等を通じた海外リスクテイクにより、円滑なファイナンス組成に努めました。
 - (注1) 外的要因によって借入人が債務を弁済できない場合に、借入人に対し期限の利益の喪失および保証人に対し保証 債務履行の請求を行わない措置。
 - ▶ メタノールは、ガソリン等の添加物や化学用品原料として利用される他、今後は、石油代替エネルギーとして、軽油代替のバイオディーゼルおよび LPG 代替の DME(ジメチルエーテル)の原料、燃料電池用の燃料としての利用が一層拡大することが見込まれています。このよう中で本行は、ベネズエラでのメタノール製造プラント増設事業において、実施主体である現地企業の信用力に依拠した形での融資を実施すると共に、民間金融機関の融資部分に対してはポリティカルリスクをカバーする保証を付与しました。
 - ブラジルでの油田開発事業に対する融資において、外国為替や送金規制時のデファーラルの適用など、資源開発事業に特有のリスクに対応した融資スキームを構築しました。
- ・大規模案件(事業総額3億ドル以上)に関する(指標5)の実績は、計画をほぼ達成しました。実績の例としては、総額約70億ドルに及ぶ巨大プロジェクトであるインドネシアのガス田開発・液化事業(タングーLNG プロジェクト、94頁、事例紹介参照)を初めとして、ベネズエラの原油・石油製品引取事業、ブラジルのアルミナ精製プラント増設事業、ボリビアの亜鉛・銅鉱山開発権益取得事業などが挙げられます。民間金融機関のみでは適時にファイナンス組成が困難な大規模案件に対し、本行は公的機関としての海外リスク審査・コントロール力を生かした量的・質的補完に取り組み、円滑なファイナンス組成に努めました。

<事例紹介> タングーLNG事業への支援 (インドネシア)

本行は、日本企業連合、英国企業、中国企業のコンソーシアムが、インドネシア共和国西イリアンジャヤ州において実施するガス田開発・液化事業であるタングーLNG プロジェクトに必要な資金に関し、国際機関、民間金融機関と共に融資を行いました。

本プロジェクトは、ベラウ湾に位置するガス田 3 鉱区を統合開発し、ガス液化設備(年産 380 万トン×2 系列)にて LNG を製造し、日米韓中に販売するものであり、同国の外貨獲得に資するものです。また、本プロジェクトにおいて、日本企業は合計約 45.9%(ガス田 3 鉱区の統合ベース)の権益を保有し、日本にとって最大の LNG 輸入国である同国からの、更なる LNG 安定確保に貢献することが期待されます。

本プロジェクトは、アルン、ボンタンに次ぐインドネシアの第3のLNGプロジェクトですが、これら既存プロジェクトから日本へのLNG販売契約は契約の更改期を迎えつつあります。一方、現在インドネシアでは、国内販売用石油に対する補助金負担削減や輸出用原油温存のため、国内ガス供給増加が重要課題となっており、同国政府は国内供給を優先させたいとしています。本行は、同国のLNGプロジェクトをその黎明期である1970年代から一貫して支援してきた関係を活かし、本プロジェクトへの融資検討過程での交渉を通じて、同国の国内ガス需給緩和・外貨獲得への支援の姿勢を示しつつ、同国政府に対しインドネシアから日本へのLNG輸出の継続を働きかけてきました。

資源保有国インドネシアとの間で醸成された関係の一層の強化を図りつつ、様々な金融ツールを有機的に活用してインドネシアを支援するこうした取り組みは、インドネシアの経済発展に資すると共に、日本のエネルギー資源安定確保、アジア太平洋地域のエネルギー安全保障等に貢献するものです。

エネルギー・鉱物資源の供給源多角化支援

- ・(指標 6)の実績は計画を下回りました。これは、事業計画の中止による先方の要請取り下げや事業に関する許認可取得の遅延、相手国側の事情によるストラクチャーの見直し等が要因です。供給源多角化を支援した具体例としては、ブラジル、ベネズエラ等の非中東地域で日本企業が参画した油田開発事業、原油・石油製品引取事業への支援が挙げられ、引続き、我が国の輸入原油における中東依存度の低下に資する取り組みを行いました。他の鉱物資源についても、カザフスタンやニジェールでのウラン開発・引取事業(ウランの主要供給国:カナダ、オーストラリア、南アフリカ)、ベネズエラでのメタノール製造プラント増設事業(メタノールの主要供給国:サウジアラビア、チリ)といった、主要供給国以外での事業を支援しました。日本が需要の 100%を輸入に依存しているメタノールは、今後、石油代替エネルギーとして、軽油代替のバイオディーゼルおよび LPG 代替の DME(ジメチルエーテル)の原料、燃料電池用の燃料としての利用が一層拡大することが見込まれており、日本政府が進めるエネルギー資源の多様化にも貢献するものです。
- なお、指標の実績には含まれませんが、カザフスタン国営原子力会社、ウズベキスタン政府との覚書締結 (92 頁参照)はウラン供給源の多角化に、インドネシア国営石油会社、メキシコ石油公社との覚書・業務協力協定の締結(92 頁参照)は原油供給源多角化に、それぞれ貢献する取り組みと言えます。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

・ブルネイ石油公社及びサウジアラビア国営石油会社向けにプロジェクトファイナンス・ワークショップを開催しました。こうした取り組みは、日本企業と現地石油公社との合弁による資源開発事業を促進し、我が国民間金融機関にも新たなビジネスの機会をもたらすことが期待されます。

- ・上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・引き続き世界大での資源の獲得競争が激化し、需給の逼迫が懸念される中で、資源小国である我が国のエネルギー・鉱物資源の安定確保の重要性が一層高まっており、資源保有国との関係を強化しつつ、日本企業の資源権益の確保や引取りを金融面で支援し、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定確保に向けた取り組みをより一層拡大していくことが重要です。

課題 3-2

エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進

| | 70 10 0 7 WO 10 0 7 WO 11 D 11 | 11 1 | - W (4) | | P1 11 - 1 | | ** • • | |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|---------|----------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 取り組み例 | 指標 | 2002 2003 2004 (14 年度) (15 年度) | | | 2005 (17 年度) | 2006 (18 年度) | | 2007 (19 年度) |
| | | (| (| (10 112) | (1 /2/ | 計画 | 実績 | 計画 |
| アジア地域へのエネ ルギー・鉱物資源の 供給量確保支援 | (指標 1) アジア地域へのエネルギー・鉱物資源供給に繋がる事業に対する出融資保証承諾プロジェクト数 | | 新規 | | 5 | 13 | 8 | 17 |
| エネルギー・鉱物資 源の有効利用・生産 効率化に対する支援 | (指標 2) 省エネルギー事業等、エ ネルギー・鉱物資源の有 効利用・生産効率化に資 する事業に対する出融資 保証承諾プロジェクト数 | | 新規 | | 12 | 8 | 9 | 9 |
| 評(| 価 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 :良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

(一)(指標1)、(指標2)いずれも、2005 年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、計画値、実績値として計上。

🛾 1 . 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

アジア地域へのエネルギー・鉱物資源の供給量確保支援

・(指標 1)の実績は、計画を下回りました。これは、事業計画の中止による先方の要請取り下げや事業に関する許認可取得の遅延、相手国側の事情によるストラクチャーの見直し等によるものです。実績の具体例としては、インドネシアのタングーLNG 事業やベネズエラの原油・石油製品引取事業、鉄鉱石の積出港でもあるインドのビシャカパトナム港拡張事業が挙げられます。中国の急速な経済発展等に伴いエネルギー・資源の需給逼迫がアジア地域で生じている中、これら事業の産出資源はアジア諸国に販売される予定であり、アジア地域のエネルギー・鉱物資源の需給緩和に資すると考えられます。

エネルギー・鉱物資源の有効利用・生産効率化に対する支援

- ・(指標 2)の実績は、計画を達成しました。具体的には、以下のような省エネルギーや、再生可能エネルギー関連事業への金融支援を通じ、エネルギー・鉱物資源の消費節減の促進に寄与しました。
 - ブルガリアの風力発電事業、ウクライナの副生ガス発電事業、インドネシア・ケニアでの水力発電事業は、再生可能エネルギーを活用することで化石燃料の消費節減に資するものです。
 - ▶ 中国黒龍江省でのコージェネレーション事業は、石炭の効率的利用の促進により、中国国内ひいてはアジア域内資源の有効活用・需給緩和による日本のエネルギー安全保障にも貢献するものです。
 - ▶ 中国貴州省での環境整備事業は、メタンガス活用設備を導入することで、メタンガスを家庭内のエネルギーとして活用し、化石燃料等の消費節減に資するものです。

<事例紹介> 製鉄所余剰ガスを活用した発電事業(ウクライナ)

製鉄所のような大規模なプラント施設では、その製造過程で大量の余剰ガスが発生しますが、これを発電に活用することで、エネルギーの利用効率化を図ることができるのみならず、温室効果ガスの排出削減にもつながることから、地球温暖化対策の手段として近年注目を集めています。

本行は、ウクライナの大手鉄鋼会社であるドンバス鉄鋼連合の子会社(エコエネルギア社)に対し、同社が我が国企業から副生ガス利用発電設備を購入するために必要な資金を民間金融機関と共に融資しました。この発電設備の導入により、同社の製鉄所から排出される余剰ガスを有効利用して工場内の電力の一部を賄うことが可能となります。

我が国企業はこうした省エネ技術において国際的にも高い技術水準を有しており、本件も我が国の技術力がウクライナ側に高く評価された結果と言えます。本件を通じ、ウクライナの環境改善や、ドンバス鉄鋼連合のエネルギー利用効率化が期待されます。また、将来的には、京都メカニズムの活用により、当該発電事業を通じて創出される排出権クレジットの日本企業による獲得も有望視されています。

なお本融資においては、本行とドンバス鉄鋼連合との協議の結果、同鉄鋼連合からの保証を取り付け、これを梃子に融資を実現しました。本件は、本行がウクライナ企業の信用力に依拠して融資を行った初めてのケースです。

・ 指標の対象には含まれませんが、インドネシア政府、ブラジル石油公社との間でバイオマス事業への支援 に関する覚書を締結しました。これはバイオマス事業に関して、本行と相手国との間で情報共有を図るとと もに、本行の有する金融メニューで包括的な支援を行うことを目的としたものです。バイオ燃料がガソリン 等に替わる再生可能エネルギーとして注目を浴び、国際的に需給が逼迫する状況下、こうした取り組みは、 我が国にとってバイオ燃料の供給源を早期に確保するとともに、相手国におけるバイオマス事業の実施促 進や資源の有効利用にも資することが期待されます。

2. 追加的な取り組みに対する評価(年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 2006 年 11 月に東京で開催されたアジア輸銀フォーラム第 12 回年次会合(28 頁参照)においては、アジア域内のエネルギー安全保障に関する協力・連携について議論が行われました。本行からは、従来より取り組んでいる省エネルギーやエネルギー利用の効率化のみならず、バイオ燃料等の新エネルギー利用促進や CDM 案件の形成の重要性を強調、参加機関の賛同を得ました。年次会合の合意文書である「東京コンセンサス」においては、初めてアジア域内のエネルギー安全保障の基盤整備に向けアジア輸銀間で協議を継続していくことが合意されました。今後、同合意文書に基づき、各国輸銀間で経験や情報の共有、具体的案件の発掘・選定に向けた協力が促進されると期待されます。本件は、本行が従来培ってきたアジア諸国輸銀との協力関係を、域内エネルギー安全保障分野にも活用した新たな取り組みとして注目されます。
- ・ モンゴルの鉱物資源開発に関し、同国政府関係者や銀行・民間企業との間で意見交換を実施しました。モンゴルでは近年、石炭や銅をはじめとした鉱物資源の豊富な埋蔵が確認されており、本行も、日本・モンゴル両政府の合意に基づき 2006 年に設置された鉱物資源開発ワーキング・グループ等への参加を通じ、同国の鉱物資源の総合的開発に向けた議論を行っております。本行の業務概要等を含むより具体的な意見交換を通じ、ファイナンス面を中心とした知的協力を行うことで同国鉱物資源の開発を促進し、我が国を含むアジア地域への鉱物資源供給拡大にも繋がるものと期待されます。

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・アジア全体での地域エネルギー・セキュリティの構築や、省エネルギー・新エネルギー事業の推進は我が 国のエネルギー安全保障の観点からも重要です。経済成長に伴ってアジア各国でのエネルギー需給が逼 迫すると見込まれる中、我が国を含むアジア地域全体へのエネルギー安定供給に貢献する取り組みが求 められています。さらに、世界規模でのエネルギー・鉱物資源の獲得競争の激化が懸念される中で、今後 は、アジアを含む世界でのエネルギー・鉱物資源の需給逼迫緩和も見据えた取り組みが期待されます。

課題 3-3

我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進

| 取り組み例 | 指標 | 2002 (14 年度) | 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) | 2005 (17 年度) | 20 (18 [£] 計画 | | 2007 (19 年度) 計画 |
|---|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|---|-----------------------|
| 我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給拡大に繋がるインフラ整備事業等に対する支援 | (指標 1) エネルギー・鉱物資源 我が国への供給拡大 繋がる施設(道路、 道、港湾、パイプライン 船舶、備蓄基地等)の 備案件、及び資化に繋 国との関係強化に出融 る案件に対するよりと | に鉄、整給が資 | 新規 | | 14 | 9 | 7 | 10 |
| 評個 | 瓦結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。

: 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

()(指標1)については、2005 年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、計画値、実績値として計上。

🗜 1 . 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給拡大に繋がるインフラ整備事業に対する支援

- ・資源産出国における周辺インフラや輸送手段の整備支援に関する(指標1)の実績は、計画を下回りました。 これは、相手国側の手続き遅延や、融資検討に時間を要したことが主な要因です。実績の具体例は以下 のとおりであり、現地インフラ整備の面から、我が国へのエネルギー・資源供給拡大のボトルネック解消、 あるいは資源産出国と我が国との関係強化が図られました。
 - 我が国への主要石油供給国であるオマーンに対し、同国政府が整備を進めるソハール工業団地の 港湾拡張事業向けの融資を供与しました(100頁、事例紹介 参照)。
 - ブラジル国営石油公社に対する、石油精製施設増設向けの融資を供与したほか、同公社がパイプラ イン増設資金調達のために発行した債券に対して保証を供与しました(100 頁、事例紹介 参照)。
 - チリから日本に銅精鉱を輸入するための運搬船の建造・運営に必要な資金を融資し、我が国の銅資 源の長期安定確保に貢献しました。

<事例紹介>

資源国との関係強化及び我が国への資源安定供給に繋がるインフラ整備(オマーン)

オマーンは我が国への主要な石油供給国ですが、持続可能な経済発展に向けた産業構造多角化の一環として、エネルギー資源関連事業に加え、日本を含む海外からの投資の促進、投資誘致に必要なインフラの整備に注力しています。特にソハール港は、同国の産業多角化のモデルであるソハール工業団地の基盤となる重要なインフラであり、同国の国家計画においても優先事業と位置付けられています。

本行はソハール港拡張事業に必要な資金として、民間金融機関と共に 150 百万米ドルを限度とする事業開発等金融を供与し、民間金融機関融資部分に保証を供与しました。

同国は、ホルムズ海峡の外に位置しており、中東諸国の中でも地政学的優位性を持つとともに、 政情も安定していることから、本融資による同国との更なる関係強化を通じ、我が国の資源の安 定確保に資すると期待されます。また、ソハール工業団地では我が国企業による石油化学・石油 精製プラントの建設が進んでいるところ、本融資によるソハール港の整備が、我が国への石油製 品の安定した供給に貢献することも期待されます。

ブラジル石油公社の石油生産・精製能力増強計画に対する支援(ブラジル)

ブラジルの原油生産量は増加傾向にあり、同国は原油の自給達成という国家目標を2006年4月に達成しています。しかしながら、同国の石油公社がその大半を保有している国内の製油所では、設備の老朽化等により、国内産原油の多くを占める重質油の精製処理能力が依然として不足しています。そのため、製油所設備の近代化が喫緊の課題となっています。

本行は、我が国企業の出資する現地法人が石油公社にリースする石油精製等設備に必要な資金を、民間金融機関と共に融資しました。

またブラジル石油公社は、油田開発事業による石油生産量拡大を企業戦略の中核に据えています。本行は、同社の小会社が海底パイプライン建設資金の調達を目的として東京市場で発行した円建債券に保証を供与し、円滑な資金調達を支援しました。

このような取り組みは、ブラジル石油公社の石油生産・精製能力増強計画に貢献すると共に、我が国への資源の供給維持・拡大にも資するものです。さらには、我が国と資源大国であるブラジルとの関係強化に繋がることも期待されます。

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・エネルギー需給の逼迫が懸念される中、各国が資源国との関係強化を進めつつあり、我が国政府も、資源国との総合的な関係強化のために、インフラ整備、投資環境整備、技術協力等に取り組む方針を固めています。本行としても、我が国政府の外交・エネルギー政策を踏まえつつ、資源国との関係強化や資源開発のための環境整備に取り組んでいく必要があります。

事業分野

集約型輸出の支援だ回り資本・技術

課題 4-1 日本企業の輸出 競争力確保

課題 4-2 日本企業の輸出 機会創出

課題 4-3 我が国輸出産業 に配慮した公的輸 出信用制度改善

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005 年 3 月改定)および平成 18 年度年間事業 計画(2006 年 4 月策定)では、

- (1) 我が国プラント・造船事業は、有力欧米企業及び安価な労働力等を武器にしたアジア企業との熾烈な競争に晒されており、また、先進各国が官民一体のトップセールスや公的輸出信用機関の活用により自国企業の輸出支援を行う状況下、日本企業の輸出競争力確保のため、早い段階でのファイナンス条件提示による競合先とのイコールフッティング確保や、中東諸国といった政治的な不安定性を抱える地域への輸出案件増加等を踏まえた、ポリティカルリスク等の多様な海外リスクへの対応が求められている、
- (2) 他国企業との国際競争が一層激化する中、各社ともプロジェクトの初期段階からファイナンスも含めた提案型の案件形成が求められており、案件発掘・形成調査業務による入札機会の拡大支援や、開発途上国向けクレジットライン等による輸出促進に繋がる枠組み整備等、日本企業にとっての入札環境改善が求められており、他方、円借款においても開発途上国の経済社会開発を効果的に進めるため、日本企業が有する優れた技術・ノウハウの活用が求められている、
- (3) 日本企業の国際競争力確保や国際競争自体の公平性確保のためには、海外分野における民間金融機能の状況を十分に踏まえつつ、我が国輸出産業の意見にも配慮した形での、国際的な公的輸出信用の取り決め(OECD 輸出信用アレンジメント)の制度改善に積極的に関与することが必要、

等の認識のもと、我が国の資本・技術集約型輸出の支援に向けた 以下3つの課題を設定しています。

- 日本企業の輸出競争力確保 (課題 4-1)
- 日本企業の輸出機会創出 (課題 4-2)
- 我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善(課題 4-3)

事業環境

2006 年度の我が国のプラント・エンジニアリング成約実績(経済産

業省調べ)は、機種別では発電(31%)、エネルギー(21%)、交通

(15%)、地域別ではアジア(36%)、中東(26%)向けを中心に、総額 179 億ドルとなり、対前年度比で 3 割減となりましたが、件数は 1,076 件と対前年度比で 16%増加しました。原油高によるオイルマネーを背景に、2005年以降最大のシェアを占めている中東地域や、安定した経済成長を続けるアジア地域が我が国企業にとって主要な輸出先となっています。我が国企業の技術水準は国際市場で高〈評価されているものの、輸出市場では欧米企業の他、中国をはじめとするアジア企業との競合も熾烈化しています。また制度面での課題として、各国企業間の公正な競争環境を確保すべく、OECD 輸出信用アレンジメントが適用されない国々をいかに共通の枠組みに取り込むかという点が議論されています。

平成 18 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3 つの課題につきいずれも「」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

日本企業の輸出競争力確保 (課題 4-1)

評価

我が国企業は、主要な輸出市場であるアジア、中東地域に加え、ロシア、中東欧、中南米等の新興市場向け輸出ビジネスを積極的に展開し、こうした企業に本行が支援の意図を表明した件数は計画を大幅に上回りました。借入人の資金調達手段変更や我が国企業の失注等の影響もあり、海外リスクを取って与信を実現した輸出案件への融資承諾件数は計画を下回ったものの、インドネシアやウクライナにおける地場民間企業の信用力に依拠した初の融資案件や、メキシコ固有の契約形態に対応した発電事業向け融資案件など、我が国企業の世界的な輸出ビジネス展開に応じて、多様なリスク対応策を活用しました。引き続き、リスク対応能力や海外ネットワーク等を活用し、我が国企業の輸出競争力確保に向けて取り組むことが必要です。

日本企業の輸出機会創出 (課題 4-2)

評価

ブルガリアの風力発電事業では、本行の案件形成・形成調査が我が国企業の発電機器輸出契約の受注に結びつきました。開発途上国向けの輸出クレジットライン等の実績は、相手国側の手続き遅延や政策変更により計画を下回りましたが、アフリカの地域開発金融機関や電力公社をはじめ、ブルガリア、インド、ロシアの現地金融機関向けに輸出クレジットライン(融資枠)を設置したほか、オーストリアの民間金融機関と中東欧地域向けバンクローン設定に向けた覚書を調印する等、新興市場国を中心に日本企業の輸出促進に繋がる枠組み整備を進めました。本邦技術活用条件を適用した円借款の件数は計画をほぼ達成し、ベトナム、インドネシア、フィリピン等で我が国の技術・ノウハウを活用した事業を支援しました。今後も本行の有する制度を活用しつつ、我が国企業の輸出機会創出に努めることが重要です。

我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善 (課題 4-3)

評価

OECD の各種部会、専門家会合等での提言を通じ、環境コモンアプローチの見直し、輸出信用対象国への適切な格付け見直し等を実現し、輸出者間の公正な競争環境確保に貢献しました。また、

2006 年 11 月に開催されたアジア輸銀フォーラム第 12 回年次会合では、アジア各国の輸出信用機関 (ECA)による連携促進を目指す合意文書に調印したほか、「汎アジア輸銀債」構想の実現に向けて検討を 進めていくことで合意しました。さらに、韓国輸出入銀行、中国輸出信用保険公司との間で情報交換や知 的協力を目的とする覚書に調印し、日本企業と韓国・中国企業との共同プロジェクトを促進する枠組みを 整備しました。今後も、OECD 非加盟国を含む他国 ECA との関係強化を図り、国際市場の動向に機動的に 対応しつつ、我が国輸出産業に配慮した環境を整備していくことが必要です。

課題 4-1

日本企業の輸出競争力確保

| 取り組み例 | 指標 | | | 2005 (17 年度) | 2006 (18 年度) | | 2007 (19 年度) |
|------------------------------------|--|---|----|-----------------|-----------------|----|-----------------|
| | | 2002 2003 2004 2005 (14 年度) (15 年度) (16 年度) (17 年度) (18 年度) | 実績 | 計画 | | | |
| 他国企業との競合 案件における日本 企業の支援強化 | (指標 1) 本行が入札段階を含め事前 に日本企業に対する支援の 意向を表明した案件数 | 新丸 | ļ. | 80 | 61 | 87 | 49 |
| 多様なリスク対応策 による円滑なファイ ナンス組成の推進 | (指標 2) 海外リスクをとって与信を 実現した輸出プロジェクト に対する出融資保証承諾 案件数 | 新規 | | 30 | 47 | 36 | 34 |
| 評 | 価 結 果 | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。

:良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

他国企業との競合案件における日本企業の支援強化

・ (指標 1)の実績は計画を大きく上回りました。近年の我が国企業の輸出ビジネスの動向を反映し、アジア、中東向けの発電プラント、交通インフラ等輸出案件が実績の大半を占めています。その他にも、ロシア、中東欧、中南米向けのプラント、通信機器等の輸出案件に対して支援意向を表明し、我が国企業の競合先との対等な競争条件確保や、新興市場開拓のニーズに適切に対応しました。本行が支援意向を表明した案件のうち、ベトナム向けの発電プラント輸出案件等、複数の案件において我が国企業の受注が実現しました。

多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進

- ・ (指標 2)の実績は、計画を下回りました。これは主として、借入人の資金調達手段変更に伴う要請取り下げ、我が国企業の失注等によるものです。実績の例は以下のとおりであり、開発途上国のカントリーリスクテイクによる融資、輸出先特有の契約スキームに対応した融資、地場企業・金融機関の信用力に依拠した融資等、新たな与信先開拓も含めたファイナンス組成を積極的に行い、新興市場国も含めた我が国企業の輸出ビジネス展開を金融面から多角的に支援しました。
 - > 本行は 2005 年 11 月、ベトナム電力公社向けに、同社グループ企業が我が国企業から発電プラントを購入する資金を融資しました。その後、ベトナム政府は逼迫する国内電力需給に対応すべく発電所の増設を決定、電力公社は我が国企業に発電プラントを発注するとともに、本行に対しても再び融資を要請し、2007 年 3 月に融資契約調印に至りました。
 - ▶ メキシコにおいて、OPF というメキシコ固有の契約形態に基づ〈大型発電所建設の所要資金を、民間金融機関と共に現地法人へ融資しました(105 頁、事例紹介参照)。

<事例紹介> メキシコ大型発電事業向けバイヤーズ・クレジット(メキシコ)

2005 年 4 月に日墨経済連携協定(通称:日墨 EPA)が発効して以降、メキシコにおける我が国企業のビジネス展開の活性化が期待されています。こうした中、本行は、我が国企業が出資するメキシコ法人カルボエレクトリカ・ディアマンテ(Carboelectrica Diamante, S.A. de C.V.(CDSA))向けに、民間金融機関との協調融資にて、火力発電所建設事業を対象とするバイヤーズ・クレジットを供与しました。

本融資は、我が国企業がCDSAを通じてメキシコ連邦電力委員会(Comision Federal de Electricidad (CFE))から受注した、石炭焚き火力発電所を建設する際に必要な日本からの機器及び役務の購入資金として利用されます。本事業は、OPF(注)と呼ばれるメキシコ固有の契約形態で我が国企業が同国から受注した初の大型インフラ事業です。OPFでは、通常の工事進捗に応じた契約代金の分割支払が行われず、工事完工後に一括して代金が支払われるため、本融資は工事完了時点までのCFEの本事業に対する代金支払いのリスクを取るものです。

(注) Obra Publica Financiada: 民間事業者が発電プラント等の資金調達及び建設を行い、完工時に一括で政府機関(CFE等) より契約代金を回収するメキシコ固有の契約形態。

- ▶ 地場の事業会社の信用力に依拠した融資を幅広〈展開しました。主な事例は以下の通りです。
 - → インドネシアの石炭採掘会社が我が国企業から鉱山機器を購入するための資金を融資しました。これは、本行がインドネシアの民間企業の信用力に依拠する初めての融資案件です(事例紹介参照)。
 - ◆ 本行としてウクライナ企業の信用力に依拠する初の案件として、同国鉄鋼製造業者が我が国企業から副生ガス発電設備を購入する資金を融資しました(97頁、事例紹介参照)。

<事例紹介> インドネシア石炭採掘会社向けバイヤーズ·クレジット(インドネシア)

インドネシアでは好調な経済成長を背景に電力需要が増加しており、電力需給の逼迫への対応が 重要な課題となっています。このため同国では、石油代替燃料の有効活用を図るべく、石炭焚き発 電所の建設促進に力を入れており、今後、石炭需要の増大が見込まれています

本行は、同国の石炭採掘会社であるパマペルサダ ヌサンタラ社が我が国企業から石炭採掘用の鉱山機器を購入する資金を、民間金融機関との協調融資にて供与しました。これは、本行がインドネシア民間企業の信用力に依拠する初の融資案件です。

本件は我が国企業の国際ビジネス展開を支援するのみならず、インドネシア国内並びにアジア域内の資源の有効活用・需給緩和、ひいては日本のエネルギー安全保障へ貢献するものと期待されます。

▶ 地場金融機関等の信用力に依拠した形での輸出バンクローンを、ウクライナ輸出入銀行に供与しました(106 頁、事例紹介参照)。

<事例紹介 > バンクローンを通じた我が国企業によるウクライナ向け輸出支援(ウクライナ)

ウクライナは、1991年の旧ソ連からの独立以降、経済が低迷していましたが、鉄鋼業を中心とした輸出拡大等により経済成長が著しく、我が国企業は今後の有望な輸出先の一つとして注目しています。

本行は2006年9月に、ウクライナ輸出入銀行に対し、ウクライナ中小企業が我が国企業から自動包装機器を購入するための資金として、約1億4千万円を限度とする融資(バンクローン)を供与しました。本融資は、本行のウクライナ向けの融資としては初めて同国政府からの信用保証を求めずに、借入人であるウクライナ輸出入銀行の信用力に依拠して融資を行ったものです。

ロシアをはじめとする旧ソ連諸国は、新興市場国として我が国企業からも注目を集めていますが、 民間企業にとっては対応が困難なリスクも存在するため、本行による金融面の支援に強い期待が 寄せられています。本融資は、本行が地場金融機関リスクをテイクすることで、我が国企業の輸出 ビジネスを促進するものとして関係者から評価されています。

2.課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・我が国のプラント輸出の成約実績は回復傾向にあるものの、他国との競争条件のイコール・フッティング (公平性)を確保すべく、本行のリスク対応能力、海外ネットワーク等を活用して、新規与信先開拓や積極 的なリスクテイクも含め、引き続き我が国企業の輸出競争力確保に向けた取り組みが必要です。

課題 4-2

日本企業の輸出機会創出

| 取り組み例 | 指 標 | 2002 (14 年度) | 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) | 2005 (17 年度) | (18 f | 06 丰度) | 2007 (19 年度) |
|--|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------|-----------------|
| | | , | , | ` ′ | (1 12) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 案件発掘・形成調査業 務の活用による日本企 業の入札機会の拡大支 援 | (指標 1) Eニタリング指標 案件発掘・形成調査業務実施案件で、プロジェクト実施主体が機器等の調達段階に入ったもののうち、日本企業が受注したか、または入札機会を得た案件の割合 | 100% | 100% | 100% | 100% | | 100% | |
| 開発途上国政府・機関 等との日本企業の輸出 促進に繋がる枠組み整 備 | (指標 2) 開発途上国向け輸出クレジットラインの設置件数、及びフレームワーク・アグリーメントの締結件数 | | 新規 | | 9 | 13 | 10 | 7 |
| 本 邦 技 術 活 用 条 件 (STEP)の円借款案件 における日本企業の 有する技術の活用 | (指標3) 本邦技術活用条件(STEP) を適用した円借款の承諾プロジェクト数 | | 新規 | | 4 | 7 | 6 | 9 |
| 評 | 価 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 : 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

()(指標3)については、2005 年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、計画値、実績値として計上。

🛾 1 . 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大支援

- ・ (指標1)について、2006年度に調達段階に入った案件は1件(ブルガリアの風力発電事業)のみでしたが、 我が国企業の受注に結び付きました。
 - ▶ ブルガリアのカリアクラ風力発電事業(128 頁、事例紹介参照)では、本行が案件発掘・形成調査業務の一環として、我が国企業と共に事業の可能性につき調査を行いました(2005 年度)。調査にて提言された設計仕様、スケジュール、ファイナンス等が優れたものと評価され、調査を実施した我が国企業が発電機器の輸出契約を受注しました。なお、我が国企業の受注を受け、本行は当該事業に必要な資金を現地事業会社へ融資しました(2007 年 3 月)。

開発途上国政府・機関等との日本企業の輸出促進に繋がる枠組み整備

(指標 2)の実績は計画を下回りました。これは、相手国側の手続き遅延、政策変更に伴う検討取り下げによるものです。特筆すべき実績としては、我が国企業のアフリカ向け輸出を支援するため、アフリカの地域開発金融機関及び電力公社向けにクレジットラインを設定したことが挙げられます(108頁、事例紹介参照)。その他、ブルガリアの政府系金融機関、インドの国営商業銀行向けにクレジットラインを設定したほか、従来の取引関係を梃子として、トルコの民間事業会社やロシア国営銀行にもクレジットラインを設定しました。

輸出クレジットラインの設定により、ファイナンス条件を予め固定できることから、我が国輸出企業が初期段階から競争力ある案件提案を行うことが可能となり、輸出競争力を強化することが期待されます。

- ブルガリアの現地企業が我が国企業から機械設備等を輸入するためのクレジットラインを、同国政府系金融機関に設定しました。本件は、本行による初の同国向けクレジットライン設定であり、EUを主な市場とする現地企業のニーズに合わせ、ユーロ建てにて設定しています。
- インド最大の国営商業銀行向けに、同国及びスリランカの地場企業が我が国企業から機械・設備等を輸入するための資金として、クレジットラインを設定しました。本融資は円・米ドル両建てで、輸入者である地場企業にとって利便性が高いものとなっています。
- トルコの民間事業会社向けに、我が国企業から産業機械を購入するための資金としてクレジットラインを設定しました。本行は 2005 年 9 月にも同社向けにクレジットラインを設定しましたが、我が国からの輸入により融資枠は順調に利用され、同社から追加的な融資枠の要請があり、後続のクレジットライン設定が実現しました。
- □シア連邦政府の対外借入窓口であるソ連邦対外経済活動銀行(通称:VEB)に、電力案件、製造業案件、インフラ案件において日本から設備等を輸入するための資金としてクレジットラインを設定しました。本行は2006年6月に、ロシア企業が日本から冷蔵庫関連機器を購入する資金として、VEBにバンクローンを供与していますが、本融資はこれに続き、VEBへの資金面の支援を通じて、我が国企業のロシア向け輸出促進を金融面から支援するものです。

<事例紹介> 東・南アフリカ貿易開発銀行、南アフリカ電力公社向けクレジットライン

2005 年のグレンイーグルズ・サミットにおいて、G8が一層力強〈アフリカ諸国を支援していくことで意見が一致し、我が国政府も「対アフリカ支援イニシアティブ」において、貿易・投資を通じた民間部門の育成が経済発展の鍵であると提唱しています。

本行は、アフリカ諸国の投資環境改善のための提言書(通称: Blue Book)をケニア、ウガンダ、タンザニア、ガーナへ提供する等、アフリカにおける民間セクターのビジネス支援に取り組んできましたが、アフリカの地域開発金融機関である東・南アフリカ貿易開発銀行及び南アフリカ電力公社に相次いでクレジットラインを設定しました(2007 年 2 月)。いずれも日本からの機器設備等輸入のための資金として利用されるものです。アフリカ諸国では高い経済成長に合わせて貿易量も増加しており、我が国企業による輸出・投資の拡大も期待されています。こうした環境の下、本融資はアフリカ諸国における経済発展並びに我が国企業のビジネス機会獲得を支援するものです。

なお、本行は 2006 年 10 月に東・南アフリカ貿易開発銀行と、2006 年 12 月に南アフリカ政府と、それぞれ協力関係構築に向けた協定を締結し、具体的な金融支援について検討を重ねてきました。本件のクレジットライン設定はこうした取り組みの具体的な成果といえます。

・(指標 2)には含まれませんが、オーストリアのウィーンを本拠地とする民間金融機関であるライファイゼン・インターナショナル・バンク・ホールディング(略称:RI)との間で、中東欧地域におけるバンクローン設定に向けた覚書に調印しました。RIは中東欧地域に幅広いネットワークを有しており、同社の小会社を通じたバンクローンによって、日本からこれらの市場経済移行国へ向けた機械設備等の輸出拡大を図るものです。

本邦技術活用条件(STEP)の円借款案件における日本企業の有する技術の活用

・ (指標 3)の実績は、計画をほぼ達成しました。「本邦技術活用条件(STEP)」は、日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国へ技術移転することにより「顔の見える援助」を促進するとともに、我が国企業の受注機会の拡大に寄与するものですが、2006 年度は、ベトナムにおける都市鉄道建設事業(事例紹介参照)、インドネシアにおける国土空間データ基盤整備事業、フィリピンにおける河川改修事業等で STEP 円借款が供与されました。

<事例紹介> ホーチミン市都市鉄道建設事業(ベトナム)

ホーチミンはベトナム南部経済圏の中心として重要な役割を担っていますが、投資拡大による経済成長に加えて、人口増加とオートバイの普及により道路交通量が急激に増えており、渋滞の発生、交通安全の低下、大気汚染等の問題が生じています。

このような問題を解決するためには、既存の公共交通(バス、既存鉄道)の輸送能力及び道路網の大幅な拡充は困難であるため、新たな大量都市交通システムの整備が必要とされています。本行は、ホーチミン市の総延長19.7kmの都市鉄道(地下鉄及び高架鉄道)建設事業にSTEPの円借款を供与し、増加する交通需要に対応すると共に、地域経済の発展及び都市環境の改善を支援しました。

我が国の鉄道技術は、時間の正確性、大量輸送能力、高い安全性、省エネルギー等の強みを持ち、世界的にも極めて高い技術水準を誇っています。本事業はベトナムでは初めての本格的な都市鉄道建設事業ですが、こうした我が国の鉄道技術が活用されることにより、効率的な都市交通システムの実現が期待されます。

・指標には含まれませんが、2006 年度には日本政府とともに STEP の調達規定を見直し、我が国からの調達対象分野を拡大することで、STEP 円借款の利便性を向上させました。

■2.課題への取り組み状況の評価結果

- 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ロシア・中東欧やアフリカ等の新興市場に対する注目が高まり、我が国企業の輸出機会拡大の潜在的チャンスが高まっているところ、本行が有する海外とのネットワーク、案件発掘・形成調査、輸出クレジットライン、STEP 等を活用し、我が国企業の輸出機会の創出に引き続き努めることが重要です。

課題 4-3

我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善

| 取り組み例 | 指標 | 2002 (14 年度) | 2002 2003 (14 年度) (15 年度) (| | 2005 (17 年度) | 2006 (18 年度) | | 2007 (19 年度) |
|--|--|-----------------|-----------------------------|----------|-----------------|-----------------|----|-----------------|
| | | (** 1 ,2) | (** ,2, | (13 112) | (** ',~, | 計画 | 実績 | 計画 |
| 公的輸出信用制度の見直し にあたっての、我が国輸出 産業に配慮した改善の実現 | (指標 1) モニタリング指標 OECD 輸出信用アレンジメント等、公的輸出信用制度 の改善件数 | | 新規 | | 10 | | 17 | |
| 他国輸出信用機関(ECA) との協力関係強化 | | | | | | | | |
| 評価 | 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。

:良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

公的輸出信用制度の見直しにあたっての、我が国輸出産業に配慮した改善の実現

- ・国際的な公的輸出信用の取り決めとして OECD で合意している「公的輸出信用アレンジメント」につき、本行は、OECD の各種部会・専門家会合等に出席し、我が国企業を含む輸出者間の公正な国際競争が確保された枠組みとなるよう、各種提言を行いました。こうした取り組みを示す(指標 1)の具体例は、以下のとおりです。
 - ▶ 輸出信用供与時に必要な環境社会配慮の共通ルールである「環境コモンアプローチ」の見直し(注 1): 1 件
 - (注 1) 社会配慮項目の定義の明確化、 プロジェクトファイナンス案件に適用される基準の見直し。なお、OECD部会での検討は 2006 年度を通じて行われ、2007 年 6 月に合意された。
 - ▶ カントリーリスク専門家会合(CRE 会合)における、我が国輸出産業にも配慮した輸出信用対象国の格付け見直し(注2): 16件
 - (注2)本行は、公的輸出信用にかかるカントリーリスク格付け(最低リスクプレミアム算出への活用が目的)を行う、CRE 会合に参加しています。2006 年度には約 150 カ国が格付け対象となりましたが、そのうち我が国企業の輸出が見込まれ、かつ、既存の格付けがマクロ経済等の実体を適切に反映していないと考えられる国については、他国輸出信用機関(ECA)とも意見交換・連携しつつ会合で積極的に修正提案を行なったところ 16 カ国について対象国に見合った適切な格付けとなりました。

他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化

アジア域内 ECA との協力関係強化の取り組みとして、以下のような実績が挙げられます。

- 本行が主催したアジア輸銀フォーラム第12回年次会合(2006年11月)において、アジア各国の輸銀8機関との間で、メンバー間の連携促進を内容とする合意文書(東京コンセンサス)を調印し、エネルギー安全保障の基盤整備、中小企業・裾野産業支援、第三国との貿易・投資促進における連携、人材育成における協力、等の重点分野において、具体的連携の実現に向けて議論を継続していくことで合意しました。さらに、初の資金調達面での協調として本行が提案した「汎アジア輸銀債」構想(注3)についても、参加輸銀間で実現に向け検討していくことが合意されました。
 - (注 3)アジア各国の輸銀が発行する債券を束ね、これらを担保とする債券(債券担保証券、CBO: Collateralized Bond Obligations)を発行する構想。
- ▶ 韓国輸出入銀行との間で、今後の協調融資候補案件に関する情報交換や環境社会配慮における協力などを目的とする覚書を締結しました。本覚書に基づく両行の連携、情報交換により、日韓両国企業の相互補完と協調による、新しいビジネスモデルの構築を図るものです。
- → 中国輸出信用保険公司(略称: SINOSURE)との間で、日中企業の共同プロジェクトに関する情報交換 や環境社会配慮についての本行から SINOSURE に対するノウハウの提供などを目的とする覚書を締 結しました。近年、第三国において日中企業が共同でプラント受注を行う機会が増加傾向にありますが、 本覚書は、日中両国企業の共同プロジェクトを促進し、我が国企業の国際ビジネスにおける競争力確 保を支援するものです。

■ 2.課題への取り組み状況の評価結果

- 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・我が国企業による新興市場国向けの輸出機会が拡大する中、OECD 非加盟の輸出信用機関との協力関係を一層強化し、公正な競争環境下での我が国輸出産業に対する支援を引き続き行っていくことが重要です。

事業分野

国際的事業展開の支援

課題 5-1 開発途上国における日本企業の 円滑かつ国際調 和的な事業展開 支援

課題 5-2 開発途上国にお ける日本企業の 事業運営に必要 な基盤整備支援

> 課題 5-3 開発途上国における日本企業の 事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005 年 3 月改定)および平成 18 年度年間事業 計画(2006 年 4 月策定)では、

(1)近年のEPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)の動きも踏まえ、日本企業がグローバルな最適生産・分業体制の構築や成長市場等でのマーケット維持・拡大に向けた取り組みを強化し始めており、多様化・複雑化する日本企業のニーズへの対応や海外分野における民間金融機能の状況を十分踏まえた海外リスクのコントロール・引受け、日本企業の国際市場拡大への対応、並びに開発途上国経済への貢献や環境改善効果も企図した国際社会と調和ある海外事業への適切な支援が必要、

(2)昨今のエネルギー・原材料の需給逼迫・価格高騰、開発途上国の経済・社会インフラ整備不足の顕在化は海外投資事業のリスクの高さを露呈しており、また、未発達な現地裾野産業・金融資本市場、外国投資に関する法制未整備・政策変更等のポリティカルリスクは、大きな懸念材料であるところ、本行の海外プロジェクト等に対する豊富な情報・実績、政府・国際機関等とのネットワーク、開発途上国政府等への交渉力等を活かし、我が国政府の政策も踏まえながら、開発途上国における日本企業の事業展開をハード(インフラ整備・裾野産業育成)・ソフト(投資・事業環境整備)の両面から総合的かつ効果的に支援することが必要、

との認識のもと、我が国産業の国際的事業展開の支援に向けた以下3つの課題を設定しています。

- 開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和 的な事業展開支援 (課題 5-1)
- 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な 基盤整備支援 (課題 5-2)
- 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な 諸制度の整備・改善支援 (課題 5-3)

事業環境

我が国政府は各国との経済連携協定を推進し、フィリピン(2006年9月)、チリ(2007年3月)、タイ(2007年4月)との間で協定に署名したほか、ベトナムやインド、インドネシアとも交渉を行っています。

我が国経済は長期にわたる停滞を脱し、一方、海外では成長著しい新興国を中心に、我が国からの投資、貿易に対するニーズが高まっています。こうした状況下、最適な分業体制の構築や成長市場の獲得等を目指し、我が国企業は海外での事業展開の拡大を図りました。我が国からの海外直接投資は依然としてアジア地域が多くの比率を占めていますが、国別の動向を見ると、中国向けの投資熱が落ち着きつつある一方、価格競争力やリスク分散の観点から、ベトナム、インド等の新興国へのシフトが見られます。2006年11月に本行が実施した海外投資アンケートによれば、我が国企業の新たな事業展開先として、ロシア、ブラジル、中東欧諸国等が注目されています。中東諸国は豊富なオイルマネーを資金源にインフラ整備やプラント増強を進めていますが、2006年度は、発電、淡水化、石油化学等事業への我が国企業の参画が進んだ年でもありました。

平成 18 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3 つの課題のうち、2 つが「」、1 つが「」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援 (課題 5-1)

評価

海外リスクをとって日本企業の行う事業を支援した与信実績は、融資交渉の長期化や我が国企業の検討中止等により計画を下回りましたが、バーレーンの発電・淡水化事業やブルガリアの風力発電事業、ヨルダンの火力発電事業等、中東や中東欧地域も含めて、日本企業の海外事業展開を積極的に支援しました。これらの事業には、外貨獲得・節約効果や技術・経営ノウハウの移転等の開発途上国への経済協力的意義が認められる案件も数多〈含まれています。地球環境問題への関心が一層高まっている中、環境配慮・改善への取り組みの必要性も同様に高まっており、環境対策分野で高い技術を誇る日本企業が行う事業支援を推進することも重要です。環境配慮・改善に取り組んだ実績は、事業計画の検討に時間を要したため計画を下回りましたが、開発途上国との間で CDM 事業発掘に向けた協定・覚書を多数締結し、環境ビジネス支援室も設置し、事業支援の実現に向けた体制整備を進めました。日本企業のニーズを適時・的確に把握し、迅速に支援を実現することで、日本企業のグローバルな事業展開や国際競争力強化を一層支援していくことが必要です。

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援 (課題 5-2)

評価

我が国企業が海外での事業運営を円滑に行うには、現地でのインフラの整備が不可欠です。我が国企業の海外事業展開のニーズに呼応した経済・社会インフラ整備の支援については、相手国内部の事情による検討留保や先方からの要請取り下げ等により計画を下回りましたが、ベトナム北部工業地域の総合インフラ整備やメキシコの通信網拡充事業等、日本企業の進出が著しい国々におけるインフラ整備事業を支援しました。また、裾野産業育成や地場取引安定化支援の実績は、本行及び相手国双方の検討・手続きに時間を要したため計画を下回りましたが、タイやマレーシアにおいて、日本企業と取引のある地場中小企業向けの資金を、地場金融機関を通じて供与しました。我が国企業の国際的事業展開が益々拡大する中、インフラ整備や裾野産業育成等を通じた現地日本企業の事業運営に対する一層の支援強化が必要です。

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援 (課題 5-3)

評価

開発途上国における投資・事業環境の整備を目指して、現地日系企業と相手国政府を交えた政策対話を積極的に推進し、本行が実施した「海外投資アンケート調査」や、ベトナムの投資環境改善に官民一体となって取り組んだ「日越共同イニシアティブ」等により、日系企業の要望を相手国政府に伝えると同時に、課題達成に向けた方策を協議しました。また、本行と国連貿易開発会議(UNCTAD)が共同で開発途上国の投資環境整備に係る政策提言を行う Blue Book も、2006 年度はガーナ、ザンビアにて調査を実施、両国政府に提言書を手交しました。今後も、本行の有するノウハウやネットワークを活用し、開発途上国の投資環境整備や個別案件の円滑な進捗を図り、日本企業の事業展開を支援することが重要です。

課題 5-1

開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援

| 取り組み例 | 指標 | 2002 | 2003 | 2004 (16 年度) | 2005 | | 06 丰度) | 2007 (19 年度) |
|--|---|----------|----------|-----------------|------|-----|-----------|-----------------|
| | | (17 +12) | (10 +12) | (10 +12) | | 計画 | 実績 | 計画 |
| 多様なリスク対応 策による円滑なファイナンス組成の 推進 | (指標 1) 海外リスクをとって与信を実現した日本企業の行う事業 に対する出融資保証承諾 案件数 | | 新規 | | 59 | 88 | 48 | 69 |
| 日本企業の国際 市場拡大への取り 組み支援 | (指標 2) モニタリング指標 アジアの新興国及びアジア 地域以外の国における日本 企業の行う事業に対する出 融資保証承諾案件数 | | 新規 | | 17 | | 14 | |
| 開発途上国におけ る日本企業の調和 的な事業展開支援 | (指標3) 日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾プロジェクトのうち、経済協力的意義の高い案件の割合 | | 新規 | | 99% | 95% | 97% | 95% |
| 開発途上国におい て事業を行う日本 企業による環境配 慮・改善に対する 支援強化 | (指標 4) 日本企業の行う事業に対す る出融資保証承諾案件のう ち、環境配慮・改善に特に 先進的な取り組みを行った 企業数 | | 新規 | | 5 | 8 | 2 | 5 |
| 評 | 価 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 :良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

()(指標3)については、2005 年度は案件数の割合を、2006年度はプロジェクト数の割合を、計画値、実績値として計上。 (指標4)については、2005年度は案件数を、2006年度は企業数を、計画値、実績値として計上。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進

- ・(指標 1)の実績は計画を下回りました。これは、融資交渉の長期化、我が国企業の検討中止に伴う要請取り下げ、相手国や事業実施者の計画検討の遅れ等が主な要因です。我が国企業がグローバルな事業展開を進め、新興国への事業展開も拡大する中、本行には開発途上国特有のリスクに対応した支援が期待されており、事業実施国や案件固有のリスクを踏まえ、以下のような案件に取り組みました。
 - ▶ バーレーンの発電・淡水化事業(116 頁、事例紹介参照)、ブルガリアの風力発電事業(128 頁、事例紹介参照)、ヨルダンの火力発電事業に対し、プロジェクトファイナンス(注 1)を供与しました。いずれも、本行としては当該国向け初のプロジェクトファイナンスです。プロジェクトファイナンスは、融資返済の原資を事業から生じるキャッシュフローに依拠するため、様々なリスクを分析の上、これに対応した枠組みを構築する必要があります。上記の事業においては、本行が相手国政府当局との交渉を通じて、

買電料金の円滑な支払いやレンダーへの外貨送金手段の確保に関する政府からの関与を確保し、 融資実現に大き〈貢献しました。

(注1) プロジェクトファイナンス: 主にプロジェクトのキャッシュフローを担保とする融資スキーム

<事例紹介> 発電・淡水化事業へのプロジェクトファイナンス供与(バーレーン)

中東諸国にとって、電力と水は経済成長にとって不可欠なインフラであり、増大するニーズへの 対応は重要な政策課題となっています。各国政府は、インフラの整備・運営を効率化すべく、海 外民間企業の優れた技術・ノウハウを積極的に導入しており、我が国企業も中東諸国の電力・ 水市場を有望な投資先として重視し、ビジネス展開を強化しています。

本行は、我が国企業と欧州の発電・エネルギー事業会社が出資するバーレーンの法人(ヒッドパワー社)に対して、同法人が実施する発電・淡水化事業に必要な資金を、プロジェクトファイナンス・ベースにて融資しました。本事業は、ヒッドパワー社が、バーレーンの水電力省より既存の発電・淡水化プラントを取得するとともに、新たに淡水化プラントを新設して売電・水を行うものです。バーレーンの電力・水道セクターでは最大の民営化事業でもある本件は国際金融界においても注目を集め、本件は、「プロジェクトファイナンス」 誌から 2006 年の「ディール・オブ・ザ・イヤー」(中東地域電力事業部門)を受賞しました。

本融資によって、我が国企業による中東向け事業展開を支援するとともに、バーレーンの経済発展及び我が国と同国との関係強化に資するものです。

- ▶ 我が国民間金融機関からフィリピンの日系自動車関連企業へのシンジケート・ローンに対して保証を供与しました。フィリピンは、本行が毎年実施している「海外投資アンケート」において、インフラの整備や法制度の運用面が課題として指摘されておりますが、本保証を通じてカントリーリスクを抑制することにより民間金融機関の融資を実現、現地日系企業の資金需要及び資金調達手段多様化のニーズに応えました。
- ・指標に含まれない取り組みとして、以下のような事例が挙げられます。
 - ▶ 日本政府が ASEAN+3(日中韓)の枠組みで推進するアジア債券市場イニシアティブ(ABMI)に関連して、我が国企業がインドネシアで展開する自動二輪車販売金融事業向けの現地通貨建て社債の発行に対して保証を供与しました(56 頁、事例紹介参考)。
 - ▶ 2006 年 9 月、インドネシア政府との間で IPP 事業促進を目的とした包括覚書を締結しました。この覚書は、インドネシア政府が法律に定められた財政的支援を電力公社に行うことや、本行が支援する発電事業において同国政府と本行との間で協議を行うことを定めています。電力需給が逼迫した状況にあるインドネシアでは発電能力増強が急務となっていますが、電力公社の赤字体質がネックとなり、民間資金を活用した発電事業形成が遅れていました。本覚書を通じた事業環境整備により、同国における我が国企業の発電事業展開および安定的な電力供給確保を図るものです。
 - インド政府との間で、本邦企業によるインド向け直接投資を促進するための業務協力協定を締結し (2006 年 12 月)、投資環境や投資動向に関する情報共有、投資セミナーの定期的開催、直接投資に 伴う問題解決に向けた対話フォーラムの開催等につき合意しました。

日本企業の国際市場拡大への取り組み支援

・(指標 2)の実績は昨年の水準をやや下回りました。実績の具体例としては、ロシアの自動車販売・整備事業、トルコやポーランドにおける自動車用部品の製造・販売事業、チェコの金属プレス部品の製造・販売事業等が挙げられます。アジア新興国(カンボジア、ラオス、ミャンマー)向け投融資の実績はありませんでしたが、指標外の取り組みとして、外部団体が主催するセミナーでこれら諸国の投資環境について講演を行ったほか、投資を検討している我が国企業の相談に応じる等、本行の有する知見を我が国企業向けに活用しました。

開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援

・(指標 3)の実績は計画を達成しました。我が国企業が海外で円滑に事業展開を行っていく上で、外貨節約・獲得効果や技術・経営ノウハウ移転等、受入国の経済への貢献も考慮した調和的な関係を築くことが必要です。具体例としては、サウジアラビアの石油化学事業(事例紹介参照)、ヨルダンの発電事業、バーレーンの発電・淡水化事業(116 頁、事例紹介参照)、インドネシア、フィリピン、インド等における自動車部品製造・販売事業、ベトナムの医療器具製造・販売事業等への支援があります。

<事例紹介> 石油化学プラント増設事業への支援(サウジアラビア)

本行は、我が国企業とサウジアラビアの政府系化学企業が出資するサウジアラビア法人に対し、同法人が行う世界最大級の合成繊維原料製造事業のプラント増設資金として、民間金融機関並びにサウジアラビア政府系金融機関と協調して融資を供与しました。

日本にとって、サウジアラビアは主要な原油輸入国ですが、同国は石油化学産業の強化を中心とする産業多角化とそれに伴う雇用創出・外貨獲得を国策として推進しており、本事業は、その立上げ以来 20 年以上に亘り同国石油化学産業の発展に貢献し、日サ経済協力の象徴的な事業となっています。本行は1998年度にも同事業のプラント増設資金として融資を供与していますが、引続き同事業の拡大とサウジアラビアの産業多角化政策を支援するものです。

また本件は、日本の石油化学産業にとっても、原料立地によってコストを削減して収益性を高めることで、国際競争力を確保することが期待されます。

開発途上国において事業を行う日本企業による環境配慮・改善に対する支援強化

- ・(指標4)の実績は計画を下回りましたが、この要因は、主として事業計画の検討に時間を要したためです。 具体的な実績の例としては、インドネシア向けツーステップ・ローンによる現地日系企業のバイオマス発電 設備増設の支援、ブルガリアの風力発電事業向け融資(128頁、事例紹介参照)が挙げられます。
- ・また指標外の取り組みとして、インドネシア、フィリピン、スリランカ政府との間で京都メカニズムに関する業務協力協定・覚書を締結しました。これらの協定・覚書では、CDM(注 2)候補事業に関する情報交換を進め、本行より我が国企業に情報を提供するとともに、本行が候補事業に対するファイナンスの検討、助言を行うことを定めています。また、中国の省エネルギーサービス業界団体やタイの商業銀行との間でも同様の協定・覚書を締結しました。さらに本行内部にも環境ビジネス支援室を設置し、温室効果ガス削減や資源利用効率化等の環境改善事業に取り組む我が国企業の支援を一層強化しました。
 - (注 2) CDM(クリーン開発メカニズム): 京都メカニズムの手法の一つで、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減事業を実施し、その削減分(排出権)を先進国が自国の目標達成に利用できる制度。

3.課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への今後の取り組みに留意が必要です。
- ・我が国企業が、アジアの新興国やアジア以外の地域へ事業展開を進め、また環境改善事業等の新たな事業分野に進出しつつある中、事業主体である我が国企業や資金を提供する民間金融機関からは本行のノウハウやリスク対応能力に対する期待も高まっています。我が国企業のニーズを適時・的確に把握し、迅速に支援を実現することで、我が国企業のグローバルな事業展開や国際競争力強化を一層支援していくことが必要です。

課題 5-2

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援

| 取り組み例 | 指標 | 2002 (14 年度) | 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) | 2005 (17 年度) | 2006 (18 年度) | | 2007 (19 年度) |
|---|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----|-----------------|
| | | (| (10 112) | (10 112) | (1,2) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 開発途上国の経済・社 会インフラ整備の推進 | (指標 1) 開発途上国の経済・社会インフラ整備案件向け出融 資保証承諾プロジェクト数 | 11 | 26 | 16 | 14 | 24 | 19 | 18 |
| 開発途上国の裾野産 業育成・日本企業の地 場取引安定化に対す る支援 | (指標 2) 開発途上国の裾野産業育 成支援案件・日本企業の 地場取引安定化支援案件 向け出融資保証承諾プロ ジェクト数 | | 新規 | | 65 | 56 | 44 | 49 |
| 評(| 西 結 果 | | | | | | | |

: 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。 :優れた取り組みがなされたと評価します。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

()(指標1)、(指標2)いずれも、2005 年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を実績値、計画値として計上。

1,年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進

・我が国企業の海外事業展開のニーズに呼応したインフラ整備となる(指標 1)の実績は、計画を下回りまし た。この要因は、相手国の内部事情による検討の留保、先方からの要請取り下げ等によるものです。実績 の具体例としては、ベトナムの投資環境改善事業向け円借款(事例紹介 参照)、フィリピンの電力セクタ ー開発プログラム向け事業開発等金融、メキシコの通信網拡充事業向け民間シンジケート・ローンに対す る保証(120頁、事例紹介 参照)、オマーンのソハール港拡張事業向け事業開発等金融(100頁、事例紹 介 参照)等が挙げられます。

<事例紹介 > ビンフック省投資環境改善事業(ベトナム)

我が国からベトナムへの直接投資は、2003年の1.0億ドルから2006年の9.3億ドルと急増してい ます。従来は、ホーチミンをはじめとする南部への投資が主流でしたが、近年では、物流インフラ 整備と投資誘致活動により、北部地域への投資も伸び続けています。

本事業は、ハノイ市西側に隣接し工業地域として開発が進むビンフック省において、ハノイ市と同 省を結ぶ道路や、上下水道、電力等のインフラ整備を行うものです。従来、北部では、我が国企 業は日系工業団地を中心に進出していましたが、最近では用地不足が著しく、地場の工業団地に 進出するケースが増えつつあります。しかしながら、現地日系企業からは、インフラの未整備がネ ックとして指摘されていました。本事業は、ビンフック省の投資環境整備を図り、地域経済の活性 化やハノイ大都市経済圏のバランスの取れた社会経済発展を支援するものです。

< 事例紹介 > 通信網拡充事業向け民間シンジケート・ローンへの保証供与(メキシコ)

2005 年 4 月に日墨経済連携協定が発効したメキシコでは、自動車・電機関連企業をはじめとする 多くの我が国企業が進出しており、現地での円滑な事業展開のためのインフラ整備が課題となっ ています。

こうした中、本行は、メキシコ電話会社が実施する固定通信網拡充及びインターネット・データ通信事業への設備投資資金向けの民間シンジケート・ローンに対して保証を供与しました。

本件により、現地日系企業の事業活動に不可欠な通信インフラ整備が進むと共に、本行とメキシコ電話会社との関係強化を通じて、我が国企業によるメキシコ通信市場におけるビジネス機会の創出にも繋がることが期待されます。

- ・指標に含まれない取り組みとしては、以下のものが挙げられます。
 - 南アフリカ共和国政府との間で、包括戦略パートナーシップに係る協定を締結しました。重要なインフラの整備、地場産業の振興、その他日本企業の関与が期待されるプロジェクトについての情報及び意見交換を行うことにより、同国と日本との経済関係の強化、日系企業ビジネス環境改善、及び同国における一層のビジネス機会の創出を図るものです。
 - ➤ インドネシア政府との間で IPP 事業促進を目的とした包括覚書を締結したほか、インド政府との間で対印直接投資の促進に向けた業務協力協定を締結しました(116 頁参照)。これらの取り組みは、電力等のインフラ整備分野への我が国企業による投資の支援を通じて、現地日系企業の事業環境整備を図るものです。

開発途上国の裾野産業育成・日本企業の地場取引安定化に対する支援

- ・(指標 2)の実績は計画を下回りました。これは本行及び相手国側双方にて検討や手続きに時間を要したことが要因です。主な実績としては、タイやマレーシアの地場銀行向けツーステップ・ローン(事例紹介参照)のほか、フィリピンにおける半導体・電子部品の製造・販売事業やインドネシアにおける鋳鉄ピストンリング・カムシャフトの製造・販売事業向け個別融資が挙げられます。
 - <事例紹介>地場銀行向けツーステップ・ローンを通じた裾野産業育成(タイ)

タイは我が国企業の主要投資先として、自動車や電機・電子産業などの製造業を中心に、多くの 我が国企業が現地で事業を展開していますが、こうした企業の事業活動には、現地企業からの 原材料や部品の調達が不可欠です。

本行は、タイの商業銀行(TMB銀行)並びに中小企業開発銀行に対し、我が国企業と取引のある地場中小企業向けの資金として、事業開発等金融を供与しました。現地裾野産業の育成により我が国企業のタイにおけるサプライチェーンの高度化を図り、さらに現地調達比率の向上を通じてコストを削減し、国際競争力強化に資することが期待されます。

本行は2005年12月の東アジアサミットの機会を捉え、TMB銀行との間で裾野産業育成を目的とした事業開発等金融に係る覚書を締結、融資契約調印に向けて検討を進めてきましたが、2006年4月に同行との間で契約調印に至り、これに引続き同年9月には中小企業開発銀行との間でも融資契約調印を実現しました。2007年4月に署名された日タイ経済連携協定においても、中小企業支援における二国間の連携が盛り込まれており、本融資の活用が期待されています。

- ・指標に含まれない取り組みとしては、以下のものが挙げられます。
 - ➤ アジアの裾野産業育成支援の一環として、アジア諸国の輸出入銀行スタッフに対して日本の中小企業育成の現場視察の機会を設けました。また、11月のアジア輸銀フォーラム第12回年次会合においては、アジア・大洋州主要国の輸出入銀行等と、中小企業や裾野産業支援も含めた協力・連携を確認する、「東京コンセンサス」を調印しました。

2.課題への取り組み状況の評価結果

- 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・我が国と開発途上国との経済連携協定が拡大する中、我が国企業の開発途上国への事業展開は今後ますます拡大していくことが見込まれます。我が国企業の現地での円滑な事業運営を側面から支援すべく、インフラ整備や裾野産業の育成等、事業基盤整備のための取り組みを今後一層強化していくことが必要です。また、経済連携協定に盛り込まれた個別具体的な協力事項を実現させる上で、本行に寄せられる期待も大きいところ、我が国及び相手国政府と計画段階からの十分な連携を強化することが重要です。

課題 5-3

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援

| 取り組み例 | 指 | 標 | 2002 (14 年度) | 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) | 2005 (17 年度) | 20 (18 [£] | 丰度) | 2007 (19 年度) |
|--|---|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|-----|-----------------|
| | | | , , | | , , | , | 計画 | 実績 | 計画 |
| 開発途上国における投資・ 事業環境整備に向けた制度 面の改善推進 | | | | | | | | | |
| 開発途上国における事業環 境変化への機動的対応·業 況把握の拡充 | | | | | | | | | |
| 評 価 結 果 | Į | | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 : 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国における投資・事業環境整備に向けた制度面の改善推進

- ・我が国企業に対する「海外投資アンケート調査」(注)、開発途上国との政策対話や個別調査等を踏まえ、インフラ整備や法制度の運用等、開発途上国の投資環境の改善に関する提言の実施およびフォローアップに積極的に取り組みました。実績の例は、以下のとおりです。
 - (注) 海外投資アンケート調査: 海外事業に実績のある日本の製造業企業の海外事業展開の現況や課題、今後の展望を把握する目的で、1989 年より実施しており(計 18 回)、調査結果は内外に幅広〈発信されています。

▶ 海外投資アンケート調査の活用

各国投資環境について改善すべきと我が国企業が捉えている課題(法制の不透明な運用など)を含め、調査結果をアジアをはじめ多数の開発途上国の政府関係者に説明しました。マレーシアでは、現地日本人商工会議所とマレーシア国際貿易産業大臣、在マレーシア日本大使、地場企業代表者との間の協議会に参加、現地日本企業より要望事項をマレーシア側に伝える一方、マレーシア側からは投資環境改善に向けた具体的な取り組みにつき説明がありました。

▶ ガーナ・ザンビア

本行は、カンボジア、ラオス(2004 年度)、ケニア、ウガンダ、タンザニア(2005 年度)に対し、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共同で投資環境整備に係る政策提言を実施しましたが、今年度はこれに続き、ガーナ、ザンビアに対して同様の政策提言を行いました。提言書(Blue Book)においては、各国政府が短期間(1 年以内を目処)で実施可能な、効果的かつ現実的な行動計画を提示しており、これらの国々の投資環境整備が進むことで、我が国企業による直接投資の促進が期待されます。

▶ フィリピン

フィリピンの貿易産業省と共同で、日系企業をはじめとするフィリピン進出企業、国際機関等の援助機関、フィリピン政府関係省庁等を対象とした投資環境セミナーを開催しました。このセミナーではインフラ整備や汚職対策等を速やかに実行してほしいとの現地日系企業からの要望を紹介すると共に、今後の投資環境改善の方法について参加者間で意見交換を行い、インフラ整備の重要性等につい

ての共通認識を醸成しました。

▶ ベトナム

日越両国の官民が協力してベトナムの投資環境改善に取り組む「日越共同イニシアティブ」は、第 1フェーズが 2005 年に終了しましたが、2006 年 2 月より第 2フェーズが立ち上げられ、インフラや法制度整備等、投資環境改善に向けてベトナム政府当局への働き掛けを行いました。同イニシアティブ第 1フェーズによる官民一体となった投資環境改善の取り組みの結果、我が国の対越直接投資額は 2003 年の 1.0 億ドルから 2006 年の 9.3 億ドルへと飛躍的に増加しています。ベトナムは 2007 年 1 月に WTO への正式加盟を果たし、同月には我が国との間で経済連携協定に向けた交渉を開始する等、今後も更なる我が国企業の進出が見込まれ、投資環境改善の取り組みは一段と重要性を増しています。

- ・開発途上国における投資環境改善を図るべく、以下のような制度面の改革に向けた支援を行いました。
 - ▶ インドネシアにおいて、世界銀行、アジア開発銀行と協調融資にて「インフラ改革セクター開発プログラム」を供与しました(2007年3月)。本件は、法制度の整備や運用の徹底により、民間セクターのインフラ投資促進等のための政策・制度改革を支援するものです。
 - ▶ ベトナムに対し、世界銀行やアジア銀行等と協調しつつ、第 5 次貧困削減支援借款を供与しました (2007 年 3 月)。本件は、金融セクター改革、民間セクター開発、貿易自由化等の市場経済化と国際 経済への統合を強化し、投資環境改善に資するものです。

開発途上国における事業環境変化への機動的対応・業況把握の拡充

- ・開発途上国においては、政治経済体制の変更等により、我が国企業の事業環境が大きな影響を受けることがあります。民間企業単独ではこうした環境変化に対応することが困難な場合もあり、本行の有するネットワークや情報力を活用し、現地日系企業の事業展開を支援することが重要です。
 - タイでは2006年9月の政変により政権が交替し、その後、投資関連法制の一部が改定されました。 本行は、改定の内容や今後の見通し等につきタイ政府当局にヒアリングを行い、我が国企業の情報ニーズに応えました。

:2.課題への取り組み状況の評価結果

- 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・国際的事業展開を進める我が国企業に対して、本行の調査業務成果や外部機関とのネットワークを通じた世界各国の事業・投資環境に関する豊富な情報を提供することが一層期待されています。今後も引続き、本行の有する/ウハウやネットワークを最大限に活用し、開発途上国の投資環境整備や個別案件の円滑な進捗を図り、日本企業の事業展開を支援することが重要です。

事業分野

問題 平和構築への対応支援発途上国における地球規模

課題 6-1 地球温暖化問題 への支援の拡充

課題 6-2 地球温暖化問 題以外の地球 規模問題への 対応の強化

> 課題 6-3 平和構築への 貢献

課題 6-4 災害への対応

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005 年 3 月改定)および平成 18 年度年間事業 計画(同月策定)では、

- (1) 地球温暖化の要因の大半を占める二酸化炭素(CO₂)の排出量が開発途上国の経済成長に伴い急速に増加し、温暖化問題が一層深刻となっているなか、京都メカニズムに基づく新しい枠組みを活用したCDM案件やJI(注)案件等の温暖化対策に資する案件を推進する重要性が高い、
- (2)硫黄酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)の排出量増加がもたらす酸性雨問題は我が国のみならず地球規模で発生しており、これに加えて、水資源、感染症、人口問題等の地球規模問題についても、我が国の積極的な取り組みが求められている、
- (3) 世界各地で地域・国内紛争が勃発しているなか、紛争の発生と 再発を予防し、安定的な発展を達成するための平和構築が国際課題として重要性を増しており、日本政府がODA大綱やODA中期政策でも重点課題の一つとして掲げている平和構築支援への取り組み強化が求められている、
- (4) 地震や津波等のように国境を越えて甚大な被害をもたらす災害に対して、緊急支援のみならず中長期的な復興・再開発や災害予防・防止といった各段階に応じた包括的かつ一貫性のある支援が求められている、

との認識のもと、開発途上国における地球規模問題·平和構築への対応支援に向けた以下4つの課題を設定しています。

- 地球温暖化問題への支援の拡充(課題 6-1)
- 地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化 (課題 6-2)
- 平和構築への貢献(課題 6-3)
- 災害への対応(課題 6-4)
- (注) CDM: クリーン開発メカニズム。京都メカニズムの手法の一つで、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減事業を実施し、その削減分(排出権)を先進国が自国の目標達成に利用できる制度。
 - JI: 共同実施。温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

事業環境

地球温暖化防止の国際的枠組みである京都議定書は、2005 年 2 月に発効しましたが、2012 年までの二酸化炭素等の温室効果ガス排出量削減目標(1990 年比で 5%削減)の達成は危ぶまれています。

2006年11月にケニアで開催された「気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)」では、2013年以降のポスト京都議定書の枠組みや気候変動に対する途上国支援、クリーン開発メカニズム(CDM)のあり方等について活発な議論が行われました。また、2007年2月に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書が公表され、地球温暖化に対する危機認識が国際的に一層高まりました。

このように自然災害発生のリスクが依然高いと考えられる中、2006年はスマトラ沖大地震やインド洋津波のような大規模自然災害は発生しませんでしたが、「兵庫行動計画 2005-2015」(2005年の国連防災会議で採択)で強調された災害リスクや脆弱性の軽減に向けた国際的な支援が重要課題と認識されています。

また、2006 年は、中東やアフリカ地域等において地域・国内紛争の再発・悪化が見られました。平和構築に向けた日本の貢献が一層求められています。

平成18年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、4 つの課題のうち、1つが「 」、2つが「 」、1つが「 」、1つが「 」との評価結果になりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

地球温暖化問題への支援の拡充(課題 6-1)

評価

京都メカニズムの活用を通じた地球温暖化問題への支援については、承諾実績はブルガリアの風力発電所事業等への支援があり、エジプトの風力発電事業では円借款事業で初の CDM 適用に向けた登録申請を行いました。また、開発途上国政府や政府機関等と新たに 11 件の業務協力協定締結したほか、京都メカニズムの普及を図るためのセミナーやワークショップを各地で精力的に開催しました。京都メカニズム以外の温暖化対策支援では、アジアや中東地域における再生可能エネルギーや代替エネルギー事業や日本企業の省エネ技術を活用したウクライナの発電所整備事業等を支援しました。10 月には海外における環境改善事業の支援を一層強化することを目的として、環境ビジネス支援室を新設しました。地球温暖化問題に対する我が国支援の期待は国際的にも一層高まっており、これまで多数締結した京都メカニズムの活用を目的とした開発途上国との業務協力協定を梃子に、各種セミナーやワークショップ等の開催を有効活用するとともに、我が国のクリーンテクノロジー技術等も活用した事業支援の早期具体化に向けた取り組みが重要です。

地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化(課題 6-2)

評価

水資源・感染症・人口問題及び酸性雨問題軽減に対する支援実績は、いずれも計画を達成し、特に上下水道事業に対する支援が急増しました。また、国内外の関係機関との協力・連携の下、国際会議における積極的な発信やアフリカ地域のエイズ対策調査の実施、国際機関とのエイズ対策共同イニシアティブの締結などに取り組みました。廃棄物問題などにおいて新たな取り組み幅を広げつつあるように、地球規模の多様な課題とニーズに対して、内外の経験・知見を一層活用し、成果の実現に

向けて引き続き取り組んでいくことが重要です。

平和構築への貢献(課題 6-3)

評価

津波被害が重なったインドネシアやスリランカの紛争地域に対しては、大規模なインフラ整備を通じて復興支援を行いました。フィリピンのミンナダオ島における平和構築については、現地 ODA タスクフォースを通じて有償・無償・技協が一体となった支援体制の強化を図りました。また、11 月にはヨルダンに駐在員事務所を開設し、イラク復興支援に加え、我が国政府の「平和と繁栄の回廊」構想に則ったパレスチナ等の中東地域の平和構築へ向けた現地体制の強化を推進しました。他方、アジアをはじめ、アフリカ、中央アジア・コーカサス、中南米等の世界各地で紛争は頻発・長期化しており、経済社会基盤整備を通じた貧困削減や地域格差是正等の多角的なアプローチによる紛争防止など、国際社会が我が国に期待する平和構築への支援に応えるべく、今後も一層の注力と強化が必要です。

災害への対応(課題 6-4)

評価

インドネシア中部ジャワ島地震では迅速な被災地支援を推進し、また、2004 年のスマトラ沖大地震の被災地であるモルディブに対しては、現地 ODA タスクフォースを通じたシームレスかつ効果的な支援を実施しました。また、過去の大規模災害直後の対応による知見を活かし、トルコやアルジェリア等で防災に関するセミナーを実施しました。災害問題は、国際協調の下に取り組む場面が多いことから、積極的かつ継続的なネットワークの構築・準備が重要です。

課題 6-1

地球温暖化問題への支援の拡充

| 取り組み例 | 指標 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 (18 年度) | | 2007 (19 年度) |
|-------------------------------|--|---------|---------|---------|---------|-----------------|----|-----------------|
| | | (14 牛皮) | (15 年度) | (10 午及) | (17 年度) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 京都メカニズムの活用を通じた、地球温 | (指標 1) 我 が 国 が 関 与 す る CDM、JI 案件(候補含 む)向け出融資保証承諾 プロジェクト数 | | 新規 | | | 8 | 2 | 14 |
| 暖化問題への貢献 | (指標 2) 相手国の指定国家機関 (DNA)等との業務協力協 定の締結件数 | | 新規 | | 15 | 20 | 27 | 32 |
| 京都メカニズム活用 案件以外で温室効 | (指標3) 温室効果ガス排出抑制 に資する案件に対する出 融資保証承諾プロジェク ト数 | 14 | 26 | 33 | 32 | 17 | 15 | 17 |
| 果ガスの排出量削減・吸収につながる 事業に対する支援 | (指標 4) 我が国のクリーン・テクノ ロジー等が活用された出 融資保証承諾プロジェクト 数 | 10 | 4 | 2 | 5 | 5 5 1 | 1 | 3 |
| 評(| 西 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。 : 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

() (指標1)、(指標3)、(指標4)いずれも、2005 年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、計画値、実績値として計上。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献

- ・(指標 1)の実績は計画を下回りましたが、事業計画の検討に時間を要したことが主な要因です。具体的な 取り組みとしては、民間銀行との協調融資により、ブルガリア法人カリアクラウィンドパワー社との間で、風 力発電事業を対象とした融資を行いました(128 頁、事例紹介参照)。本件は、本行のプロジェクトファイナ ンスでは、初めての風力発電事業に対する融資であり、日本企業からの投資及び技術提供を伴う温室効 果ガス削減型の共同実施(JI)(注 1)事業を組成するためのファイナンス(アンダーライングファイナンス(注 2))です。また、ウクライナの副生ガス発電事業向け融資を通じてウクライナの鉄鋼会社ドンバス鉄鋼連合 が導入する発電設備では、製鉄所から排出される余剰ガスを有効利用して工場内の電力の一部を賄うこ とを可能とするものであり、日本企業の省エネ技術による、ウクライナの環境改善や、ドンバス鉄鋼連合の エネルギー利用効率化の推進が期待されます。また、将来的には、JI 案件として、当該発電事業を通じて 創出される排出権クレジットの日本企業による獲得も有望視されています。
 - (注1) 共同実施(JI): 温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内にお いて排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(または吸収増大量)に基づ いて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。
 - (注2) アンダーライングファイナンス:分野として歴史が浅いクリーンメカニズム(CDM)/JI 案件に対して、案件組成を支 援するために、公的融資及び保険の形で資金調達の支援を行うもの。

・(指標 2)の実績は計画を上回りました。本行は、京都メカニズムの活用を目指し、政府や関連機関との国際的な連携強化を継続的に図っています。2006 年度もフィリピン政府、エルサルバドル政府、および中国やシンガポールの国家機関等と 11 件の業務協力協定を締結しました。

<事例紹介> 風力発電事業で日本企業による初の共同実施(JI)案件を支援

(ブルガリア)

近年、地球温暖化を背景として、再生可能エネルギーによる発電、とりわけ風力発電の導入量は世界的に急拡大しており、環境改善のための優れた技術と豊かな経験を有する日本企業にとって、新たなビジネスチャンスにつながることが期待されています。

本行は、日本企業等が出資するブルガリア法人が実施する風力発電事業に必要な資金を、プロジェクトファイナンス・ベースにて供与しました。本件は、本行にとって初の風力発電事業に対するプロジェクトファイナンス・ベースの融資であり、同時にブルガリア向け初のプロジェクトファイナンス事業でもあります。本事業を通じて温室効果ガスの排出量削減効果が見込まれ、我が国がその削減量をクレジットとして取得することで、京都議定書で我が国に課せられた温室効果ガス削減目標の達成に役立てることが期待されます。

なお、ブルガリア政府と本行は、2004 年に京都メカニズムにおける共同実施(Joint Implementation: JI)(注)等に関する協力に合意しています。そのような中、事業計画の段階からブルガリア政府と協議を進め、本案件を共同実施案件とすることで同国政府と合意し、事業実施環境の整備に貢献しました。本事業の成功を、日本企業による再生可能エネルギー事業推進の足掛かりとすべく、引続き本行のノウハウやサービスを提供していく予定です。

- (注) 共同実施(JI):京都議定書に基づき、温室効果ガス削減目標を持つ先進国及び市場経済移行国が共同で事業を実施し、結果として生じた削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度。
- ・なお、上記二つの指標の対象とはしていませんが、京都メカニズムの普及を図るために、多数のセミナー やワークショップを開催するとともに多くの会合に参加しました。
 - ▶ 日本国内では、本行が海外投融資情報財団(JOI)と「排出権の円滑な監理のための信用機能の活用」セミナーを共催し、本邦企業関係者を中心とする約250名の参加者を対象に、排出権の円滑な監理のための信託機能の有効性及び法制面や税務・会計面等の課題について説明しました。また、北海道等でJETRO(日本貿易振興機構)とNEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)との共催で排出権ビジネスについてセミナーを開催し、日本企業の排出権ビジネスへの参画を促しました。
 - ⇒ 海外でも、ドイツで開催された「第3回 CARBON EXPO」に参加し、本行はグリーン投資・共同実施の公式セッションでパネリストを務めたほか、2005年度に引き続き会場内にブースを出展し、日本型ビジネスモデルの紹介や温暖化ガス削減プロジェクトのための融資相談を行いました。また、10月に北京で開催されたアジア初のカーボンエキスポ「CARBON EXPO ASIA」では、世界銀行、アジア開発銀行および中国政府のパートナーとして本行も共催しました。
- また、(指標1)の対象ではありませんが、排出権獲得が期待できる円借款事業においては、CDM 適用に向けた調査や登録申請に必要なプロジェクトデザインドキュメント(PDD)の作成を支援する等、京都メカニ

ズムの活用を目指しています。2006 年度は、CDM 適用に向けて手続を進めてきたエジプトのザファラーナ風力発電事業(2003 年度承諾)が指定運営組織による有効化審査を受け、気候変動枠組条約事務局へプロジェクトの登録申請を行ったほか(2007年6月に承認・登録完了)、本行が出資している「世界銀行炭素基金事業」(PCF:Prototype Carbon Fund)を通じて参加する23件のCDM/JI候補事業について、分配排出権を国内で受けるために日本政府の承認申請手続きを進め、2007年4月には同Fundを通じた初めての排出権を獲得することになりました。

京都メカニズム活用案件以外で温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援

- ・(指標 3)については、実績は計画をほぼ達成しました。具体的には、再生可能エネルギーや代替エネルギーの活用による地球環境負荷の軽減に寄与するため、インドネシアやケニアの水力発電事業、インドネシアへのバイオマス発電設備への融資等を行いました。また、クリーンエネルギーである天然ガスの利用促進を図るべく、ヨルダン初の IPP 事業でもある天然ガス発電事業への融資を行いました。また、中国やインドでは、温暖化対策効果が認められた植林事業も支援しました。
- ・(指標 4) については、実績は計画を下回りましたが、事業計画の検討に時間を要したことが主な要因です。 具体的な事例としては、中国における循環流動床ボイラーによる大規模集中型・熱供給発電(コージェネレーション)を建設・運営するための融資があります。
- ・なお、上記指標の対象ではありませんが、インドネシア政府との間で、バイオマス・プロジェクトに関する戦略パートナーシップに関する覚書を締結し、バイオ燃料開発を始めとする同国内の潜在的バイオマス・プロジェクト、並びに、同プロジェクトに対する当行のファイナンス等についての情報・意見交換を、随時行う実務レベル協議会を設立しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価(年間事業計画に予め掲げていないもの)

・ 2006年10月に、環境改善事業の支援を一層強化することを目的として、環境ビジネス支援室を新設しました。同室は、融資担当部と連携し、日本企業や外国政府等に対し、排出権を活用した事業収益改善や借入コスト低減などの金融面での革新を含め、京都議定書の活用や投資環境などのアドバイスを行うものです。同室の設置により、これまで以上に温室効果ガス削減や資源利用効率化をはじめとした環境改善事業への支援を強化するものです。

■3.課題への取り組み状況の評価結果

- 上記に照らし、今後の取り組みに留意が必要です。
- ・地球温暖化問題に対する我が国支援の期待は国際的にも一層高まっており、これまで多数締結した京都 メカニズムの活用を目的とした開発途上国との業務協力協定を梃子に、各種セミナーやワークショップ等 の開催を有効活用するとともに、我が国のクリーンテクノロジー技術等も活用した事業支援の早期具体化 に向けた取り組みが重要です。

課題 6-2

地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化

| 取り組み例 | 指標 | 2002 (14 年度) | 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) | 2005 (17 年度) | 20 (18 ^全 計画 | | 2007 (19 年度) 計画 |
|----------------------|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|----|-----------------------|
| 水資源·感染症·人口 問題への支援 | (指標 1) 水資源・感染症・人口問題に 資する出融資保証対象プロ ジェクト数 | | 13 | 24 | 25 | 47 | 53 | 43 |
| 酸性雨問題軽減に資する対策への支援 | (指標 2) 酸性雨問題軽減に資する 出融資保証承諾プロジェクト数 | | 新規 | | 1 | 2 | 2 | 1 |
| 評 | 価 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。

: 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

() (指標1)、(指標2)いずれも、2005 年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、計画値、実績値として計上。

🛾 1 . 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

水資源・感染症・人口問題への支援

- ・(指標 1)の実績については、計画をほぼ達成しました。項目別に実績をみると、以下のとおりです。
 - ▶ 水資源問題への取り組みは、前年度に比して大幅に増加しました。特に、上下水道等の環境改善事 業の増加により、2006 年度の円借款の部門別承諾額で社会的サービスの占める割合が初めて 1 位 (45.7%)となりました。具体的には、インドでの人口増加に伴い急増する水需要に対応する安定的な上 水道サービスを供給するための上水道整備事業、中国の下水道施設、上水道施設及び集中放熱供 給施設の整備により下水処理能力、上水供給能力の向上、水質汚濁・大気汚染原因物質の削減を図 る環境整備事業、バングラデシュの上水道整備事業等を支援しました。その他、中国やインド等の植 林事業やフィリピンの洪水対策のための河川改修事業、ペルーの灌漑整備事業等を支援しました。
 - ▶ 感染症問題への取り組みでは、スリランカで、血液供給システム改善事業(2000 年度承諾)における 中央血液センター整備の一環として、WHO(世界保健機関)と初めて連携し、現地の保健医療職員に 対して感染症対策強化のための研修・トレーニング等を行いました。また、同国の各地の小規模病院 や学校において、感染症対策を念頭においた現状調査を実施しました。その他、大規模なインフラ事 業である港湾整備事業における工事労働者等向けの HIV/エイズ感染予防対策に関するセミナーをイ ンドネシアで開催しました。
- ・また、上記の指標の対象ではありませんが、以下の取り組みを行いました。
 - ▶ 水資源問題については、北京で開催された「世界水会議」に初めて参加しました(131 頁、事例紹介参 照)。本会議は「世界水フォーラム」、「ストックフォルム世界水週間」とならぶ、水セクターの主要な国際 会議です。本行は、上下水道事業に導入されている新たな金融スキームの機能や課題について議論 することを目的として、「Local Financing Strategies」をテーマに、水セクターへのファイナンスに関する 分科会を主催しました。また、USAIDとの間で第5回の「日米水協力モニタリング会合」を開催し、フィリ ピン、インドネシア、インド、ジャマイカのパイロット 4 カ国について、水分野への民間資金導入や水系

管理等での連携について協議しました。

- ▶ 感染症問題については、これまでも、アジア諸国においてインフラ整備事業でのエイズ対策を実施するなどの取り組みを行ってきましたが、2006 年度は、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、イギリス国際開発省(DFID)、ドイツ復興開発公庫(KfW)との間で、「インフラ事業を通じたHIV/AIDS 拡大予防共同イニシアティブ」を締結しました。本イニシアティブは、各機関が有する情報や好事例の共有などを通じて、効果的なエイズ対策支援を行うことを目的としています。更に、アフリカでのエイズ対策については、社会的に関心の高まっている企業の社会的責任(CSR)の促進も視野に、南部アフリカ地域の民間セクターによる職場でのエイズ対策調査に着手しました。
- ▶ アジア各国で急増する廃棄物処理問題の解決に向けて、2006 年度は、北九州市で開催された第2回アジア太平洋廃棄物専門家会議に前回に引き続き参加し、廃棄物管理に関する情報交換や研究開発促進に向けた、専門家による域内ネットワークの立ち上げの準備を行いました。

<事例紹介> 世界水会議 (北京)

本行は、9月10日~14日に北京で開催された「世界水会議」に初めて参加しました。同会議は、「世界水フォーラム」、「ストックフォルム世界水会議」と並ぶ、水セクターの主要な国際会議の一つであり、国際水協会が2年に1度の頻度で開催しています。

会議の全体テーマは「Sustainable Water Management Practice」。上下水処理、統合水資源および河川流域管理、健康と環境など約 160 の分科会と約 200 の出展があり、世界から約 2,000 人が参加しました。

本行は、上下水事業に導入されている新たな金融スキームの機能や課題について議論することを目的として、「Local Financing Strategies」をテーマに、水セクターへのファイナンスに関する分科会を主催しました。世界銀行、米国国際開発庁の他、インド、フィリピン、中国の参加者から、各々、上水事業への Output-Based Aid の導入事例、Revolving Fund の導入、インドでの革新的なアプローチ、マニラでの民活の成功例、中国の下水事業への BOT の活用などの報告がなされ、約 100 人の聴講者との間で活発な質疑応答が行われました。展示ブースでは、本行が中国で支援している水セクターの事業に関するパネルを展示するとともに、水セクターへの取り組みなど、本行の業務内容をまとめた冊子も配布しました。

酸性雨問題軽減に資する対策への支援

・(指標 2)については、計画を達成しました。円借款を供与した中国の大気環境改善事業では、小型石炭ボイラーを代替する集中型熱供給設備を導入することにより、SOx(硫黄酸化物)等大気汚染物質の排出量削減が期待されます。

2.課題への取り組み状況の評価結果

- 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・水資源・感染症・人口問題、及び酸性雨問題軽減に資する事業への支援については、引き続き重点的に取り組むことが求められています。また、廃棄物問題などにおいて新たな取り組み幅を広げつつあるように、地球規模の多様な課題とニーズに対して、内外の経験・知見を一層活用し、成果の実現に向けて引き続き取り組んでいくことが重要です。



平和構築への貢献

| 取り組み例 | 指標 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 (18 年度) | | 2007 (19 年度) |
|---|---|---------|---------|---------|---------|-----------------|----|-----------------|
| -1× 7 MIL 07 171 | 197 | (14 年度) | (15 年度) | (16 年度) | (17 年度) | 計画 実績 | 計画 | |
| 紛争予防や、周辺国 を含めた紛争地域に おける復興・再発防 止への多様な支援 | (指標 1) モニタリング指標 紛争予防や復興等に資す る取り組み件数 | | 新規 | | 14 | | 18 | |
| 評(| 西 結 果 | | | | | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。

:良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り

: 今後の取り組みに留意が必要です.

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

紛争予防や、周辺国を含めた紛争地域における復興・再発防止への多様な支援

- ・(指標1)の実績は、平和構築に向けた支援を積極的に行い、2005年度の実績を上回りました。具体的には、以下の取り組みを行いました。
 - ▶ インドネシアのアチェ州は、30 年に亘る紛争を経て、和平プロセスが現在進展しています。本行は、スマトラ沖大地震・津波の被害を受けた運輸及び水資源セクターのインフラを災害・紛争前の水準以上に改善し、同地域の経済的安定と成長に支えられた和平の促進と定着に寄与すべく、復旧・復興事業に円借款を供与しました。
 - ▶ スリランカの平和構築に向けた復興支援では、内戦や津波による被害が最も大きい北・東部地域の地方政府と、紛争後の復興・平和構築に必要とされる支援策を協議し、大型インフラ整備の支援のほかに、現地機関と連携したソフト面での職業訓練も支援しました。
 - ▶ 本行が国際機関とともに支援を行っているフィリピン南部(ミンナダオ島)における平和構築については、フィリピン政府及び関係ドナー間のミンダナオ支援会合への参加を通じ、紛争地域における開発事業の効果発現の方策について提言したほか、現地ODAタスクフォース活動を通じて、有償・無償・技協一体となった支援体制強化を提言するなど、引き続き積極的に取り組みました。
 - ➤ 平和構築をテーマとした研究に関しては、例えば、平和構築に対する主要な開発援助機関・国の取り組みをまとめ、各機関による「平和構築支援」の概念や中身が多様であることを、関係機関に対する直接のヒアリングや調査、文献調査により明らかにし、研究論文は平和構築の文献として専門分野のウェブでも紹介されたほか、開発援助機関からも高〈評価されました(133 頁、事例紹介参照)。また、OECD の DAC 会合では、「脆弱な国家に対する効果的な国際関与のための諸原則」の策定で、本行提示の具体案が反映されたほか、広島大学の平和構築関連事業において、研究成果に基づいた提言を行いました。
- ・ また、上記指標の対象ではありませんが、本行は中東地域の安定に、経済協力を通じて積極的に支援す べく、2006年11月にはヨルダンの首都アンマンに駐在員事務所を開設しました。日本政府が表明している

最大 35 億ドルのイラクの復興に向けた円借款の実施促進に向けて、JICA とも連携しながら、関係者に対する現地での実務研修等を行っています。また、日本政府による「平和と繁栄の回廊」構想に則った現地 ODA タスクフォース協議に参加し、農業基盤整備等について円借款案件の形成に当たっての配慮を申し入れることで、今後のパレスチナ及びヨルダン向けの平和構築に貢献しました。

<事例紹介> 主要な開発援助機関・国の援助動向:平和構築支援への取り組み

本調査研究は、文献調査と聞き取り調査を駆使して、主要ドナーの平和構築政策を、「共通性」と「多様性」という2つの視点から概観したものです。第1章では、平和構築をめぐる既存の議論を整理し、その上で調査結果を概観。続く第2章から第6章までが本論となり、主要な開発援助機関・国の支援動向を、その経緯、指針、支援手段という3項目に分けて紹介。以上を踏まえて最後に、課題をまとめました。

本稿の成果としては少なくとも以下の3点が挙げられます。第1に、「多様性」をキーワードに主要ド ナーによる平和構築支援を概観し、その実態を明らかにしました。それまでの学術・政策研究では、 主要ドナーが平和構築という共通目標に向かって一枚岩的に支援を展開している、というイメージで 平和構築支援が語られることが一般的でした。いわば「共通性」に着目したこれらの研究に対して、 「多様性」という別の切り口からも平和構築支援を捉えなおしたのが本調査研究です。実際、主要ド ナーの動向を調査してみると、政策や中核概念は必ずしも一枚岩とはいえず、その内実は極めて多 様であることが明らかになりました。とりわけ地域開発機関は、それぞれ地域の特殊性を反映して特 徴のある指針を打ち出しています。たとえば、アジア開発銀行(ADB)は、自然災害と人為災害をひ とつの指針でまとめています。一方、米州開発銀行では、地域の特殊性を反映して「暴力及び削減」 という用語を政策の中核概念としています。第 2 に、各機関・国の政策や中核概念はその関心事項 に応じて異なるものの、 事後の対応だけでなく、予防にも力を入れていること、 政治·治安·開発 といった3要素の連関が重視されていること、という2つの点においては共通認識が形成されている ことを確認しました。最後に、本稿が提示した成果の 3 つ目は、本行の平和構築体制に対する示唆 です。本調査研究では、各機関・国の平和構築支援体制を紹介しましたが、これは本行の支援体制 を一層強化する上でも参考となります。たとえば、ADB では人的制約から、平和構築支援のみを目 的とした部署は設置せず、当該分野に知見と経験を有する専門家を 1 名配置し、 Anchor(錨、支え るもの)と呼ばれるこの担当者が関連する全案件をチェック、助言する体制を取っています。同様に 人的制約を抱えている本行にとっても、こうした「ADB モデル」は一つの模範となりうるものです。

以上のように本稿は、「多様性」と「共通性」という 2 つの視点から平和構築支援を概観していますが、その成果は、外交関係雑誌『外交フォーラム』の平和構築支援の特集号(2006 年 11 月発刊)などでも紹介されました。

2.課題への取り組み状況の評価結果

- 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・平和構築への取り組みについては、インドネシアやスリランカでの復旧・復興に向けた支援を継続的に実施したほか、イラク復興支援準備、アンマン駐在員事務所開設など、様々な取り組みを行ってきました。世界各地で紛争は頻発・長期化しており、国際社会が我が国に期待する平和構築への支援に応えるべく、経済社会基盤整備を通じた貧困削減や地域格差是正等の多角的なアプローチによる紛争防止など、今後も一層の注力と強化が必要です。



災害への対応

| 取り組み例 | 指標 | 2002 (14 年度) (| 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) | 2005 (17 年度) | 2006 (18 年度) | | 2007 (19 年度) |
|----------------------------------|---|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----|-----------------|
| | | | (10 112) | (10 12) | (11 11) | 計画 | 実績 | 計画 |
| 災害予防を含む災害 対応の各段階におけ る多様な支援 | (指標 1) Eニタリング指標 災害対応の観点から、緊急 支援(復旧)、中長期的な復 興・再開発や再発防止・予防 に資する取り組み件数 | | 新規 | | 19 | | 11 | |
| 評 | 価 結 果 | | | | - | | | |

:優れた取り組みがなされたと評価します。

: 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

災害予防を含む災害対応の各段階における多様な支援

- ・2006 年度は大規模な自然災害が前年度ほど多くは発生しませんでしたが、国際機関や NGO 等との幅広 いネットワーク機能を活用し、津波や地震等の被災国に対する復旧・復興支援を行いました。具体的な取 り組み例は以下のとおりです。
- 2006年5月のインドネシア中部ジャワ島地震では、災害直後にジョグジャカルタ等の被災地へミッションを派遣し、インドネシア政府関係者及び世界銀行等ドナーと共に災害の被害状況調査を行いました。その結果を実施中の融資事業(緊急防災事業:2004年度承諾、水資源開発セクターローン:2001年度承諾)の事業スコープへタイムリーに反映し、河川構造物及び灌漑施設の復旧支援を行いました。
- > 2004年に発生したスマトラ沖大地震による津波災害は、モルディブの全人口の3分の1に深刻な影響を与え、被害総額はGDP比62%に達しました。本行は、2006年度に中長期的な津波復興事業を通じて、同国に対する初めての円借款を供与しました。本事業は、多数の港湾施設と下水道施設の復旧を支援し、効率的な人流・物流及び安定的な下水道サービスの供給により、被災住民の生活改善及び同国の経済復興に寄与するものです。モルディブに対しては、被災後に日本政府の無償資金協力や JICA の技術協力による緊急支援が行われており、本事業により、シームレスで効果的な支援が行われています。また、同じ〈同地震による被災国となったスリランカに対しては、津波被災地域復興事業(2005年度承諾)の実施促進と効果発現を目的とした現地調査を行い、実施機関のモニタリング体制強化等の提案によるフォローアップを行いました。
- ➤ 本行は、緊急震災復興支援のための円借款を 2005 年の大地震で被災したパキスタンへ供与しましたが、2006 年度は、借款からの見返り資金(注 1)を活用した灌漑施設改修事業に対し、案件実施支援調査(SAPI)(注2)による技術的アドバイス等を通じて、事業の円滑な実施を支援しました。
 - (注1) 見返り資金:緊急震災復興の緊急物資の輸入資金として供与された円資金に相当する内貨発生資金のこと。
 - (注2) 案件実施支援調査(Special Assistance for Project Implementation: SAPI): 本行が資金協力の対象としている事業で、かつ事業目的の達成、円滑な実施の確保等を図るために何らかの追加的・補完的な調査や措置が必要と認められた事業を対象として実施する調査です。

- また、(指標 1)のうち、中長期的な再発防止・予防については、以下のような取り組みを行いました。
- ▶ 1999 年に大地震を経験したトルコでは、イスタンブールの交通網に関する震災対策の理解を深めるため、JICA、トルコの実施機関と共催でワークショップを開催しました。本ワークショップには現地交通機関の関係者(主にイスタンブール市役所交通課職員)が参加しました。
- > 2003 年に地震被災を受けたアルジェリアに対して、本行は、円借款により学校再建を支援してきました。 2006 年の小学校の完成記念行事では、本行から両国の政府、自治体、民間レベルの協力関係を紹介し、復旧支援と併せた防災教育の普及に対する取り組みが、現地及び日本のメディアで高〈評価されました(事例紹介参照)。
- ▶ フィリピンのマニラ都市圏は、都市化の人口集中が進行し、河川の流下能力の低下により、洪水被害が悪化しています。本行は、ウォータージェットバイブロ工法という工期中の影響に配慮した日本の先端技術を用いた河川改修事業に対して円借款を供与し、マニラ首都圏の洪水対策を支援しました。
- ▶ 防災セクターに対する日本の支援の現状と課題について分析し、災害時の被害を最小限に止めるための減災を目指したより効果的な防災セクターへの支援方法を整理するため、京都大学、大阪大学、コンサルタント及び本行関係者からなる調査団をインドネシアとネパールに派遣し、「アジアの開発途上国における参加型防災に関する調査」を実施しました。本調査結果を、2007 年 5 月に京都で開催されたアジア開発銀行(ADB)年次総会で発表し、参加者からの高い関心を集めました。

<事例紹介> アルジェリアの震災復興を支援

小学校完成記念行事が開かれる -

アルジェリアは2003年5月に発生した地震により、震源のブーメルデス県およびアルジェ県を中心として、 死者2,268人、負傷者約1万人という大きな被害を受けました。地震直後の日本からの国際緊急援助隊 の派遣や、救援・医療活動等に続き、中長期的な復興支援として、本行は円借款(約20億円)により、特 に被害の大きかった学校(小学校26校、中学校4校、高校6校で合計36校)の再建を支援しています。

2006 年 11 月、ブーメルデス県の小学校の完成を記念し、同県および国民教育省の主催により、防災について知ってもらうための記念行事が県庁にて開催されました。アルジェリア側からは県知事、国民教育大臣、県防災・教育関係者、教員、小学生(約 200 名)、日本側からは、大使、本行、JICA が参加しました。

1995 年の阪神・淡路大震災の際にはアルジェリアから送られたテントが活用され、神戸では今でもアルジェリア・テントと呼ばれています。その後のアルジェリア震災では、阪神・淡路大震災の被災地から支援物資が届けられました。本行からはこのような両国間の政府、自治体、民間レベルの協力関係を紹介したほか、今回の学校再建の準備にも参加した神戸市の防災専門家に依頼し、阪神淡路大震災からの復興の経験と防災教育のあり方を紹介しました。また、アルジェリア震災をきっかけとして交流が続いている神戸の小学校から、アルジェリアの子供達へ向けたメッセージ・ビデオ・テープが本行を通じてアルジェリア側に渡され、上映されました。

2.課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・スマトラ沖大地震・インド洋津波やパキスタン大地震など、大規模災害直後の迅速な対応(国際的援助連携、災害復興計画の立案協力、復興資金供与)の経験を活かし、今後も災害発生時の機動的な対応が期待されます。また、災害問題は、国際協調の下に取り組む場面が多いことから、積極的かつ継続的なネットワークの構築・準備が重要です。

(参考) 過去の年間事業評価の結果一覧

2002年3月の「業務運営評価制度」導入時に策定した「業務戦略」(2002~2004年度実施)の下での、 各年度の年間事業評価の結果は、下表のとおりです。なお、「平成17年度年間事業評価」における段階 評価との非連続性に関する留意点(従来と比べて段階評価の基準自体を見直した結果、過去の評価結果とは全く比較できなくなっていること)については、第一部(8頁)で既に述べたとおりです。

(表) 平成 14~16 年度の年間事業評価における段階評価とその基準

(1) 段階評価

| 分 野 | | | | 段階評価 | |
|------------|----------|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 分 | 野 | 課題 | 2002 (14 年度) | 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) |
| | | 民間金融機関の補完·奨励の徹底及び民間資金と の役割分担の明確化 | А | А | А |
| | | 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段 の有機的な活用 | В | А | А |
| | 事業に関する課題 | 国際機関・他国公的機関との積極的連携 | А | А | Α |
| | | 環境問題に対する配慮の徹底及び環境改善案件 への積極的取り組み | А | А | А |
| 基本 | | 中堅・中小企業向け支援内容の充実 | А | А | Α |
| 基 中 | 財務に関する課題 | 適正な損益水準の確保 | В | А | Α |
| | | 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管 理 | В | В | В |
| | | オペレーションの機動的・効率的な実施 | В | Α | Α |
| | 組織能 | 我が国国民の意見・要請の適切な反映 | А | В | В |
| | る課題 | 利用者の視点に立った業務の改善 | В | А | В |
| | | | А | А | А |
| | | アジア地域における市場の信認回復のための健 全な経済運営に対する支援強化 | А | А | А |
| | | アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング 強化 | Α | В | В |
| | | アジア各国の国際金融市場における資金調達支 援 | В | А | А |

| | 分野 課題 | | 評価結果 | |
|------------------|---|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 分 野 | 課題 | 2002 (14 年度) | 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) |
| | アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏 まえた選択的な支援の推進 | A | A | А |
| | 貧困削減への対応の強化 | А | А | А |
| 開発途上国の 経済社会開発 | 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動 を推進する支援 | А | A | А |
| 支援 | 知的協力の推進 | А | А | В |
| | 我が国国民の参加と他の援助形態·機関等との連 携による開かれた円借款業務の推進 | А | В | В |
| | 円借款業務の質の向上 | А | А | Α |
| 我が国の資源 | 我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保 | Α | Α | Α |
| の安定確保 | 高リスク・巨額な資源案件への適切な対応 | В | В | В |
| | 日本企業の輸出競争力の確保 | В | А | В |
| 我が国の資本・技術集約 | 日本企業の輸出機会の創出 | А | А | А |
| 型輸出の支援 | 我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度 の構築 | А | А | А |
| | 開発途上国における日本企業の事業機会の創出 | А | А | А |
| 我が国産業の 国際的事業展 | 日本企業のニーズを反映した開発途上国政府による経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援 | В | А | В |
| 開の支援 | 日本企業のニーズを反映した開発途上国における 裾野産業の育成 | А | В | А |
| | 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応 | А | В | В |

| /\ ma | 分野課題 | | 評価結果 | | | |
|--------------|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--|--|
| 刀 靪 | 味 建 | 2002 (14 年度) | 2003 (15 年度) | 2004 (16 年度) | | |
| | 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国 の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充 | A | A | Α | | |
| 開発途上国の | 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充 | В | А | Α | | |
| 地球規模問題への対応支援 | 球規模問題 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題へ | | | В | | |
| | 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国 内外の研究機関・国際機関・企業・NGO 等の関係 機関との知的連携の強化 | А | А | А | | |
| it it | Α | 22 | 26 | 22 | | |
| П | В | 11 | 7 | 11 | | |

⁽注) 上表では、わかりやすさを確保するため、過去の段階評価が一覧できるよう併記していますが、2002~2004 年度の間においても、外部有識者委員会の意見等も踏まえつつ、評価手法等制度運用の見直し、改善を図ってきており、各年度の段階評価を単純に比較することは必ずしも適切ではありません。

(2) 段階評価の基準

| 段階評価 | | 段階評価の基準の考え方 |
|------|------------------------------|---|
| A | 適切な取り組みがなされたものと評 価されます。 | 指標の達成度の評価()が良好な場合(注)、またはが良好ではないが、指標に掲げていない取り組みの評価()、年間事業計画に予め掲げていない追加的な取り組みの評価()が極めて良好であるもの。 |
| В | 概ね適切な取り組みがなされたもの と評価されます。 | が良好ではないが、 、 が良好であるもの。 |
| С | 取り組み状況を踏まえた新たな対応 策が必要です。 | 、、が良好ではないもの。 |
| - | 外部環境の変化等により評価不能。 | |

⁽注) 制度運用の初期の段階では、指標だけでは必ずしも適切に反映されない「課題」もあるため、指標の達成度に関する 評価が良好である場合も自動的に A とせず、指標と課題の関係に留意します。

平成 18 年度年間事業評価等に係る外部有識者委員会の意見書

意見書

本意見書は、「平成 18 年度年間事業評価等に係る外部有識者委員会」(構成委員は別紙の通り。)第2回会合(平成19年9月28日開催)での議論を踏まえ、評価結果の妥当性及び業務運営評価制度の今後の運用改善に向けた意見を取りまとめたものである。今回の議論の前提となる、第1回会合(平成19年6月15日開催)における評価手法等に関する意見は別添の通り。

1. 評価書の妥当性について

評価手法は適切に適用されており、評価書は妥当である。その他、改善が見られる点、また留意すべき点は以下の通り。

- (1) 政府の政策や顧客ニーズ等の外部環境を踏まえた戦略的な業務の取り組みについて、 経営的判断に基づくメリハリのある評価がなされている。ただし、内部マネジメントの上で は戦略的にメリハリの効いた相対的な評価が求められる反面、アカウンタビリティ確保の ためには各課題の達成状況に基づく絶対的な評価を維持することにも留意が必要。
- (2) 各課題別の評価だけでな〈、業務実績の総括的な評価や課題を跨る取り組みの評価も 盛り込むことができれば、JBIC の業務実績を理解する上でより一層分かりやすい。
- (3) 各課題の段階評価の根拠につき、読み手に分かりやすい形で記載することが望ましい。
- (4) 業務の質的側面を評価する際に、その反省点についても採り上げることができれば、今後の業務改善に活用することが可能と思われる。

2. 制度運用の改善点について

- (1) 現行の評価制度は計画値の達成度を基に評価する目標管理型であるところ、適正な水準の計画値を設定することが重要。前年度の業務実績を踏まえつつ、外部環境の変化 も十分考慮した計画値を設定することが望ましい。
- (2) 複数年度に亘り「」となった課題については、その原因を分析し、業務改善に取り組むとともに、必要に応じて業務戦略見直し時に指標を変更する等の対応も必要であるう。
- (3) 評価書の公表方法の改善策では、読者に分かりやすいよう工夫が施されており評価できる。引き続き、JBIC の業務に対する国民一般の理解を深めるための努力を期待する。

平成 19 年 10 月 9 日

国際協力銀行業務運営評価制度 平成 18 年度年間事業評価等に係る 外部有識者委員会 座長 髙木 勇三

業務運営評価制度: 平成 18 年度年間事業評価等に係る外部有識者委員会 第1回委員会議事要旨 (平成 19 年 6 月 15 日開催)

評価手法については、委員会より妥当との判断を得た。なお、評価手法や制度運用について、 以下の意見があった。

1. 評価手法について

- (1) 現行の評価制度は自己評価制度であり、自ら目標を設定し、外部環境の変化に応じて追加的な取り組みを行うことを前提とするもの。また、質的側面や定性面での評価を加味する等、多面的な視点から業務に対する取り組みを積極的に評価する仕組みになっている。
- (2) JBIC の業務は事業環境や顧客のニーズの変化等が大きいと考えられるが、こうした自律 的且つ多面的な評価が、外部環境の変化に対する能動的な取り組みを促している。

2. 制度運用について

- (1) アカウンタビリティ確保の手段としてはよ〈整備されている。内部マネジメントへの一層の 活用について、引続き検討が必要。
- (2) 本制度で蓄積された経験、ノウハウを移行後新組織の評価制度でも活用することが望まれる。

以上

委員一覧(座長を除き50音順)

髙木勇三 公認会計士(座長)

岩崎慶市 株式会社産業経済新聞社論説副委員長

大住莊四郎 関東学院大学経済学部教授

讃井暢子 社団法人日本経済団体連合会国際第二本部長

城山英明 東京大学大学院法学政治学研究科教授